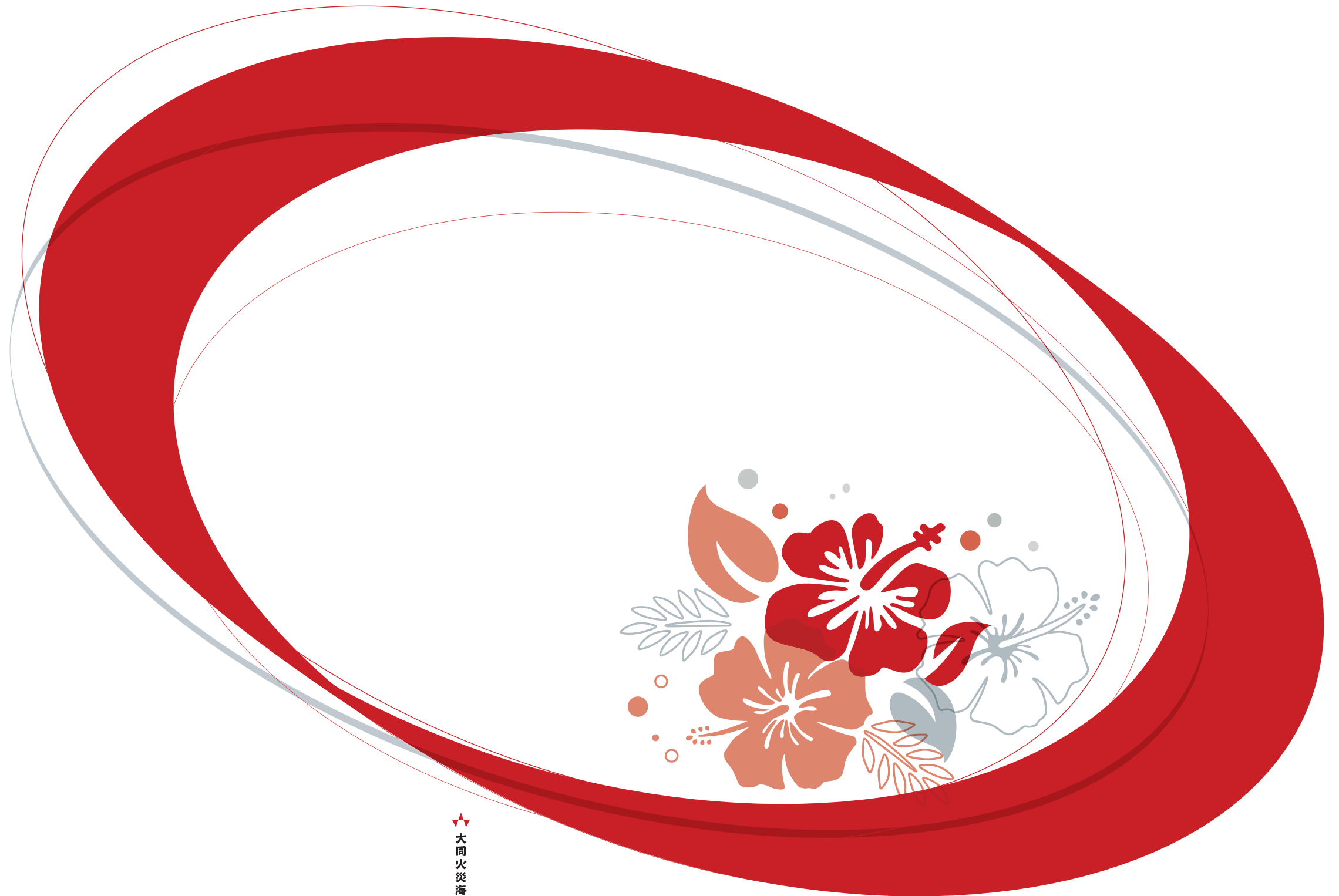


大同火災の現状 2025

ディスクロージャー誌



はじめに

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などの事業活動について、より詳しく、わかりやすくご説明するため、「大同火災の現状 2025ディスクロージャー誌」を作成しました。本誌が、当社をご理解いただくうえで、お役に立てば幸いです。

2025年7月

会社概要【2025年3月31日現在】

名 称：大同火災海上保険株式会社

英文名称：THE DAIDO FIRE AND MARINE INSURANCE COMPANY LIMITED

創 業：1950年9月

資 本 金：1,054 百万円

正味収入保険料：17,973 百万円

総 資 産：46,110 百万円

従業員数：320 名(注1)

営業拠点：9 営業課・支社

損害サービス拠点：4 カ所(注2)

代理店数：1,309 店

本店所在地：〒900-8586

沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

(注1) 従業員数には、使用人兼務取締役、休職者等を含みません。

(注2) 損害サービス拠点数には、分室を含みます。

目 次

トップメッセージ 1

トピックス 2

■大同火災の経営について

I. 経営理念・中期経営計画 6

II. 業務品質向上に向けた取り組み 8

III. 事業の概況・代表的な経営指標 15

IV. サステナビリティに関する取り組み 20

V. 各方針・体制について 32

VI. 募集制度 51

■商品・サービスについて

I. 保険のしくみ 54

II. 主な取り扱い商品 58

III. 保険商品の開発状況 60

IV. サービス体制 61

■業績データ

I. 事業の状況 64

II. 経理の状況 76

III. 事業の概況及び経理の状況(連結) 99

■コーポレート・データ

I. 会社沿革 110

II. 株主・株式の状況 112

III. 会社の組織 115

IV. 当社および子会社の概況 118

V. 設備の状況 119

VI. 役員の状況 120

VII. 従業員の状況 122

■その他

・損害保険用語の解説 124

トップメッセージ



平素より大同火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、1950年(昭和25年)に前身会社である「琉球火災」が、米軍施政権下の沖縄県において初の損害保険会社として創業以来、保険事業を通じて、県民生活の安定および地域経済の発展に密接に関わってまいりました。この間、幾多の困難を乗り越え、直接的に本土復帰を経験する唯一の保険会社としての基盤を築くことができましたのも、ひとえにお客さまをはじめとする関係各位のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

昨年度は、日本各地で台風や豪雨など自然災害が相次ぎました。特に能登半島地震の被災地における集中豪雨や、沖縄県内においても、北部地域を中心とした集中豪雨により、甚大な被害がもたらされました。被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

また、県内経済におきましては、年間を通して物価高がみられるも、消費関連、観光関連の回復が顕著となり、緩やかに拡大する動きとなりました。損害保険業界においても、経済の回復基調に伴い、マーケットが緩やかに回復しております。その一方で損保業界における一連の不適切事案を踏まえ、金融審議会より「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書が公表されました。これにより明確となった課題を真摯に受け止め、業界における課題解決に向けた取り組みについて、当社においても最優先課題として位置づけ、信頼回復に向けた取り組みを進めてまいります。

そうした中、当社は「この島の損保。」として、継続的・安定的に“あんしん・あんぜん”を提供できる事業基盤の構築と、お客さまから支持され沖縄と共に成長し続けることを目指し、2025年4月より、第15次中期経営計画をスタートしております。今期は創業75周年を迎える節目の年であり、100年企業を目指し未来を創る企業として、「原点新化」をスローガンに取り組んでいくこととしています。

本計画においては、「この島と共に未来を創る価値創造」「持続可能なビジネスモデルへの変革」「人と組織の挑戦と成長」を基本戦略の3本柱として掲げており、これらの取り組みにより新たな価値提供を行うことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。そして「お客さまをリスクから確実にお守りする」という信念を持って取り組み、沖縄県に基盤を置く損害保険会社として、お客さまから信頼され選ばれる保険会社となるよう邁進してまいります。

今後とも皆さまの変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2025年 7月

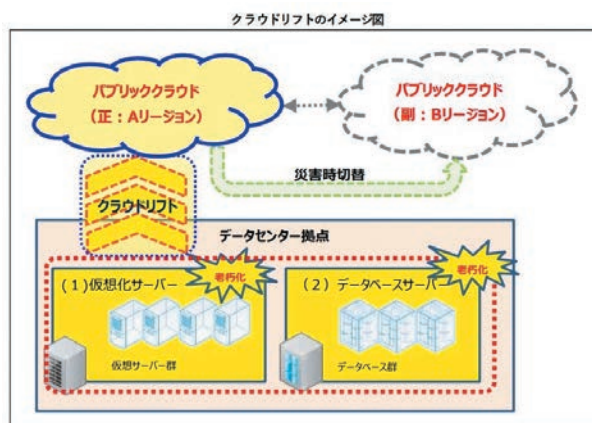
大同火災海上保険株式会社
取締役社長 松川 貢大

基幹システムをクラウドへ全面移行

当社は、基幹システムをオンプレミス環境からクラウド基盤へ全面移行（クラウドリフト）し、新たなシステム基盤での稼働を開始しました。

当社はこれまでメインフレームからオープン系システムへの移行を進め、オンプレミス環境で基幹システムを運用してきました。今回のクラウド移行により、システム基盤の最新化、BCP（事業継続計画）の強化、運用コストの最適化、セキュリティの向上を実現しました。さらに、柔軟性と拡張性に優れたクラウド基盤を確立し、DXの加速を支える環境を整備しました。

今後も、デジタル技術を活用し、より高品質なサービスの提供と業務効率の向上を推進し、お客様の利便性向上と安心の提供に努めてまいります。



「おきなわ版 災害への備えハンドブック」のリリースについて

当社は新たに「おきなわ版 災害への備えハンドブック」をリリースしました。

本ハンドブックは、地震や津波、台風などの自然災害に対する備えや、事前対策を学ぶためのガイドブックです。

「もしものとき」に必要な知識や技術を学んでいただき、災害に備える力を高めることを目的に、特定非営利活動法人 日本防災士会沖縄県支部の監修、ならびに那覇市消防局の協力を得て作成いたしました。

「おきなわ版 災害への備えハンドブック」を通じて、家庭ひいては地域の防災・減災意識をさらに高めていき、災害に強い沖縄県の実現を目指しています。

今後も日本防災士会沖縄県支部や那覇市消防局などの関係機関と連携し、地域社会の防災力向上に貢献してまいります。



インバウンド保険における医療MaaS「ぬちまーす号」との連携について

インバウンド旅行客向けの海外旅行傷害保険において、お客さまの利便性向上や社会課題解決の観点から、医療MaaS「ぬちまーす号」と提携いたしました。

「ぬちまーす号」では、看護師が患者の元へ出向いたうで、オンライン診療の医療サービスを提供しておりますが、当社のインバウンド保険の加入者においても、本サービスが受けられるようになることから、今回の提携によりお客さまの利便性向上を図ることができます。

沖縄県においては、インバウンドの増加により受入体制の強化が課題となっておりますが、このような保険サービスの提供を通して、今後も社会課題解消へ貢献してまいります。



「交通安全D-LeaRning」の提供について

当社は、事業用自動車保険契約者向けに、事故削減に向けたオンライン教材「交通安全D-LeaRning」の提供を開始いたしました。

「交通安全D-LeaRning」では、交通に関するルールなど運転するうえで最低限覚えておくべき内容が出題され、企業全体での回答傾向を踏まえた交通安全講習会の実施などを通して、企業全体の交通安全に関する意識の向上を図ることを目的としています。「交通安全D-LeaRning」を開発することで、時間や場所の制約を超えた柔軟な学習機会を提供し、さらなる交通安全意識の浸透を目指しています。

今後も関係機関との連携を強化しながら、あんしん・あんげんな沖縄県の実現を目指して各種取り組みを推進していきます。



大同火災の経営について

I. 経営理念・中期経営計画	6
II. 業務品質向上に向けた取り組み	8
III. 事業の概況・代表的な経営指標	15
IV. サステナビリティに関する取り組み	20
V. 各方針・体制について	32
VI. 募集制度	51

I. 経営理念・中期経営計画

1. 経営理念

社 是

われわれは損害保険の公共的使命に鑑み
その普及を図り適正迅速な保障を行う

われわれは企業の信用と繁栄を築き
社会に奉仕する

われわれは知性を高め
よりよき損保人となるよう努力する

2. 経営ビジョン

(1) 長期ビジョン (#DAIDO_VISION_2035)

地域社会との共創、革新的な価値提供、持続可能な成長を通じて、保険の枠を超えた新たな役割を担い、この島になくてはならない企業を目指します。

3. 中期経営計画

(1) 第15次中期経営計画

当社は、2025年4月より第15次中期経営計画（3年間）をスタートさせています。本中期経営計画においては、以下のとおりのスローガン、基本戦略を掲げています。

■計画名称（スローガン）

100年企業を目指して、未来を創る “原点新化”

■基本戦略

- ◎この島と共に未来を創る価値創造
- ◎持続可能なビジネスモデルへの変革
- ◎人と組織の挑戦と成長

4. 会社の特色

(1) 地域社会とともに発展する大同火災

当社は、沖縄県那覇市に本店を置き、主として沖縄県を対象として損害保険事業を営んでおります。

国内損害保険会社のなかで唯一沖縄県に根ざし、沖縄県内を中心に事業を展開する会社であり、地域の損害保険会社として地域社会とともに発展してきました。前身会社である「琉球火災」と「共和火災」では、戦後沖縄の復興期に琉球復興金融基盤融資による民間住宅の火災保険引受け等、生活の安定と健全な経済活動の維持に努め、また琉球政府の自動車損害賠償保障法の施行に伴う自賠責保険業務を民営保険として運営し、交通事故被害者の救済にあたってきました。1972（昭和47）年には、沖縄県の本土復帰と同時に国内元受損害保険会社として20番目の認可を受け、新たな一歩を踏み出しました。これからも地域社会とともに発展し地域社会に貢献するため、積極的な営業活動を推進していきます。

(2) 人間尊重が基本

地域社会とともに生き地域社会の発展に寄与するには、人と人との信頼関係を保っていくことをおいて他にありません。当社は、「信頼」という財産のうえに、地方の損害保険会社として公共的使命を果たすべく常に努力を続けていますが、そのためには人と人との融和を図る「人間尊重」が大切です。当社ではこのような考えに基づいて社員の教育や研修を行い人財の育成を図っています。

第15次中期経営計画

【大同火災 経営ビジョン】

#DAIDO_VISION_2035

沖縄の未来を共に描き、安心と信頼の絆を紡ぐ“共創のパートナー”

加速度的な外部環境変化を踏まえて、10年後の2035年に目指す姿として

“#DAIDO_VISION_2035”を設定しました。

地域社会との共創、革新的な価値提供、持続可能な成長を通じて、保険の枠を超えた新たな役割を担い、この島になくてはならない企業を目指します。

【第15次中期経営計画の全体像】

■スローガン：100年企業を目指して、未来を創る **“原点新化”**

基本戦略1:この島と共に未来を創る価値創造

地域社会と共に成長し、お客さまへ新たな価値を提供

基本戦略2:持続可能なビジネスモデルへの変革

環境変化に適応し、収益性を確保する新たな基盤の構築

基本戦略3:人と組織の挑戦と成長

“原点新化”を実現する人財育成と変化に強い組織への成長

「原点新化」を推進する4つの基盤

原点新化を支える 企業文化変革

柔軟で革新的な風土を
醸成

ガバナンスの強化

経営の透明性・公平性
を高め、ステークホル
ダーからの信頼を獲得

DXを活用した未来革新

DXで実現する顧客体験
と持続可能な成長の追
求

サステナビリティを基盤 とした経営の推進

地域社会への貢献を経
営の中心とし、社会的責
任を実現

Ⅱ．業務品質向上に向けた取り組み

1. お客さま本位の業務運営方針の策定について

当社は「“お客さま視点”による業務運営を実現し、沖縄に根差した損害保険会社として“日本一あんしん・あんぜんな沖縄県”の実現に貢献し、お客さまから絶対的な支持・信頼を得られる会社に向けて、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、あらゆる事業活動の局面において、コンプライアンスの徹底を最優先し、公平かつ公正な事業運営に努めてまいりました。

当社は、当社方針のもと、お客さま本位の業務運営の実現に向け、各方針に基づく取組状況を確認し、改善を図るとともに取組状況を定期的に公表し、お客さまから支持・信頼され、沖縄とともに成長し続ける企業を目指してまいります。

方針1. お客さまの声を経営に活かしていくための取り組み

当社は、お客さまの声対応方針のもと「お客さまの声」を全役職員が真摯に受け止め、迅速・適切な対応を行うとともに、お客さまの立場に立った業務改善を実施して、お客さま満足の上昇と業務品質および経営品質の向上に努めてまいります。

方針2. お客さまのニーズに対応した商品・サービスの提供

当社は、お客さまのニーズに対応した商品・サービスを提供するための取り組みに努めてまいります。

方針3. 保険募集におけるお客さまへの適切な商品・サービスの提供

当社は、保険の募集に際し、お客さまに保険契約について重要な事項を説明し、お客さまのご意向・ニーズに合致した保険を提供できるよう努めてまいります。

方針4. 保険金のお支払業務(損害サービス)の品質向上

当社は、事故や災害等に遭われたお客さまに対して、安心をお届けし、信頼に応えることができるように、損害サービスの向上に努めてまいります。

方針5. 利益相反の適切な管理

当社が行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引の適切な管理に努めてまいります。

方針6. お客さま本位の業務運営の浸透に向けた取り組み

当社は代理店や社員がお客さま視点による業務運営を実現し、沖縄に根差した損害保険会社として“日本一あんしん・あんぜんな沖縄県”の実現に貢献するため、本方針の定着に向けて取り組んでまいります。

2. お客様の声を経営に活かしていくための取り組み

〈お客様の声対応方針〉

基本理念

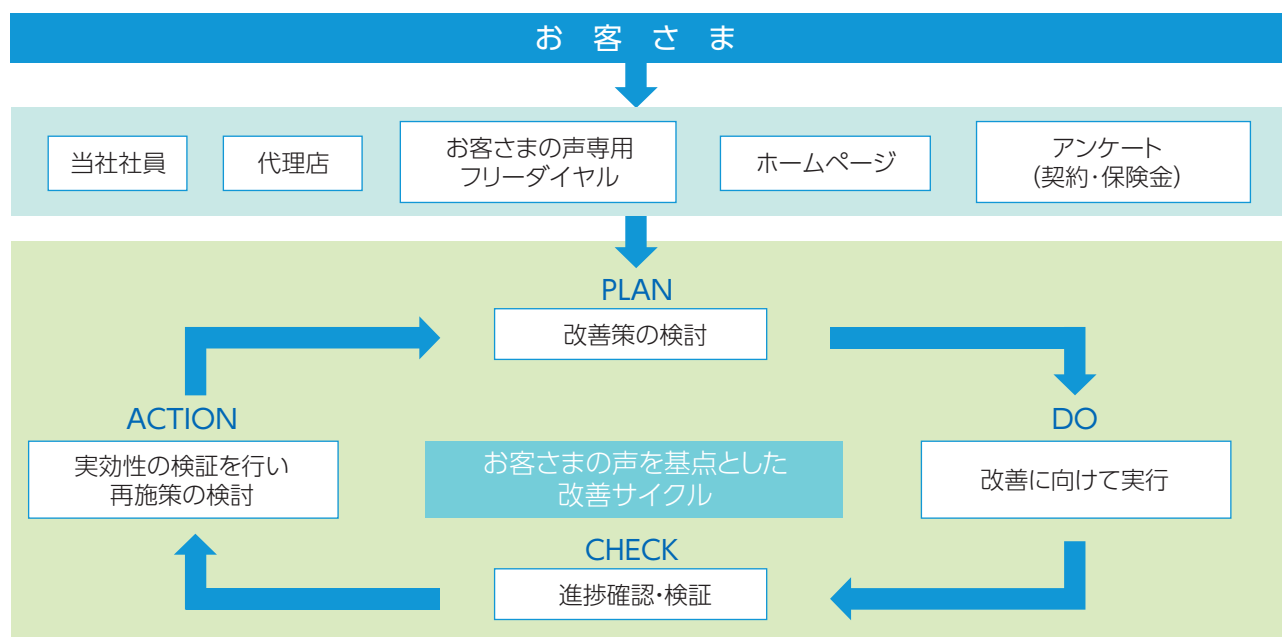
「お客様の声」を全役職員が、感謝と誠意をもって真摯に受け止め、迅速・適切な対応を行うとともに、お客様の立場に立った業務改善を実施して、お客様満足の上昇と当社業務品質および経営品質の向上に努めます。

取り組み方針

1. お客様から、不満・要望・相談・問い合わせ・お褒めの表明があった場合、「お客様の声」として感謝と誠意をもって真摯に受け止めます。
2. 全役職員を「お客様の声」受付および対応担当者とし、「お客様の声」が寄せられた場合、迅速・適切かつ真摯な対応により、解決に努めます。
3. 「お客様の声」を業務運営に反映させ、保険のご契約から保険金のお支払まで、一環したお客様サービスの向上に努めます。
4. 「お客様の声」を、積極的に業務改善、商品開発等に活かし、経営品質の向上に努めます。

◆当社との間で問題を解決できない場合には、損害保険業界に関連した紛争解決機関に解決の申し立てを行うことができます。
(11、12ページ参照)

3. お客様の声にお応えするための仕組み



4. お客様の声受付状況（3年度比較）

（単位：件）

申出内容別	2022年度	2023年度	2024年度
1. 契約・募集行為（ご契約手続きに関するもの）	48	50	41
2. 契約の管理・保全・集金（ご契約後の管理に関するもの）	68	46	38
3. 保険金（保険金支払いに関するもの）	65	61	24
4. 個人情報	1	1	3
5. その他	42	14	11
合 計	224	172	117

5. お客様の声事例（改善事例）

当社に寄せられたお客様の声をもとに、以下のような改善を行いました。

事例1 マイページで一部の契約内容変更のお手続きが可能となりました（自動車保険）

お客様の声

クレジットカードの変更をネットで手続きできるようにしてほしい。
住所の変更手続きがネットでもできるようにしてほしい。
※お客様満足度に関するアンケートへ寄せられたご要望です。

改善内容

2025年1月より、自動車（DAY-GO!）にご加入のお客様まで、利用可能な条件を満たしたご契約につきまして、一部お手続きができるようになりました。
現在マイページ上でお手続きできる内容は、
①クレジットカードの登録、変更
②契約者住所変更
③年齢条件変更
④運転者の範囲の変更
となり、今後更に拡充していく予定です。

事例2 「火災保険満期のお知らせと更新のご案内」はがきの評価額表示を変更しました（火災保険）

お客様の声

「火災保険満期のお知らせと更新のご案内」はがきに記載されている建物評価額と、代理店より提示された見積書の評価額が違っているのが困惑した。
※代理店を経由して受け付けられたご意見です。

改善内容

これまで「火災保険満期のお知らせと更新のご案内」はがきは、一定の条件を満たす場合には前契約の保険金額が記載されていました。
2024年10月1日保険始期契約より、保険金額設定の適正化の観点から、簡易評価により再計算した建物評価額を満期はがきへ記載する方法へと変更しました。
※簡易評価とは、「建物を簡便に評価するため、当社が標準的な目安として用いているもの」です。

事例3 「パンフレット兼重要事項説明書」へ注意書きを追加しました（火災保険）

お客様の声

パンフレットへ「保険期間は原則1年ですが、1年を超える長期契約（5年まで）や1年未満の短期契約も可能です」と記載されているのに、見積もりの際には、建物オーナーが契約する共同住宅（アパート）の保険期間は3年までと言われた。
パンフレットにはただし書きもないので、書かれた内容では、最長の5年契約ができるとしてしまう。

改善内容

契約の対象となる建物の立地や種類により、引受条件が設定されるケースがありますが、パンフレットにそのような記載がなく、お客様へ困惑させてしまいました。
2024年10月1日保険始期契約のパンフレットより、保険期間に関しては、「ご契約の条件によって異なる」旨注意書きを追加いたしました。

事例4

「コンビニ払」払込取扱票が別途送付されることを証券へ記載しました（自動車保険）

お客さまの声

保険証券の封筒が届いたが、コンビニ払の払込票が入っていない。コンビニ払で契約しているため、支払するための書類が証券と一緒に届くと思っていた。契約者でもわかりやすいように証券へ記載してほしい。

※代理店を経由して受け付けられたご意見です。

改善内容

払込方法が「コンビニ払」の際の払込取扱票について、証券とは別で郵送されることが証券に表示されていなかったため、別途送付される旨表示対応を行いました。

事例5

「おきなわ版災害への備えハンドブック」を作成しました

お客さまの声

日常で活用できる、お困りごとのQ&Aやハンドブックのようなツールがあれば便利だと思う。

※お客さま満足度に関するアンケートへ寄せられたご要望です。

改善内容

2024年12月に、楽しく防災・減災の知識を学び、「もしものとき」に備える力を身につけてもらうことを目的として「おきなわ版 災害への備えハンドブック」をリリースしました。クイズや動画などの親しみやすいコンテンツを通じて、災害時に必要な備えや対策、災害発生時の行動をわかりやすく伝える内容となっております。

6. 保険相談窓口のご案内

(1) お客さま相談センター（電話によるお問い合わせ）

「お客さま相談センター」を設置し、お客さまから保険に関するご相談、お問い合わせに対し、お電話での対応を行っています。

2024年度に、お客さまからお問い合わせいただきました保険相談件数は、11,718件です。

0120-671-071 受付時間：午前9：00～午後5：00（土日・祝日および12/31～1/3を除きます。）

(2) インターネットによるお問い合わせ

当社のホームページでは、商品・サービスのご紹介、営業・損害調査ネットワークのご案内、リクルートインフォメーション、会社案内、財務諸表などの情報を提供しています。

また、ホームページ（<https://www.daidokasai.co.jp/>）を通した「ご意見・ご相談」の対応も行っています。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界に関連した紛争解決機関

(3) 「そんぽADRセンター」（手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会（以下「損保協会」）と手続実施基本契約を締結しています。損保協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は次頁のとおりです。

名 称	全国共通
そんぽADRセンター	03-4332-5241

(受付は月曜日から金曜日(祝日・休日および 12/30～1/4 を除く。)午前 9 時 15 分～午後 5 時まで)
詳しくは、損保協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご参照ください。

(4) 「そんぽ ADR センター」以外の紛争解決機関

①「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<https://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

②「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」があります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(<https://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

7. 保険契約適正化の取り組み

(1) 適正な保険募集態勢の構築について

当社では、損害保険事業の社会的・公共的使命に鑑み、顧客ニーズを的確に捉えた最適な保険商品の提供を実現するため「お客さまからの信頼」を原点に置き、適正な保険募集態勢の構築の取り組みの一環として、「保険募集コンプライアンス・プログラム」を策定し、適正な募集コンプライアンスの実現に向けて取り組んでいます。

同プログラムは、金融庁の策定している保険会社向けの総合的な監督指針や一般社団法人日本損害保険協会が策定している各種ガイドライン等を踏まえ、当社の業務適正化と品質向上に向けた項目を管理し、適正な保険募集推進に取り組んでいます。

(2) 保険契約の適正な募集に向けた取り組み

保険契約の適正な募集に向け、次の取り組みを実施しています。

①お客さまへの説明体制の整備

引き続き「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」を書面により交付し、各種パンフレット、ご契約のしおり等も活用のうえ、重要な事項や商品の内容をわかりやすくご説明いたします。

また、保険契約申込書の「ご意向確認欄」「ご契約内容確認欄」等を活用してお客さまのご意向を把握し、ご契約内容がご意向に沿った内容になっているか等につき確認を行います。

なお、火災保険および自動車保険等の長期契約については、保険期間中にご契約内容の変更がないかご確認いただくために、ご契約内容を記載した書面を年に1度送付しています。

②商品開発体制の整備

「わかりやすい商品」を柱とした商品開発・改定を推進しており、商品や特約の整理・統合、商品間の各種規定の統一などに取り組んでいます。

また、商品開発部門だけでなく、募集、損害サービス、事務処理、システム開発の観点からも商品開発を行っています。

③お客さまの声への取り組み

お客さま相談センターにおいて、お客さまからのご意見・ご要望等を収集し、一元的な管理・分析を行っています。お客さまからいただいた声を基点とし『経営品質向上委員会』で全社的な再発防止策を検討のうえ、全社展開しています。

8. お客さまアンケート

(1) ご契約手続きに関するお客さまアンケートについて

〈調査期間〉 2024年4月～2025年3月

〈郵送件数〉 207,701件 【2023年度：169,145件】

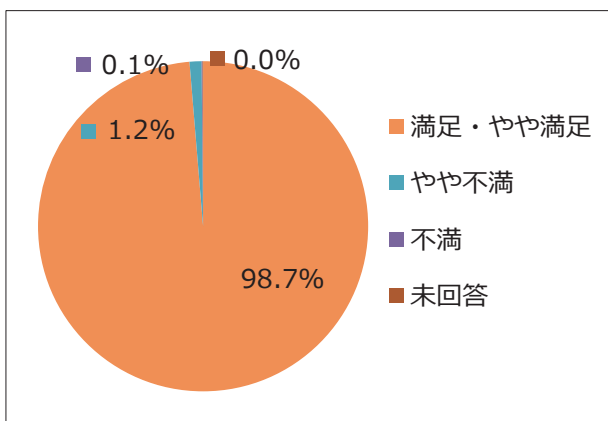
〈返信件数〉 2,056件（返信率：0.99%） 【2023年度：1,656件（返信率：0.98%）】

当社は、お客さまサービスの向上を図り、よりよいサービスをお届けするため、保険のご契約にかかるアンケートを実施しております。

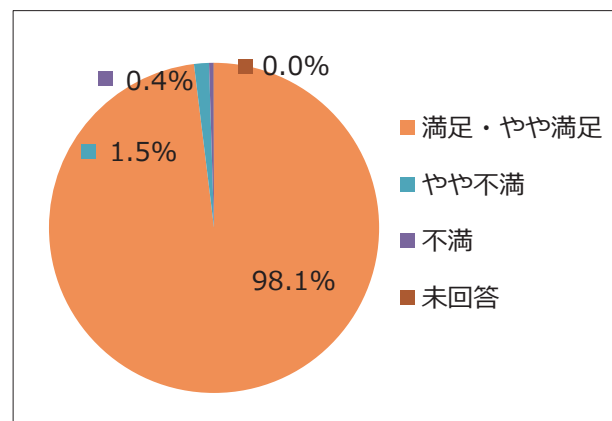
ご回答いただいた内容をもとに、ご契約時におけるお客さまへの対応状況や代理店満足度および当社満足度を確認し、幅広くお客さまのご意見・ご要望を取り入れる体制を構築しております。

●大同火災への総合的な満足度等について

○「大同火災」で契約して総合的に満足していますか？



○今回の代理店で契約して総合的に満足していますか？



(2) 事故対応サービスに関するお客さまアンケートについて

〈調査期間〉 2024年4月～2025年3月

〈郵送件数〉 2024年度 18,087件 【2023年度： 21,716件】

〈返信件数〉 2024年度 1,321件（返信率：7.3%） 【2023年度：1,974件（返信率：9.1%）】

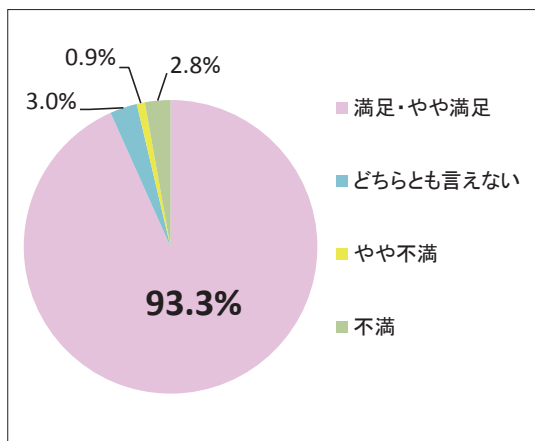
当社は、お客さまへの一層のサービス向上を図るため、保険金をお支払いしたお客さまを対象に事故対応サービスに関するアンケートを実施しております。

お客さまよりご回答いただいた内容や貴重なご意見については、更なる“あんしん”をお客さまへお届けできるよう、事故の受付から保険金支払までの各プロセスにおける業務改善へ活かし、お客さまサービスの向上を目指し取り組んでおります。

また、ご契約や商品に関するお客さまのご意見、ご要望等についても、募集体制および保険商品の充実に活かしております。

●大同火災の事故対応全般について

○今回の事故に対する大同火災の対応は全体的にご満足いただけるものでしたか？

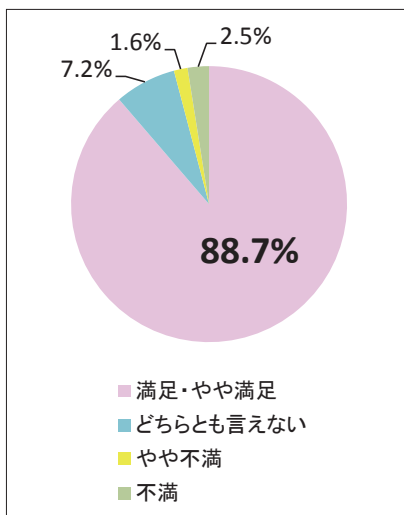


○フリー記述欄にいただいたお客さまの感謝の声（抜粋）

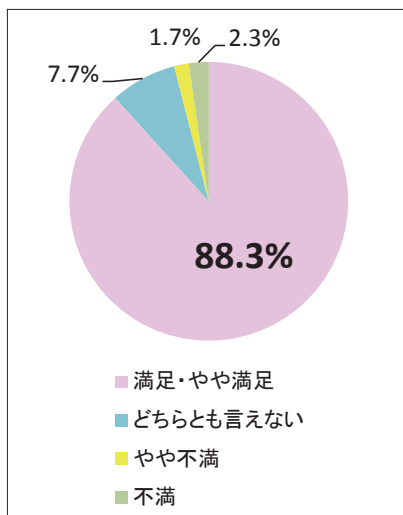
- ・これまで30年以上、代理店および大同火災の社員の皆さんにお世話になっています。とても信頼しています。いつもありがとうございます。
- ・相手の方の現在の状況を小まめに報告していただき本当に感謝しております。私の方の手続きもありありがとうございました。
- ・事故を起こした当方と、相手の方の修理代が高額だったことに不安にならないよう、丁寧に優しく対応していただきました。ありがとうございました。
- ・事故の連絡後、相手の方の対応をすぐにしてくれたので良かったです。安心しておまかせできました。
- ・対応が早くすごく助かりました。初めての事故で不安でしたが、定期的に連絡をもらえてありがたかったです。
- ・今回事故の件で大変お世話になりました。担当の方が丁寧に対応もよく、年始の忙しい時期に安心しておまかせできました。ありがとうございました。

●保険金のお支払・次回のご契約について

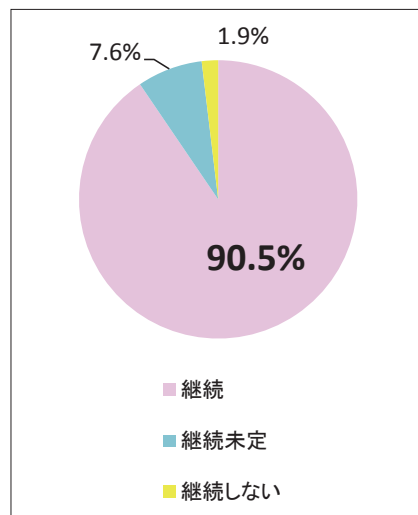
○お支払いまでにかかった期間はご満足いただけるものでしたか？



○実際にお受け取り、または支払われた保険金の内容はご満足いただけるものでしたか？



○今後も大同火災でご契約を継続していただけますか？



Ⅲ．事業の概況・代表的な経営指標

1. 2024年度の事業概況

●金融経済環境

2024年度の国内経済は、個人消費の復調や好調な観光需要により、緩やかな回復を続けており、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあります。

県内経済については、底堅い消費マインドと堅調な観光需要に牽引され、緩やかに拡大する動きとなりました。

損害保険業界では、物価高の影響等で自動車保険の損害率が悪化した一方で、政策保有株の売却や円安効果により増益見込みとなっています。

●当社の業況

このような環境のなか、当社におきましては、「第14次中期経営計画（3年計画）」の最終年度にあたり“Challenge Next Stage ～さらなる進化への挑戦～”のスローガンのもと、「地域社会のあんしん・あんぜんを支える成長戦略の展開」「強靱でしなやかな経営基盤の構築」「『挑戦心』と『実現力』を支える人と組織の醸成」の3つの基本戦略の達成に向けて、全役職員が一丸となって取り組みを進めてまいりました。人財育成や風土改革を含む組織強化は、新制度導入など施策の進捗はあったものの定着化までには至らず課題が残ることとなりましたが、最重要課題であったトップラインの伸長を図ることができ、一定の成果を得ることができました。

また、県内の企業・団体・官公庁・学校等への交通安全講習会の実施、那覇市の小学1年生へのランドセルカバーの寄贈、子どもの貧困対策支援のための食料品寄贈など、社会貢献活動にも継続的に取り組んでいます。

以上の諸施策を推進しましたところ、業績につきましては、経常収益は、保険引受収益が18,594百万円、資産運用収益が451百万円、その他経常収益が46百万円となり、前年度に比べ672百万円増収の19,092百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が13,253百万円、資産運用費用が332百万円、営業費及び一般管理費が4,194百万円、その他経常費用が25百万円となり、前年度に比べ104百万円減少の17,807百万円となりました。

その結果、経常利益は1,285百万円となり前年度に比べ776百万円増加となりました。

これに特別損益並びに法人税及び住民税、法人税等調整額を加減した当期純利益は1,019百万円となり、前年度に比べ695百万円の増加となりました。

●保険引受の概況

保険引受収益のうち正味収入保険料は、17,973百万円と、前年度に比べ848百万円、5.0%の増収となりま

した。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金につきましては、8,459百万円と前年度に比べ1,197百万円の減少となりました。その結果、正味損害率は51.3%となり前年度に比べ9.6ポイント減少しました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費につきましては、4,045百万円と、前年度に比べ51百万円、1.3%の増加となり、正味事業費率は前年度に比べ0.5ポイント減少の41.9%となりました。これらに積立保険料等運用益、支払備金戻入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受損益は1,392百万円となりました。

●保険種類別の概況

火災保険（地震保険を含む）

火災保険（地震保険を含む）の正味収入保険料は1,782百万円と前年度に比べ11.8%の増収となりました。正味損害率は、前年度に比べ84.2ポイント減少し、34.2%となりました。

海上保険（船舶保険・積荷保険）

海上保険（船舶保険・積荷保険）の正味収入保険料は90百万円と前年度に比べ5.7%の増収となりました。正味損害率は前年度に比べ28.9ポイント減少し、65.8%となりました。

傷害保険

傷害保険の正味収入保険料は518百万円と前年度に比べ11.7%の増収となりました。正味損害率は前年度に比べ4.0ポイント減少し、32.2%となりました。

自動車保険

自動車保険の正味収入保険料は11,560百万円と前年度に比べ4.8%の増収となりました。正味損害率は前年度に比べ1.7ポイント減少し、56.0%となりました。

自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償責任保険の正味収入保険料は2,173百万円と前年度に比べ1.3%の減収となりました。正味損害率は前年度に比べ1.6ポイント増加し、56.9%となりました。

その他の保険

その他の保険の正味収入保険料は1,847百万円と前年度に比べ5.9%の増収となりました。正味損害率は前年度に比べ4.0ポイント減少し、36.2%となりました。

●資産運用の概況

当年度末の総資産は、前年度末に比べ3.4%増加の46,110百万円となりました。このうち運用資産は、4.1%増加の42,186百万円となりました。運用にあたっては、債券等の有価証券を中心に効率的な運用に努め、利息及び配当金収入は、前年度に比べ47百万円増加の415百万円となりました。

●対処すべき課題

2025年度の国内経済は、総合経済対策の効果が下支えとなり、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待されます。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があります。

県内経済につきましては、個人消費において、県民の底堅い消費マインドと外国客の需要に牽引され、回復の動きに力強さが増し、緩やかな拡大に向かうと見込まれています。また、建設関連は、民間工事において景気の拡大に伴う企業の建設投資需要の高まりが期待され、緩やかに拡大するとみられています。

一方、県内損害保険マーケットについては、県内経済が拡大することを背景とした競争環境の激化や、大型台風襲来等の直面するリスクは予断を許さない状況にあり

ます。

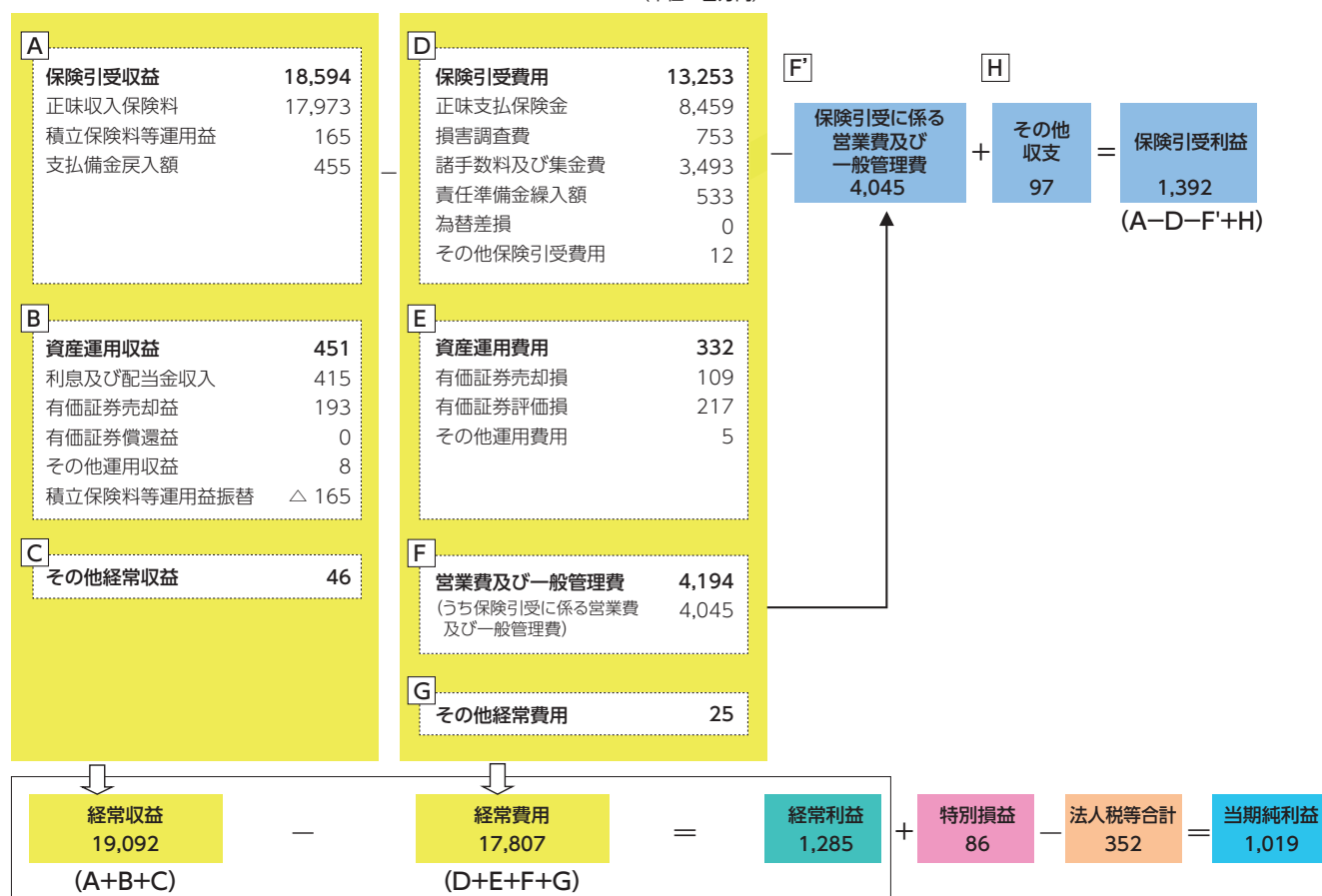
こうした経営環境のなか、当社におきましては2025年度から3か年の新中期経営計画をスタートしました。本計画では、10年にわたる長期経営ビジョンとして、“#DAIDO_VISION_2035”を掲げ、沖縄におけるあらゆる活動や事業に引き続き寄り添うと共に、沖縄を起点として広い世界へ挑戦する人々や企業を支援し、沖縄の社会・経済の持続的な発展に貢献することを目指しています。「この島と共に未来を創る価値創造」、「持続可能なビジネスモデルへの変革」、「人と組織の挑戦と成長」の3つを基本戦略の柱とし取り組みを推し進め、目指すべき将来像の実現に向けて邁進いたします。

第15次中期経営計画および長期経営ビジョンに関する概要は、以下のURLよりご確認ください。

<https://www.daidokasai.co.jp/corporate/vision/>

2024年度決算のしくみ

(単位：百万円)



2. 主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

項目		年度	2022年度	2023年度	2024年度
正味収入保険料 (対前期増減率)			16,667 (0.6%)	17,125 (2.7%)	17,973 (5.0%)
正味損害率			48.5%	60.8%	51.3%
正味事業費率			44.3%	42.4%	41.9%
保険引受利益又は保険引受損失 (△) (対前期増減率)			993 (14.8%)	379 (△61.9%)	1,392 (267.4%)
経常利益又は経常損失 (△) (対前期増減率)			1,035 (8.3%)	508 (△50.8%)	1,285 (152.5%)
当期純利益又は当期純損失 (△) (対前期増減率)			1,436 (88.9%)	323 (△77.5%)	1,019 (214.8%)
単体ソルベンシー・マージン比率			807.7%	792.0%	844.9%
総資産額			44,097	44,579	46,110
純資産額			7,015	8,191	9,267
その他有価証券評価差額			903	2,165	2,358
保険業法に基づく債権の状況	破産更生債権およびこれらに準ずる債権額		—	—	—
	危険債権額		—	—	—
	三月以上延滞債権額		—	—	—
	貸付条件緩和債権額		—	—	—
	正常債権額		1,787	1,657	1,472
	保険業法に基づく債権額合計		1,787	1,657	1,472
資産の自己査定結果	非分類	I 分類資産	35,718	39,403	42,095
	分類	II 分類資産	147	74	204
		III 分類資産	—	0	0
		IV 分類資産	32	29	239
		分類資産額合計	179	104	444
	合計		35,898	39,507	42,539

用語の説明

資産の自己査定における分類区分：

損害保険会社が、資産の健全性を把握するために回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、資産を以下の4つに分類します。

I 分類：査定基準日において「『II 分類、III 分類及びIV 分類に該当しない資産』で回収の危険性又は価値の毀損の危険性について問題のない資産」を指します。

II 分類：査定基準日において「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」を指します。

III 分類：査定基準日において「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」を指します。

IV 分類：査定基準日において「回収不可能又は無価値と判定される資産」を指します。

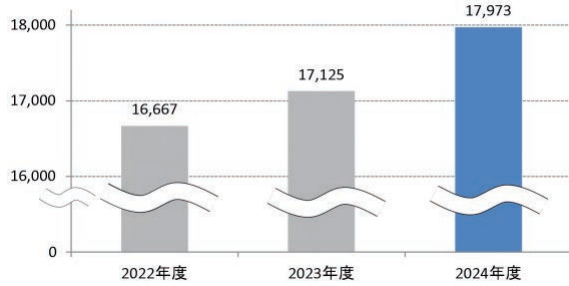
なお、上表の計数は直接償却前のものなので、合計は貸借対照表計上額よりも大きくなっています。

正味収入保険料（対前期増減率）

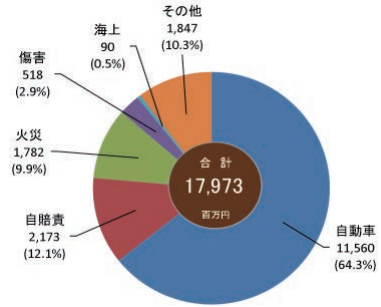
17,973 百万円（5.0%）

【正味収入保険料の推移】

（単位：百万円）



【正味収入保険料の種目別構成割合】

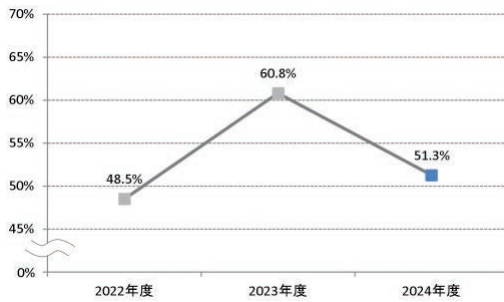


正味収入保険料

元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

正味損害率（対前期増減）

51.3 %（△9.5ポイント）

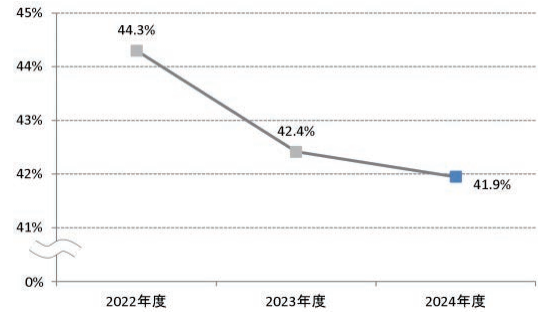


正味損害率

$(\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$

正味事業費率（対前期増減）

41.9 %（△0.5ポイント）



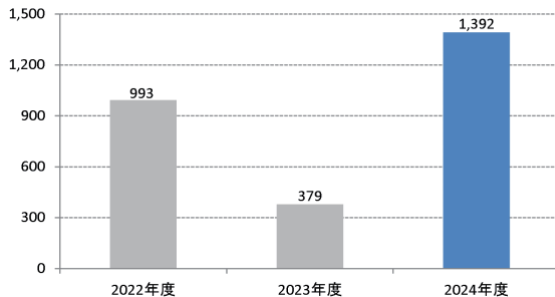
正味事業費率

$\text{保険引受に係る事業費} \div \text{正味収入保険料}$

保険引受利益（対前期増減率）

1,392 百万円（267.4%）

（単位：百万円）



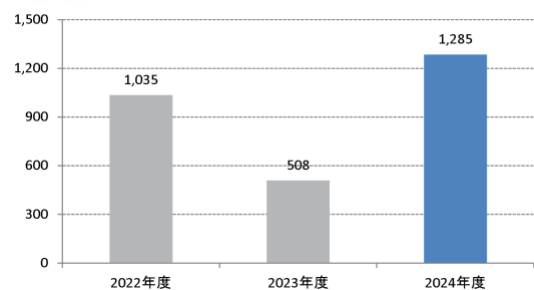
保険引受利益

$\text{保険引受収益} - \text{保険引受費用} - \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} + \text{その他収支}$

経常利益（対前期増減率）

1,285 百万円（152.5%）

（単位：百万円）

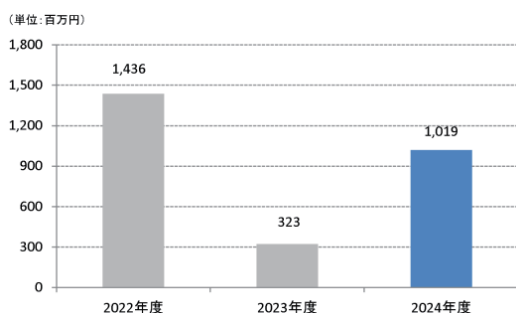


経常利益

$\text{経常収益} - \text{経常費用}$

当期純利益（対前期増減率）

1,019 百万円（214.8%）

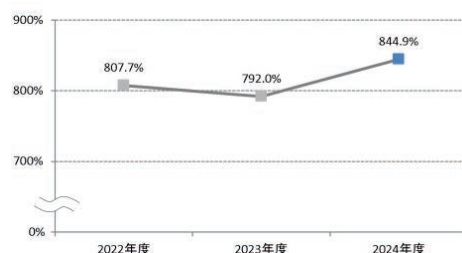


当期純利益

経常利益 + 特別損益 - 法人税等合計（法人税及び住民税、法人税等調整額）

単体ソルベンシー・マージン比率（対前期増減）

844.9 %（52.9ポイント）

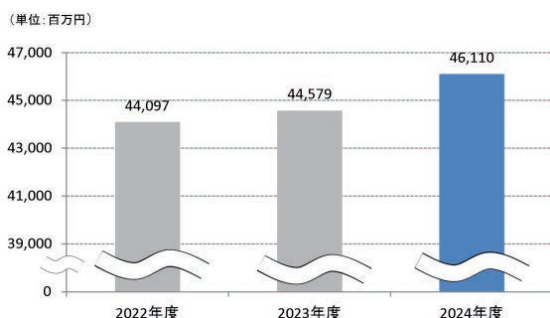


単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標です。単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産額（対前期増減率）

46,110 百万円（3.4%）

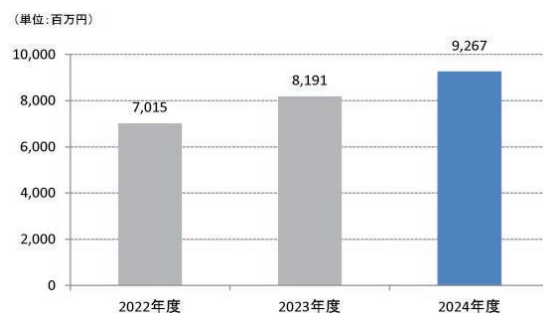


総資産額

損害保険会社が保有する資産の総額で、貸借対照表における資産の部の合計額をいいます。

純資産額（対前期増減率）

9,267 百万円（13.1%）

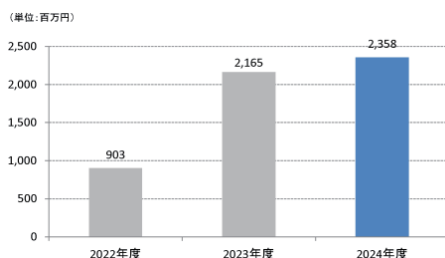


純資産額

総資産額から負債額を控除したもので、貸借対照表における純資産の部の合計額をいいます。

その他有価証券評価差額（対前期増減率）

2,358 百万円（8.9%）

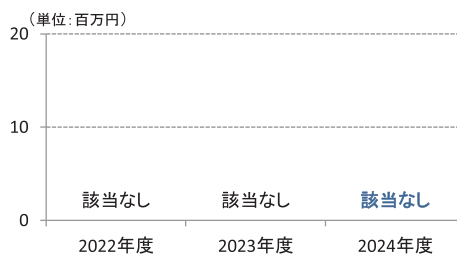


その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準」では、保有する有価証券を「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の4つの保有区分で区分しており、その大部分を占める「その他有価証券」については時価評価しています。「その他有価証券評価差額」とは、この場合の時価と取得原価（含む償却原価）との差額のことをいいます。

保険業法に基づく債権（正常債権以外）

該当なし



保険業法に基づく債権

保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している債権の金額です。債権の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」「正常債権」の5つに区分されます。詳細はP90(16)をご覧ください。

IV. サステナビリティに関する取り組み

大同火災グループのSDGs宣言

大同火災グループは、地域の損害保険会社として、経営理念の実践を通して、国連の提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献し、県民生活の安定および地域経済の発展に密接に関わり、持続可能な社会の実現を目指します。

1. 「この島の損保。」としての使命

大同火災グループは、「この島の損保。」として、県民へ“あんしん・あんぜん”を提供し、沖縄と共に成長し続け、地域経済の持続的な発展に貢献します。

2. 地球環境保護への貢献

大同火災グループは、地域生活の根底にある地球環境を守るため、地球環境保護の取り組みを推進します。

3. 地域社会発展への貢献

大同火災グループは、あらゆる不平等を解消し、多様な人財が活躍できる地域社会を目指し、取り組みを推進します。

大同火災グループの重点的な取り組み

1. あんしん・あんぜんの提供

・保険の普及・拡大

- ⇒沖縄県における無保険車の低減に向けた商品開発や販売促進の取り組み
- ⇒地域社会と保険の接点強化に向けた取り組み

・防災・減災サービスの取り組み

- ⇒交通事故防止に向けたロスプリベンションサービスの提供
- ⇒自然災害への適応力強化のためのリスク診断サービスの提供

・ニューリスクへの対応

- ⇒地域社会の様々なリスクに対する新たな商品開発



(1) 損害保険商品およびサービスの提供

沖縄県は、自動車保険の普及率が全国の中で最も低いことから、沖縄県民の生活の経済的安定を支えるべく、無保険車の低減に向けた商品開発を進めています。

(2) 交通安全講習会の開催

当社では、「あんしん・あんぜんな沖縄県」を目指し、県内の交通事故防止に向け企業・団体・学校等において交通安全講習会を開催しています。講習会では、交通事故の実態、事故加害者の法的責任や道義的責任、危険回避の方法および自動車保険加入の重要性など、参加対象者に応じたカリキュラムをとおして安全運転の啓発に取り組んでいます。

2024年度は、企業や団体、官公庁、学校等において計254回の交通安全講習会を実施し、交通事故防止に向けた啓発を行いました。

(3) 交通安全理解度テスト（交通安全D-LeaRning）のリリース

2024年11月より、当社は事業用自動車保険契約者向けに事故削減に向けたオンライン教材『交通安全D-LeaRning』の提供を開始しました。

本教材では、交通安全に関する設問を通じて従業員の理解度を把握し、企業ごとの回答傾向を分析することで、交通安全に関する課題を明らかにします。その結果をもとに、より効果的な交通安全講習会を実施し、事故防止につなげていきます。

(4) 自動車事故発生マップ「DAY-Map!」のリリース

2025年1月、警察庁が公表する交通事故に関するオープンデータと当社が保有する事故データ（自動車対人・対物事故データ等）を連携させ、事故発生地点を地図上に可視化するツール「DAY-Map!」をリリースしました。

本ツールは、一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター協力のもと作成したものであり、地域における交通安全対策の一助となることを目的としています。

今後も当社は、データの利活用をはじめとするさまざまな取り組みを通じて、沖縄県における事故防止・交通安全の向上に貢献してまいります。



(5) 交通事故防止&かぞく見守りアプリ「DAY-GO!なび」の普及推進

当社は、交通事故の防止と安全運転の促進を目的として、スマートフォン向けアプリ「DAY-GO!なび」を通じた情報提供・啓発活動を行っています。本アプリは、安全運転診断機能やドライブレコーダー機能、家族の安全運転見守り機能を搭載しており、日常の運転をとおして交通安全意識を高めることができます。

また、負傷者の救命率向上に資することを目的として、那覇市消防局とタイアップのうえ「応急手当事前学習機能」と「応急手当サポートナビ機能」のコンテンツもご用意しています。

今後も機能充実を図るなどして、事故削減に向けた支援を継続してまいります。

(6) 飲酒運転根絶アドバイザーの委嘱

2024年11月1日、当社の交通安全チーフアドバイザーが沖縄県警察より12年連続で「飲酒運転根絶アドバイザー」の委嘱を受けました。当社が実施する交通安全講習会においては、安全運転の啓発とともに飲酒運転根絶に向けた注意喚起や情報提供を行っています。

(7) 自転車事故防止活動

当社と沖縄県の包括連携協定にかかる取り組みの一環として、沖縄県警察および公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会との三者タイアップにより自転車交通安全チラシおよび啓発動画を作成しました。

本チラシ掲載の二次元コードから自転車のヘルメット着用義務化や交通ルール・事故に備える保険などに係る啓発動画が視聴可能であり、各警察署等へ配布のうえ各種イベントや交通安全教育の場をとおして自転車事故の防止を呼び掛けています。

(8) ランドセルカバーの寄贈

2025年4月、那覇市内の登下校に不慣れな新小学1年生の交通安全支援および交通安全推進活動に寄与することを目的として、株式会社旭堂と当社との共同で那覇市ヘランドセルカバーを寄贈しました。本取り組みは2006年から継続して実施しており今回で20回目となります。

なお、20回目の節目を迎えるにあたり、長年継続してきた大切な取り組みだからこそ今般のニーズにマッチしているのか確認する観点のもとより、なによりも受け取った保護者・小学1年生の皆さんに喜んでほしいとの想いを込めて保護者・先生方へのアンケートも添えました。回答いただいた内容は貴重なご意見として承り今後の取り組みに活かしていく予定となっています。

(9) 台風対策の調査研究

公益社団法人沖縄県建築士会監修のもと「わが家の台風対策」を発行し、台風対策の情報提供ツールとして冊子版を無償配布するとともに、当社ホームページ上でも公表しています。

また、県内大型商業施設や当社南部支社において「防風スクリーン」を設置し、台風被害の防止・軽減に向けた実証実験に取り組んでいます。

(10) 台風リスク診断サービス（リスクサーベイ）の実施

台風被害防止・軽減コンサルティングサービスの一環として、複数回にわたり台風被害を被ったご契約者（火災保険）を中心に台風リスク診断サービスを実施しています。

本サービスは、当社の損害鑑定人等が現地調査により風水災にかかる危険を洗い出したうえで、顕在化する可能性のあるリスクを総合的に評価し、台風被害の防止・軽減に向けたアドバイス等を行うサービスです。

2024年度はご契約者の建物21件を対象にリスクサーベイを実施しました。

(11) 住宅情報誌（県内紙）への災害関連記事の掲載

2024年7月および8月末発刊の住宅情報誌へ台風対策や地震への備えに関する特集記事を掲載し、台風襲来前の対策、火災保険や地震保険加入時における注意点などの情報提供を行い、台風や地震による被害の防止・軽減を呼びかけました。

(12) 那覇市との「津波緊急一時避難施設協定書」の締結

2018年3月より、大津波時における人々の生命・安全確保に寄与することを目的として、那覇市と当社との間で「津波緊急一時避難施設協定書」を締結しています。

この協定は、那覇市内の海拔の低い地域を対象として、海拔の高い建物を所有する企業や団体が、津波襲来時に緊急的に一時避難できる施設を提供し、低地に居住する市民の生命及び安全の確保に資することを目的としたもので、当社は本社ビルを提供することとしています。

(13) 那覇市消防局と連携した消防力および防災力強化への取り組み

2024年8月3日、那覇市消防局とのタイアップ企画として、那覇市民向け防災・減災教室「夏休み！親子防災・減災体験教室」を開催しました。

当日は、那覇市消防局高度救助隊による災害救助活動に関するクイズや、当社社員による損害保険に関するクイズの出題をはじめ、消防車両・防災備蓄倉庫の見学、ハイパーミストブローカーによる強風体験など、親子で楽しみながら防災を学べる多彩なプログラムを実施しました。

今後も那覇市消防局との連携をはじめとする防災啓発活動を通じて、あんしん・あんぜんな沖縄県の実現に貢献してまいります。

(14) 「この島のあんしん・あんぜん白書（2024年度版）」の発行

「交通安全」「防災」「防犯」「健康」の各分野における沖縄県の現状を客観的データなどから確認できる「この島のあんしん・あんぜん白書（2024年度版）」を作成し、当社ホームページ上で公表しています。

(15) 「おきなわ版 災害への備えハンドブック」の発行

地震、津波、台風などの自然災害への備えをはじめ、親子で楽しく防災・減災の知識を学び、「もしものとき」に備える力を身につけてもらうためのガイドブックとして、「おきなわ版 災害への備えハンドブック」を発行しました。

作成にあたっては、特定非営利活動法人 日本防災士会沖縄県支部の監修、那覇市消防局の協力を得ており、後者についてはロープワーク動画・実際の災害現場写真の提供をいただくなど、実用的で役立つ内容を意識して作成しました。当社営業店にて配布しています。



(16) 「ありんくりんニュース」の配信

県民の皆さまへ自然災害や交通安全、防災・減災に関する情報をわかりやすくお伝えする「ありんくりんニュース」を公式LINE・当社ホームページ上で定期的に配信しています。交通関連の法改正情報や災害へ備える際のポイントなど、暮らしに役立つタイムリーな情報提供を目指しています。

今後もよりわかりやすく、タイムリーな情報発信を心掛けて、あんしん・あんぜんな沖縄県の実現に貢献してまいります。

(17) 「事業継続力強化計画」認定取得支援

自然災害リスク等に備え、被害の軽減および事業の早期復旧を図るために、平時から対策を講ずることを目的として策定する「事業継続力強化計画」について、お客さま・当社代理店における本計画の策定支援を行っています。

経営環境の複雑化に伴い事業が停止した際の他企業や地域、関係者への影響は一層大きくなっているなど、社会的要

請としても企業の「事業継続力強化」が求められており、災害等に強い企業を目指すことは、ますます重要な課題となっていることから、今後も積極的に支援してまいります。

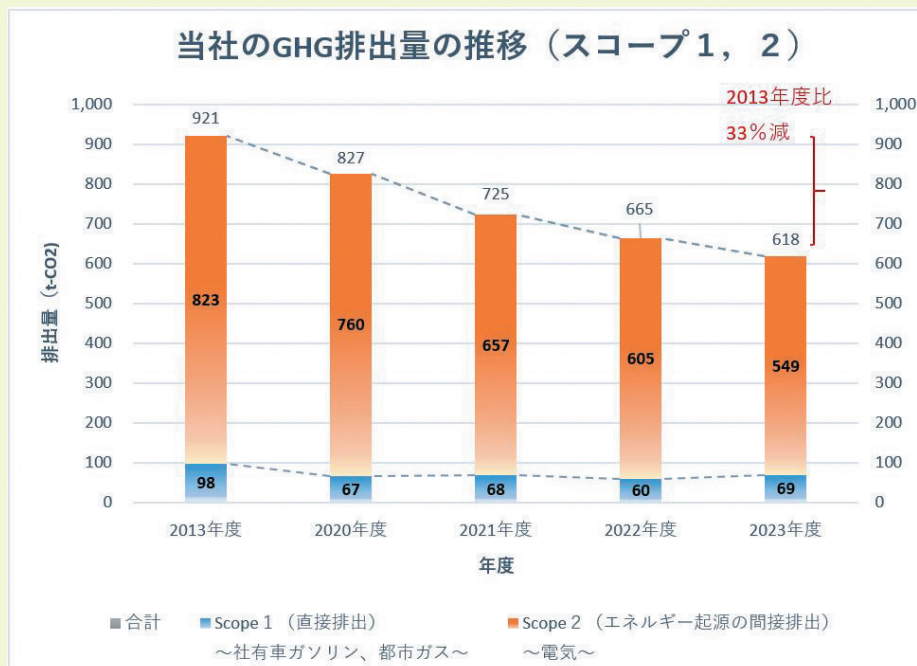
2. 地球環境問題への取り組み

・地球温暖化対策

⇒ペーパーレス化の推進

⇒エネルギー効率の改善に向けた取り組み

当社事業活動における温室効果ガス排出量（スコープ1, 2）を算出しました。



沖縄の自然環境保護への取り組み

⇒「島エコプロジェクト」によるサンゴ礁の保全・再生活動

(1) Terra Charge株式会社と連携したEV充電スタンド設置の推進

当社は、2023年12月にTerra Charge株式会社と業務提携契約を締結し、沖縄県内におけるEV充電インフラの普及を通じて、あんしん・あんぜんなサービス体制の構築および脱炭素社会の実現に取り組んでいます。

(2) ペーパーレス化の推進

当社では、デジタル・ペーパーレス化を推進することを目的としたプロジェクトチームを発足し、当社が作成している証券・各種はがき・申込書などを含めた大量の紙資源を節減することで、地球環境保全により一層貢献し、SDGsや脱炭素化に寄与する取り組みを進めています。

(3) エネルギー効率の改善に向けた取り組み

当社では、地球環境保全を目的に一部の社用車に電気自動車（EV車）を導入するなど、エネルギー効率改善に向けた取り組みを進めています。

(4) リサイクル部品使用特約の販売

循環型社会を商品面より支援する観点から、「リサイクル部品使用特約」を販売し、リサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

※リサイクル部品とは、使用済み自動車から再利用可能な部品を取り外し、清掃、美化、品質チェックを行ったものや、摩耗や劣化した部品を交換してから再度組み立て、品質チェックを行ったものです。自動車の修理にリサイクル部品を使用することで、廃棄物を削減し、新品部品を使用する場合に比べて大幅なCO2の削減に貢献することができます。

(5) 「エコ割引（3％）の導入」

環境配慮型自動車であるハイブリッド車や電気自動車等の普及促進の観点から、これらの自動車に対して保険料を割引く「エコ割引（3％）」を導入しています。

(6) Web証券・Web約款の導入

地球環境保全の観点より「紙の使用量削減」に努め、紙資源となる森林の保全に貢献するため、自動車保険および火災保険で「Web証券」を導入し、自動車保険、火災保険および傷害保険で「Web約款」を導入しています。

※「Web証券」・「Web約款」とは、ご契約後に郵送する証券や冊子型約款に代えて、ご契約内容や保険約款を当社のホームページで閲覧していただく方法のことをいいます。

(7) 沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」への寄付支援

地球環境保全への貢献を目的に、沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体「特定非営利活動法人アクアプラネット」（<https://www.aqua-planet.org>）※に寄付を行っています。サンゴ礁はオニヒトデの被害や赤土の流出、海水温の上昇に伴う白化現象等により激減している現状にあり、サンゴ礁の保全・再生活動への支援は非常に意義のあるものだと考えております。

※特定非営利活動法人アクアプラネットについて

ダイバー仲間とともに水中の世界を見つめてきた中で、経済の発展と反比例するように悪化していく海の環境を何とかしたいとの思いから、理事長の田中律子氏が筆頭に、海の環境啓蒙活動や、沖縄県においてサンゴ礁の養殖・植え付け活動を行っている団体です。また、世界で初めて養殖サンゴの産卵を成功させました。



(8) 定例清掃

当社では、毎月10日を全社一斉の定例清掃日と位置付け、本店をはじめ、各営業支社・サービスセンターにおいて、店舗周辺の清掃活動を行っています。地域の美化、クリーン活動の一環として、20年余にわたり、継続しています。



3. 人財育成・人を支える取り組み

・D&Iの推進

⇒女性活躍推進に向けた取り組み

⇒障害者や外国人など多様な人財採用に向けた取り組み

・次世代育成の取り組み

⇒学生向けの教育支援や子供の貧困対策への取り組み

・起業家育成・成長の支援

⇒パートナーシップを通じたスタートアップの成長支援

・健康経営の推進

⇒うちな一健康経営宣言に基づく取り組み



(1) 小学生向けの教育支援

①2024年11月、人財育成および人を支える取り組みの一環として、ひとり親世帯の子どもたちを対象とした職業体験イベント「ぶちおきなわ2024」にブースを出展し、小学生向けに「事故対応サービス」を体験してもらいました。



②沖縄の将来を担う子どもたちへの教育支援の一環として、2024年12月、那覇市民体育館にて実施された子どもの職業体験イベント「Out of KidZania in なは 2024」に当社ブースを出展しました。2日間で50名を超える小学生に、事故受付業務から損害調査業務、保険金支払業務までの当社が提供している「事故対応サービス」を体験してもらいました。



③2025年1月、学校側から依頼を受け、PTAが主催する「お仕事体験フェスティバル」に参加しました。小学5～6年生を対象に、損害保険の仕組みについて説明を行ったのち、職業体験として当社が提供している事故対応サービスを実践してもらいました。

(2) 高校生向けの教育支援

沖縄の未来を担う人財育成の一環として、夢点火プロジェクト「ドリスカッ！」に参加しました。本プロジェクトは、高校生が主体となって企画・運営するキャリア教育イベントであり、高校1年生を対象に実施されました。第1部では、県内外から参加した当社を含む13名の多様な業種の講師が、それぞれの仕事や生き方についてプレゼンテーションを行い、第2部では、講師が自身の学生時代の経験や現在のキャリアに至るまでの道のりについて講話しました。

(3) スタートアップ支援の取り組み

今年度も県内の主催企業7社と連携し、沖縄から革新的で競争力のあるスタートアップ企業の創出・育成を行う「OKINAWA Startup Program」を実施しました。本プログラムで採択されたスタートアップ企業に対しては、勉強会やメンタリングの機会提供のほか、事業の協業領域において、当社が有するリソースの提供を行うなど、継続的に沖縄のスタートアップ支援を行っています。

(4) 女性活躍推進に向けた取り組み

私たちを取り巻くリスクが多様化するなか、「この島の損保。」として“あんしん・あんぜん”をお届けし、多様なお客さまニーズにお応えするためには、社内の多様な人財の活躍推進が必要不可欠です。女性従業員がイキイキと活躍できる職場を実現するため、2022年度からプロジェクトチームを発足し、「意識改革」「働きやすい職場づくり」「キャリア形成」「女性の健康支援」の4つの柱で取り組みを推進しています。2024年度からは男性従業員も新たにプロジェクトメンバーとして参画し、県内企業と共同で実施した「キャリアアップ合同研修」では男性社員も参加のもと、会社の垣根を越えてキャリア形成や自己実現について活発な議論が交わされました。また、2024年8月にはプロジェクトチーム主催で「役員座談会」を開催しました。経営層とプロジェクトメンバー間で「女性活躍推進」への想いや今後のあるべき姿について率直な意見交換を行い、今後の取り組みに向けた意識を共有する貴重な機会となりました。



(5) 「SDGs QUEST みらい甲子園 沖縄県大会」への参画

高校生がチームで社会課題解決のアクションアイデアを考えるコンテストである「SDGs QUEST みらい甲子園沖縄県大会」が開催され、当社は、協賛企業として審査に携わり、応募チーム（全36チーム）中、1チームを選定のうえ、「大同火災賞」の表彰を行いました。



(6) 地域の子どもたちへ国際交流機会創出の取り組み

地域の子どもたちへ国際交流機会を創出することを目的に、HelloWorld株式会社と共同イベントを開催し、那覇市の首里城公園で国際交流プログラム「まちなかENGLISH QUEST」を小中高校生約120名へ無償提供いたしました。本取り組みは当社と沖縄県との包括的連携協定および、当社とHelloWorld株式会社との連携協定に基づく取り組みであり、地域の子ども・若者の育成支援に向けて、学習体験の格差解消を主な実施目的としています。



(7) 地域への車椅子の寄贈について

当社は、1990年5月、救急診療所の「車椅子が不足している」との新聞紙上への投稿がきっかけで、その年の7月、那覇市救急診療所へ車椅子を寄贈したことに始まり、それ以来、当社の社会貢献活動の一環として、毎年実施しています。今回は宮古島市へ車いす2台を寄贈させていただきました。

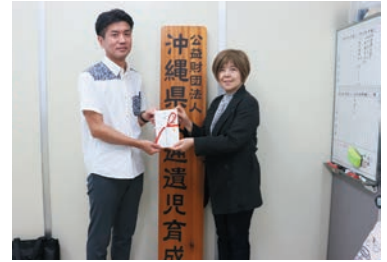


今回の寄贈により、これまでの35年間で延べ1,009台の車椅子を寄贈しました。

(8) 交通遺児育成会への寄付

2025年6月12日、交通事故被害者への支援を目的として、当社内で募った募金をもとに、公益財団法人沖縄県交通遺児育成会へ寄付を行いました。

寄付金は同育成会を通して交通事故にあった保護者をもつ児童・生徒に対し、奨学・育成金として給付されます。



(9) 琉球大学寄付講座

当社は、2004年度より、地元の琉球大学理学部へ寄付を行い、寄付金による講座「保険数理Ⅰ～Ⅳ」を開設しています。講義は主に数学を学ぶ学生を対象に、専門的な数理手法の習得と実社会における数理知識の活用事例の紹介を目的として実施しており、現在当社に所属する日本アクチュアリー会正会員の資格を持つ社員を講師として派遣しています。

アクチュアリー（Actuary）とは、保険業界などにおいて、確率論・統計学などの数理的手法を活用して、保険料の算出、責任準備金の計算、リスク管理など、財務の健全性を確保するために数理的専門業務を幅広く行う専門職能を言います。アクチュアリーの資格を取得するためには（公社）日本アクチュアリー会の実施する試験に合格する必要があります。

講義を通じて学生達の間では年々保険業界・アクチュアリーへの関心が高まっているとともに、難関とされているアクチュアリー資格試験の学生合格者も毎年着実に輩出しており、同大学から生命保険会社や損害保険会社へ就職する事例が多くなってきています。

(10) 使用済み切手寄贈

2025年6月5日、那覇市社会福祉協議会へ使用済み切手の寄贈を行いました。同協会では、使用済み切手を換金し、緊急に対応が必要な世帯への支援物資提供として役立てられております。



(11) うちなー健康経営宣言に基づく取り組み

当社では、2021年4月1日に「うちなー健康経営宣言」を宣言し、健康経営の具体的施策を推進することで、従業員の心身の健康保持・増進とライフスタイルの充実に向けた取り組みを推進しています。

損害保険業界の取り組み

1. 業界の損害保険の普及啓発・理解促進運動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）の達成にも貢献しています。主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 普及啓発・理解促進



国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、損害保険に関する金融リテラシー（「損害保険リテラシー」）は欠かせない生活スキルの一つです。消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

＜「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」＞

金融経済教育研究会（事務局：金融庁）は、保険商品に関する「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」として以下を掲げています。

- ① 自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解
- ② カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

消費者の皆さまに損害保険を理解いただくための取り組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

① 損害保険の普及啓発・理解促進

●そんぽ学習ナビ

損保協会ホームページ内で教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を開設しています。本サイトでは、損保協会の教育支援ツール（教材）などを年齢別にまとめています。

●講師派遣活動

損害保険の仕組みや役割を理解していただくために、次のような各種講演会を全国で開催しています。

- ・一般消費者を対象とした各種講演会
- ・消費生活相談員の方を対象とした各種勉強会
- ・高校生を対象とした講演会
- ・大学生・短期大学生を対象とした講演会

●各種教育副教材の提供

高校生を主な対象に、日常生活のリスクと、そのリスクに備えるための損害保険について学習するための教材「明るい未来へTRY！～リスクと備え～」を提供しています。本教材は、文部科学省が学習指導要領で掲げる「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を実施できる内容となっています。また、公益財団法人消費者教育支援センターが実施している「消費者教育教材資料表彰2021」において、動画教材が優秀賞を受賞するなど、各方面から評価を得ています。

(2) 地震保険の普及・啓発



地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。

2023年度に火災保険を契約された方のうち、約7割の方が地震保険に加入しています。

地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取り組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



(3) 自賠責保険の普及・啓発

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどの広告、全国のガソリンスタンドにおけるポスター広告の掲出など、マスメディア等を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



(4) 消費者行政機関等との対話・交流



各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。また、各地域の消費生活相談員の方向けに、一般消費者から損害保険に関する相談を受けた際の参考となるよう、勉強会を実施しています。

2. 業界の社会公共活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) の達成にも貢献しています。

主な取組みは以下のとおりです。

(1) 交通安全対策



①交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転防止事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援、グリーフケア事業・研究への支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等



リハビリテーション講習会



②交通安全啓発活動

●交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。



●自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。



●高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

●飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



●後部座席シートベルト着用推進

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。

(2) 防災・自然災害対策



①地域の安全意識の啓発

- 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及
- 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及
- 中学生・高校生向けの防災教育教材の提供

②地域の防災力・消防力強化への取り組み

●軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。これまでの寄贈台数は3,521台（※）となっています。

※1952～2024年度までの累計、軽消防自動車以外の消防資機材も含んだ総数。

●防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁の協力を得て、防火標語および同標語を掲載した防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚）を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。



過去5年間の全国統一防火標語

年度	全国統一防火標語
2025年度	急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし
2024年度	守りたい 未来があるから 火の用心
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来
2022年度	お出かけは マスク戸締まり 火の用心
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末

●ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学ぶ！ハザードマップ」のほか、チラシ「水災害への備え、本当に大丈夫ですか？」等を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

●「そんぽ防災Web」での情報・ツール提供

「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。本サイトでは、「災害時の損害保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。このほか、当協会の防災コンテンツ（動画やリーフレットなど）をカテゴリ別に分かりやすく一覧にまとめています。

(3) 犯罪防止対策



①自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

②住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、消費者庁・金融庁・警察庁および独立行政法人国民生活センターの協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。

また、より広く消費者の皆様がこのようなトラブルを認知していただくための動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、インターネット検索サイトに広告を出稿し、消費者の皆様へ住宅修理サービストラブルへの



注意を呼びかけています。

さらに、業者とのトラブル等でお困りの方からのご相談を受け付ける「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を設置し、被害防止に取り組んでいます。

③ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

自動車の故障時に、インターネット広告に表示されたロードサービス業者に対処を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を請求されるといった消費者トラブルが急増しています。このようなトラブルに巻き込まれないために、事故だけでなく自動車の故障の場合でも、自動車保険を契約している損害保険会社または保険代理店に連絡いただくよう、消費者へ注意を呼びかけています。

④啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、身の回りに起こりうる危険に対処できる知識を学習しておくことが大切です。万一の事態が起こった時、直ちに身を守る行動に繋がれるよう、大人と子どもが一緒に学べる事前学習型の教材（手引き）を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。

(4) 環境問題への取り組み



①気候変動対応の推進

気候変動は生命や生活基盤、経済システムを広く脅かす重大なリスクであり、グローバルな対応が求められています。これらに関する損保業界への期待に応え、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を公開するとともに、業界内の知見を深めるためのニュースレター配信や勉強会を実施し、脱炭素社会の実現を推進しています。

②環境問題に関する目標の設定

「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」に参加し、CO2排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

③環境取組みに関する行動計画

「気候変動対応方針」の策定に伴い、「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」の内容を見直すとともに、「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」の目標等を含めた内容を、新たな計画（「環境取組みに関する行動計画」）として、2022年2月に制定し、環境問題に取り組んでいます。

④自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

⑤エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、ビデオクリップ（DVD）とチラシを作成し、普及啓発に取り組んでいます。



(5) 保険金不正請求防止に向けた取り組み



①保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

②保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

③保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくとともに、保険金不正請求ホットラインを周知し情報を寄せていただくことを目的に、啓発動画を作成し損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



④保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

2018年10月から保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用しています。保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。



V. 各方針・体制について

当社は、会社法・保険業法等の関係法令の下、各方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築しています。

1. コーポレート・ガバナンス方針

当社は、経営理念として、損害保険会社の公共的使命である損害保険の普及と適正迅速な保障の提供を通じて、企業の信用と繁栄を築き社会に奉仕していくことを掲げており、この実現のためには、コンプライアンス（法令等遵守）を経営上の重要課題と位置づけ適法・適正な企業活動を遂行するとともに、適切な業務運営態勢を実現していくことが必要であると認識しています。

こうした認識をふまえ、当社は、以下の方針に基づいて健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを実現します。

(1) 経営管理体制

当社は、高い倫理観をもった取締役による適正な経営管理を確保しつつ、監査役による経営チェック機能を活用するために、監査役設置会社を採用しております。

さらに、外部有識者を取締役及び監査役として招聘し「社外の目」を取り入れた健全かつ透明性の高い経営管理体制とします。

(2) 取締役および取締役会

① 取締役および取締役会の役割

取締役および取締役会は、法令等遵守態勢の構築に取り組むとともに、保険引受リスク、資産運用リスク等のリスク管理が保険経営上の重要課題であることを十分認識して、リスク管理方針を明確に定めて社内への周知および適切なリスク管理に取り組みます。また、お客さま本位の経営を目指して、適切な保険募集・保険金支払を実現するため、健全かつ適切な業務運営の確保にその役割と機能を発揮します。

② 取締役の員数、構成および任期

取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定の実施および取締役会が負う責務の範囲を勘案して、14人以内とします。

社外取締役の人選にあたっては、事業の専門性・技術性、経営管理体制の透明性などを勘案して、指名・報酬委員会において検討します。

取締役の任期は、その各事業年度の経営に対する責任を明確にするために1年とし、再任を妨げないものとします。

(3) 監査役および監査役会

① 監査役および監査役会の役割

監査役は、会社法が求める責務を履行するほか、保険契約者の保護の重要性をふまえて業務運営の適法性および妥当性に関する監査を実施します。

監査役会は、上述の監査が実効性をもって実施されるよう監査方針、監査計画等を決定します。

② 監査役の員数および構成

監査役の員数は、会計監査および業務監査の実効性の確保を勘案して、4人以内とします。

このうち半数以上を社外監査役とします。

③ 監査役の補助体制

当社は、監査役業務および監査役会運営を補助するため、取締役から独立した専任の監査役補助人を監査役会のもとに配置します。

(4) 指名・報酬委員会

① 委員会の設置

取締役および監査役の選任および処遇について透明性を確保するために、取締役会の内部委員会として指名・報酬委員会を設置します。これを通じて、役員の活発な経営論議および公正な職務執行を確保します。

② 委員の構成

委員会は、3人以上の委員で組織し、委員の半数以上および委員長は、社外委員（当社およびその子会社の役職員でなく、かつ、過去に役職員となったことがない者をいいます。）とします。

③ 委員の選任

委員の独立性および中立性を確保するために、委員の選任は、委員会の同意を得て行うこととします。

④ 委員会の権限

委員会は、役員の選任方針および選任基準を定め、役員候補者を決定するとともに、役員の業績評価、報酬体系および報酬水準について取締役会に意見具申を行います。

(5) コンプライアンス委員会

① 委員会の設置

内部監査および法令等遵守をはじめとする内部管理に「社外の目」を取り入れ、より透明性が高く公正かつ適切な業務運営を確保するために、取締役会の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置します。

② 委員の構成および選任

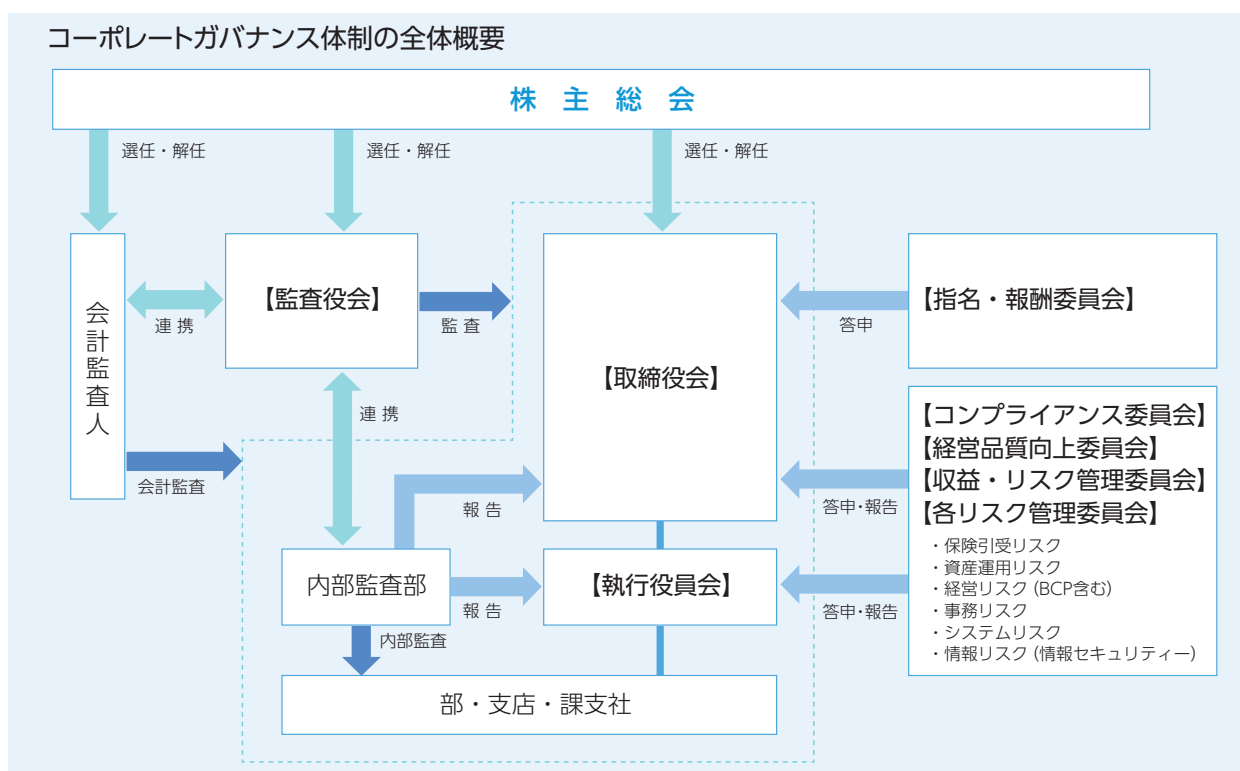
委員会は、社外委員を含む委員で組織し、委員長は、社外委員（当社およびその子会社の役職員でなく、かつ、過去に役職員となつたことがない者をいいます。）とします。

③ 委員会の権限

委員会は、内部監査態勢および法令等遵守をはじめとする内部管理態勢の適切性および妥当性を検証し、関係する役員または部門に対して助言、勧告などを行うとともに、必要に応じて取締役会に対して付議・報告を行います。

(6) 情報開示

当社は、業務運営の透明性をより高めるため、社外に影響が及ぶ不祥事件については速やかに、開示します。



2. 内部統制システムの構築に関する基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款等に適合することを確保するために必要な体制を以下のとおり整備する。

- ① 当社は、コンプライアンスの統括管理を行う部門（以下、コンプライアンス統括部門という。）を設置する。
- ② 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本方針およびコンプライアンス遵守基準並びにコンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・マニュアルを策定のうえコンプライアンスを最優先とするよう周知徹底を図る。
- ③ コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス・プログラムを策定のうえ、コンプライアンス体制の整備および維持を図る。また、社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、自己責任原則に基づく適法・適切な業務運営体制を確立する。
- ④ コンプライアンス統括部門は、不正行為等の早期発見と是正を行うことを目的として、内部通報制度を設け、社外弁護士との窓口を含め、会社の内外にコンプライアンス相談窓口を設置する。
- ⑤ 当社は、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務運営の適切性や資産の健全性の確保を図ることを目的とする内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。
- ⑥ 当社は、「情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、顧客情報保護への対応体制を整備するとともに、個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）その他の法令・ガイドライン等を遵守して、安全管理について適切な措置を行うこととする。
- ⑦ 当社は、「反社会的勢力に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的な対応を行うこととする。
- ⑧ 当社は、「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行うこととする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクの統括管理を行う部門を設置する。
- ② 当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理における基本方針およびリスク管理規程を定め、当社およびグループ会社は同規程に基づき業務執行に係るリスクを認識するとともに、リスク管理体制を構築する。
- ③ 当社は、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を抑止しこれを最小限に止める体制を整える。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中期経営計画等を策定し、グループ会社と共有する。
- ② 当社は、取締役会規則に基づき、取締役で構成する取締役会を設置し、経営上の重要事項について決議・報告を行う。
- ③ 当社は、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に執行役員によって構成される執行役員会において議論を行い、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。
- ④ 当社は、効率的な業務執行を実現するために、組織単位の業務分掌と職務権限の範囲などを定めた組織に関する規定を定めるとともに、適切な組織体制の構築を図る。

(4) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社の管理について、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の経営方針および事業計画等の重要事項の策定を当社の承認事項とするとともに、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とすることにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
- ② グループ会社は、当社からグループ会社に対する不当取引の要求等、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス統括部門に報告のうえ、当社およびグループ会社における業務の適正を確保する。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報について、法令・定款及び社内規程に基

づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理する。

(6) 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、財務の健全性を確保するための管理体制を整備する。
- ② 当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を整備する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査役の業務補助および監査役会の事務局として、監査業務を補助するために必要な知識・能力を有する専任の使用人（以下、「補助使用人」という。）を配置する。
- ② 当社は、補助使用人の人事異動および懲戒処分にあたっては、常勤監査役の同意を得ることとし、補助使用人の人事考課については常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 補助使用人は、監査役の命令による業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社は、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項については、権限規程等で定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
- ② 当社は、グループ会社の取締役、監査役および使用人が、当社またはグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- ③ 当社は、上記①および②の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- ④ 当社は、内部通報制度に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- ② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- ③ 当社は、監査役が、会計監査人、取締役、内部監査部門およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。また、取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- ④ 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理する。

《業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要》

① コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス・マニュアルおよび2024年度コンプライアンス・プログラムに基づき、社外有識者を委員長とするコンプライアンス委員会を適宜開催し、コンプライアンスの統括管理部門である業務品質部を中心として、全社態勢でコンプライアンスにかかる取り組みの推進および改善を図りました。

② リスク管理に関する取り組み

リスク管理方針、各リスク管理規程および2024年度各リスク管理計画に基づき、各リスク管理委員会を適宜開催し、各リスクの主管部署におけるリスクの把握・評価・コントロールを通して全社的にリスク管理態勢の強化を図るとともに、顕在化したリスクに対しては適切な対応を行いました。

③ 内部監査の実施状況について

2024年度内部監査方針および内部監査計画に基づき、全社のおよび部店リスクアセスメントの結果判明した当社全体あるいは部店の重要リスクを特定し、テーマ監査および部店監査を実施しました。

3. リスク管理態勢

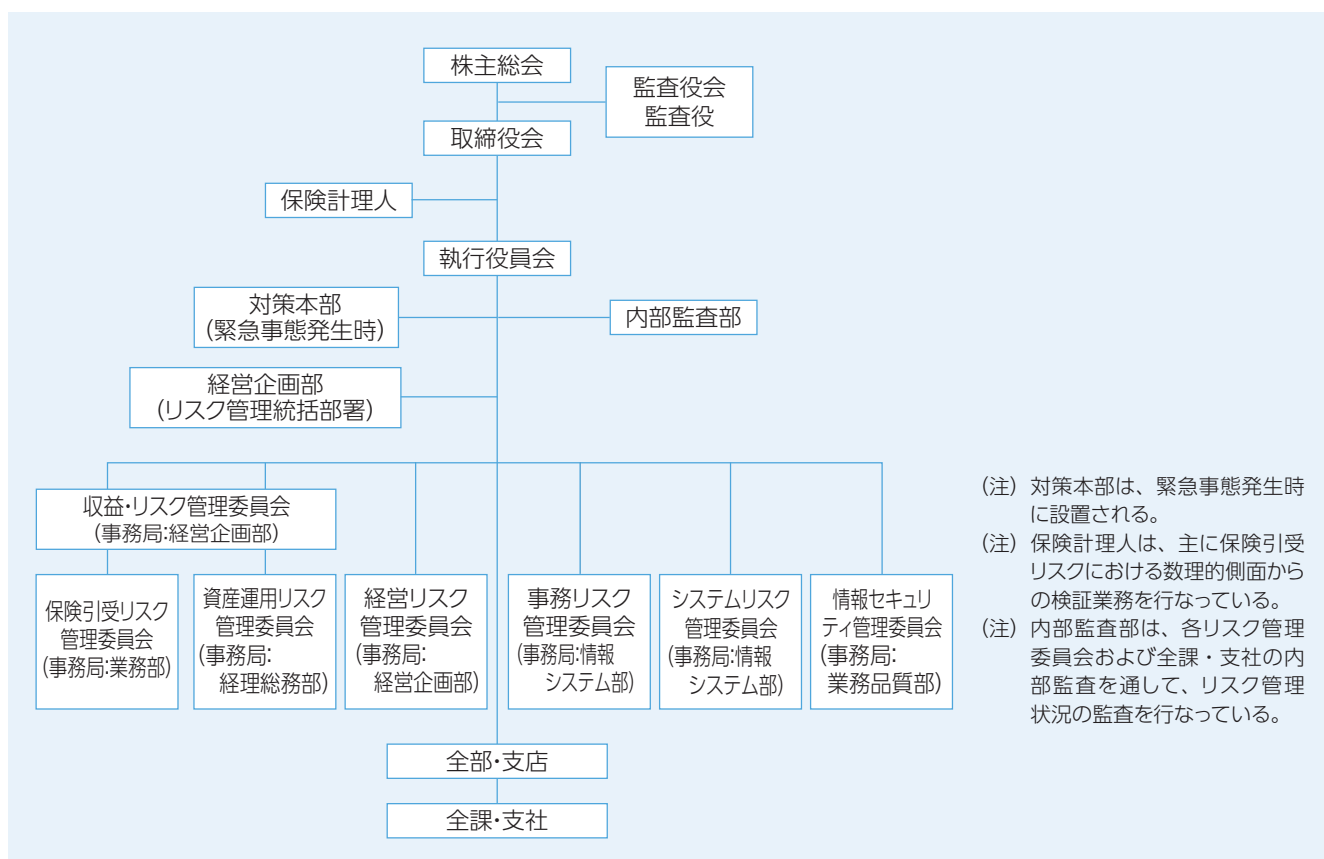
損害保険業を取り巻く経営環境が急速に変化しているなか、損害保険会社の抱えるリスクもますます多様化、複雑化しており、経営の健全性確保および企業の持続的発展を遂げていくためには、当社およびその子会社がさらされている全てのリスクを的確かつ迅速に把握し、適切に管理していくというリスク管理の一層の高度化の必要性が高まっています。

このような認識に基づき、当社では、「リスク管理態勢の充実・強化」を経営上の重要課題として位置付け、各種リスクを分類・体系化し、リスク管理の強化に努めています。また、それらのリスクを統合的に管理する手法を開発し、その高度化を進めています。特に経営上重大な影響を及ぼすようなリスクから優先的かつ重点的にリスク管理を行い、資本とリスクを一元的に管理する統合的リスク管理、いわゆるリスクベースの経営態勢（E RM：Enterprise Risk Management）の強化により、財務の健全性と収益性（資本効率）の向上に取り組み、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

(1) リスク管理態勢

当社では、事業運営上の管理すべきリスクを「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「事務リスク」、「システムリスク」、「情報リスク」、「経営リスク（その他のリスク）」の6つのリスクカテゴリーに区分し、各リスクの主管部署において、リスクの把握・評価・コントロールおよびモニタリング等を実施するとともに、各リスク管理委員会および取締役会等を通じて全社的なリスク管理を推進しています。

さらに、会社経営の健全性の確保と経営資源のより効果的・効率的な配分を行うため、当社の主要なリスクである保険引受リスクと資産運用リスクを統合的に管理する収益・リスク管理委員会を設置し、「統合的リスク管理」に向けた取り組みの強化を進めています。



① 定量的な取り組み

「保険引受リスク」や「資産運用リスク」などのリスク量をVaR（注1）というリスク指標を用いて計量し、当社が保有しているリスク量の把握に努めています。

さらに、大規模な自然災害や金融市場の混乱等の具体的なストレスシナリオを想定し、そのシナリオが発生した場合に会社経営にどのような影響を与えるかを検証するストレステストを実施しています。

②定性的な取り組み

当社は、「リスク管理に関する基本方針」および「リスク管理規程」に基づき、各種リスクの主管部署を中心にその特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、個別のリスク管理委員会において、その対応状況を管理しています。

また、当社を取り巻くリスクに関する情報について、リスク種類、定義、位置付け、リスクの発生源、影響度、頻度等の全体像の見直しを毎年行い、リスクの把握に努めています。リスクの把握は、エマージングリスク（注2）も含めて実施しています。

（注1）VaR

Value at Risk（バリュー・アット・リスク）の略で、一定の確率で被る可能性のある最大損失額をいいます。

（注2）エマージングリスク

エマージングリスクとは、現状ではリスクとして認識されていないが、社会や環境の変化などにより、新たに出現し収益に影響を与えるリスクをいいます。

（2）保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、保険引受リスクを「一般保険リスク」「自然災害リスク」「巨大リスク」「商品開発リスク」「再保険リスク」に区分して、適切に管理しています。

①一般保険リスク

一般保険リスクとは、経済情勢の変化や保険事故発生率の変動などによって、当社において当初設定した保険料率（保険期間が長期にわたる保険商品に設定する予定利率を含む）、条件、引受基準などが、実際の保険金や事業費に見合う水準と相当程度乖離することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、引受基準（アンダーライティング・マニュアル）に基づいて保険引受を行い、定期的に損害率等の収支状況の把握・分析を行うとともに、必要に応じて、適宜引受基準の見直しを実施しています。

②自然災害リスク・巨大リスク

自然災害リスクとは、大規模な風水災または地震等に起因して集積損害が発生することにより損失を被る可能性のことです。また、巨大リスクとは、自然災害以外の大規模な事故が発生することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、毎年保有水準・再保険カバーについて見直しを行い、再保険（注）を活用しながらリスクの回避や軽減に努めています。

③商品開発リスク

商品開発リスクとは、商品開発や商品改定に際して保険約款や保険料率の設定または社内の販売態勢整備が適切になされないことにより損失を被る可能性のことです。

当社では、商品開発検討委員会（保険引受リスク管理委員会の下部組織）において料率の妥当性や販売態勢整備の適切性などを確認し、想定されるリスクの発生可能性を点検したうえで商品開発や商品改定を実施しています。さらに、販売後は定期的にリスクの発生状況をフォローアップすることで、リスクの回避や軽減に努めています。

④再保険リスク

再保険リスクとは、再保険取引先の破綻等による回収不能および元受・再保険市場環境の変化等による出再不能により自己保有を余儀なくされた結果、損失を被る可能性のことです。

当社では、毎年再保険カバーの決定時に再出先の信用力（格付機関による格付等）を確認し、選定することで、リスクの回避に努めています。

（注）再保険

a) 出再および受再に関する方針

自社が抱えるリスクの保有状況を十分に把握した上で、保険収支への影響や自己資本および責任準備金の状況を勘案し、経営に重大な影響を与えることがないよう適切な再保険カバーの確保および再保険の引受に努めています。

出再先の選定にあたっては、出再先の経営破綻等による損失発生回避、および再保険キャパシティの安定的確保等の観点から、財務状態や経営の健全性評価および格付機関の格付等を踏まえ、十分な審査のもと信用力の高い出再先の選定を行っています。

受再については、対象種目および地域等に一定の制限を設けており、特に海外からの受再については、当該リスクについて引受の適否を十分に評価することが困難であることから引受は行なっていません。

b) 再保険カバーの入手方法

再保険カバーについては、適格要件を満たした再保険者から直接または再保険ブローカーを介して入手しています。

c) 主要な集積リスク（地震・台風）への対応

主要な集積リスクである地震・台風等の自然災害リスクについては、合理的なリスクモデルで算出された予想最大損害額により集積リスクを把握するとともに、関東大震災規模の地震災害または伊勢湾台風規模の台風災害が発生しても財務の健全性が維持できるよう、異常危険準備金の積立状況等を勘案した上で、比例再保険特約（Q/S）や超過損害額再保険特約（E L C）により適切な再保険スキームの構築および保有額の設定等を行い対応しています。

(3) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する運用資産の価値が変動することにより損失を被る可能性のことです。当社では、資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」「流動性リスク」「デリバティブ取引リスク」「不動産投資リスク」に区分して、適切に管理しています。

①市場リスク

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格・為替等の変動に伴い、保有する資産の価値が変動することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、市場リスクを「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」に区分し、投資・保有制限を設け、リスクの回避やリスクの軽減に努めています。

②信用リスク

信用リスクとは、資金貸付先や信用供与先等の財務状況の悪化等に伴い、資産の価値が減少もしくは毀損することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、信用リスクについても、投資・保有制限を設け、リスクの回避やリスクの軽減に努めています。

③流動性リスク

流動性リスクとは、保険料収入の急激な減少や保険契約の解約急増もしくは大規模自然災害や巨大災害等による保険金支払の増加等による資金繰りの悪化に伴い、通常より著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る可能性のことです。

当社では、各運用資産に投資・保有制限を設け、一定割合以上の流動性の高い資産を確保することにより、流動性リスクの回避に努めています。

④デリバティブ取引リスク

デリバティブ取引リスクとは、金融派生商品取引に伴い、資産の価値が減少もしくは毀損することにより損失を被る可能性のことです。

⑤不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として「投資用不動産」にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として保有不動産価格自体が減少することにより損失を被る可能性のことです。

(4) 事務リスク管理

事務リスクとは、当社の役職員および保険募集人が不適切な事務を行なったこと（事務ミス）、もしくは事故・不正等の発生により損失を被る可能性のことです。

当社では、各種規程・マニュアルの整備や業務研修を実施するとともに、事務リスク管理委員会の管理のもと、事務ミス発生の防止、事故・不正等の回避、事故発生後の被害最小策および再発防止策の策定に努めています。

(5) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータのシステムダウンまたは誤作動等（システム障害）の発生等により損失を被る可能性のことです。

当社では、システム開発・運用に関する各種規程を整備するとともに、特にシステム開発における各段階の開発テストを充実させ、システム障害発生の回避に努めています。また、システム障害の発生を確認した場合は、早期に原因調査・復旧を行い、併せて再発防止策を実施しています。

特に、地震や台風発生時において、事業継続管理の観点から、システム障害の発生可能性状況を早期に把握し、再稼働の状況をユーザーにいち早く知らせる仕組みを構築しています。

(6) 情報リスク

情報リスクとは、当社が適切に管理すべき情報の流出または不正使用等が発生し、当社の社会的信用が低下することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、個人情報・データの保護を含め適切な情報管理を行うことにより、情報漏えいの未然防止に努めています。なお、個人情報・データの保護については、42ページを参照ください。

(7) 経営リスク（その他のリスク管理）

上記以外のリスクとして、「風評リスク」「事故・災害・犯罪リスク」「大規模災害リスク（危機管理）」「人事・労務リスク」「法務リスク」があります。

当社では、経営リスク管理委員会においてこれらのリスクの状況を把握することで、リスクの回避や軽減に努めています。

①風評リスク

風評リスクとは、当社に対する評判の悪化や風説の流布等の発生に伴い、当社の社会的信用が低下することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、適切な情報開示を積極的に行うことにより、ステークホルダーとのより良いコミュニケーションを図り、風評リスク発生の未然防止に努めています。

②事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪リスクとは、事故・災害・犯罪に起因して、当社または当社業務に密接な関係を有するものが、その生命・身体・資産・情報・信用・業務遂行能力に被害を受けることにより損失を被る可能性のことです。

当社では、定期的に消防訓練や消防用設備等の保守点検を実施することにより、リスクの回避や軽減に努めています。

③大規模災害リスク（危機管理）

大規模災害リスク（危機管理）とは、地震・台風等の自然災害や火災・その他の大事故等の発生により、通常通りの業務運営（保険の募集、保険金の支払）に支障が生じてしまう可能性のことです。

当社では、大規模災害が発生した場合、社長を本部長とする「大規模災害処理対策本部」を設置し、早期の業務運営機能の回復に努める体制を設けています。

④人事・労務リスク

人事・労務リスクとは、以下のような事象によって当社の円滑な業務運営が阻害されることにより、損失を被る可能性のことです。

- ・必要な人材の確保または育成が不十分
- ・人事運営に関する不満に起因する社員の士気低下
- ・不適切な労務運営に起因する社員の士気低下または心身の健康障害

当社では、ゆとり創造委員会において、労務運営等を把握することにより、リスクの回避や軽減に努めています。

⑤法務リスク

法務リスクとは、事業活動に付随して発生する可能性のある以下のリスクをいいます。

- ・法令等を遵守しないことにより損失を被るリスク
- ・法的紛争の発生により損失を被るリスク
- ・法令等の新設・変更により損失を被るリスク

当社では、リーガルチェック（新規募集文書の法律上等のチェック）の実行やコンプライアンス委員会において法務リスクを管理することにより、リスクの回避や軽減に努めています。

4. 第三分野保険に係る責任準備金の積み立ての適切性の確保

(1) 第三分野保険に係る責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

介護費用保険等の長期の第三分野保険商品については、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすく、また保険期間が長期にわたるため、保険料算出基礎において、契約締結時には想定しえない長期的な不確実性を有しているといえます。

当社では、このような契約締結当初には想定しえない不確実性に対しても、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられ、かつ、積立不足が生じない水準であるかを確認するため、告示（平成10年大蔵省告示第231号）の規定に基づきストレステストを実施し、危険準備金の積み立ての要否を評価しています。さらに、保険計理人が保険業法施行規則第80条第1号および告示（平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号）の規定に基づき確認（負債十分性テストを含む。）を行った結果、責任準備金に積立不足が認められた場合には、追加責任準備金を積み立てることとしています。

(2) テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステスト・負債十分性テストの実施においては、法令等に基づき実施基準を定めています。具体的には、ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率は、当社の過去の保険事故の実績等から適切な保険数理に基づく方法を用いて設定しています。

(3) テストの結果（危険準備金、追加責任準備金の額）

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2024年度末責任準備金については適切に積み立てられており、積立不足は生じていないことが確認できたため、ストレステストに基づく危険準備金の積み立ては行っていません。また、追加責任準備金の積み立ても不要となっています。

5. 社外・社内の監査・検査態勢

(1) 社外の監査・検査

当社は金融庁における保険業法に基づく検査ならびに、保険会社向けの総合的な監督指針等に基づくモニタリングや点検、ヒアリング等を受けています。また、会社法に基づく監査法人（PwC Japan有限責任監査法人）による外部監査を受けています。

(2) 社内の監査態勢（内部監査）

当社では、内部監査を「組織目標の効果的な達成を図るため、社内における全ての業務を対象とした内部管理態勢（法令等遵守態勢・リスク管理態勢を含む）等の適切性・有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等まで行うことを目的とする」と定義して、営業部門・損害サービス部門をはじめ全ての部門等を対象に内部監査を実施しています。内部監査結果については監査対象部門に対して通知するとともに、定期的に取り締役会等に報告しています。また、内部監査の高度化に向けて取り組んでいます。

6. コンプライアンス（法令等遵守）体制

(1) コンプライアンス宣言

当社は、経営理念として、損害保険会社の公共的使命である損害保険の普及と適正迅速な保障の提供を通じて、企業の信用と繁栄を築き社会に奉仕していくことを掲げている。この実現のためには、コンプライアンス（法令等遵守）を経営上の重要課題と位置付け、適法・適正な企業活動を遂行することが不可欠であり、その遂行は当社の経営理念の実現そのものです。

私たち全役職員は経営理念に則り、損害保険事業の公共性、社会的責任を十分に理解し、あらゆる事業活動の局面において、コンプライアンスの徹底を最優先し、公平かつ公正な事業運営を行うことを宣言いたします。

大同火災海上保険株式会社

取締役社長 松川 貢大

(2) コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要事項と位置付け、本店にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラム策定内容を着実に推進するとともに、一元的管理体制の整備により実効性のある内部管理体制を確立し、もって自己責任原則に基づく適法・適切な業務運営態勢を確立します。

(3) コンプライアンス遵守規準

当社は、コンプライアンスの達成にあたってコンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムをもって当社共通のコンプライアンス遵守規準とし、全役職員は遵守規準についての十分な理解と認識をもって推進していくものとします。

(4) コンプライアンス推進における企業倫理

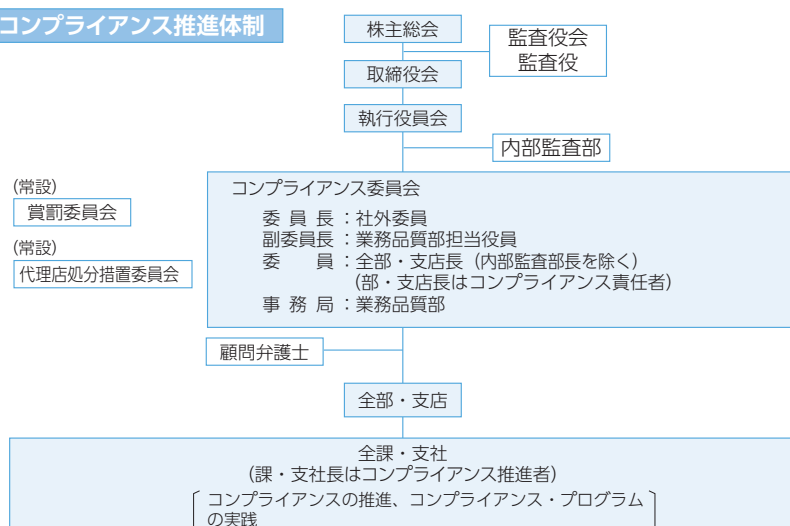
- ① 保険業のもつ社会・公共的使命を果たすべく、自己責任に則って、健全かつ適切な経営を行います。
- ② 法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な経営を行います。
- ③ 人権を尊重し、不当な差別のない公平・平等な企業風土を醸成します。
- ④ 社会的に有用なサービスの提供、社会貢献活動、地球環境問題に取り組むことにより、社会との調和を図ります。
- ⑤ 市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- ⑥ 適時適切な企業情報の開示を積極的に行うことにより、経営の透明性を高めます。

(5) コンプライアンス推進体制

取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する事項の推進・管理等を行っています。コンプライアンス委員会は社外委員を含めており、委員長に社外委員として学識経験者等の有識者を選任し、副委員長は原則として業務品質部担当役員とし、その他の委員は内部監査部長を除く部・支店長で構成しています。

また、社内のコンプライアンス事項を一元的に管理し、全社的なコンプライアンスの推進をはかることを目的に、コンプライアンス統括部署として業務品質部を設置しています。あわせて部・支店長をコンプライアンス責任者として配置し、各部門における具体的なコンプライアンスに関する問題の把握・対策を実施するとともに、課・支社長をコンプライアンス推進者として配置し、各部署のコンプライアンス事項の推進に努めています。

コンプライアンス推進体制



7. 個人情報保護

当社の個人情報に関する取扱いについて (個人情報保護宣言)

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法といいます)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法といいます)」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

*以下(2)～(21)の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

(1) 事業者の名称・住所・代表者の氏名

当社の名称・住所・代表者の氏名については、下記当社ホームページをご覧ください。

<https://www.daidokasai.co.jp/corporate/about/>

(2) 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得・利用します。当社は、主に保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

(3) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記(7)(8)(9)に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

① 当社が取り扱う商品の販売・サービス(※1)の案内・提供(契約の引受審査、維持・管理、保険については損害調査業務を含みます。)を行うため。

(※1) 当社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

・損害保険商品、生命保険商品、ローンおよびこれらに付帯・関連するサービス

② 下記(7)に掲げるグループ会社・提携先企業の商品・サービス(※2)に関する情報の案内のため。

(※2) 当社のグループ会社を取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

・損害保険商品、生命保険商品

③ 当社社員の採用・管理、販売基盤(代理店等)の新設・維持管理のため。

④ 当社が有する債権の回収、与信の判断・管理のため。

⑤ 他の事業者から個人情報(個人データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

⑥ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。

⑦ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(4) 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- ① 当社は、以下の場合等法令で定める場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - a) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - b) 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記(7)グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。)
 - c) 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(下記(8)情報交換制度等をご覧ください。)
 - d) 国土交通省との間で共同利用を行う場合(下記(9)国土交通省への自賠責保険の個人データ提供をご覧ください。)
- ② 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。) には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

(5) 個人関連情報の第三者への提供

- ① 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。
- ② 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。

(6) 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

(④については、下記(12)の個人番号および特定個人情報を含みます。)

- ①保険契約の募集に関わる業務
- ②損害調査に関わる業務
- ③情報システムの保守・運用に関わる業務
- ④個人番号関係事務に関わる業務

(7) グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ① 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまとのお取引に関する情報
- ② 管理責任者：大同火災海上保険株式会社
※当社のグループ会社・提携先企業については、下記会社一覧をご覧ください。

(8) 情報交換制度等

- ① 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp>)または損害保険料率算出機構のホームページ(<https://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽA D R センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス (<https://www.sonpo.or.jp>)

<お問い合わせ先>

損害保険料率算出機構

・自賠責保険等の損害調査に関する事項：損害調査部 個人情報相談窓口

・自賠責保険等の損害調査以外に関する事項：総合企画部 個人情報相談窓口

所在地 〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1新宿パークタワー

電話 03-6758-1300（代表）（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス (<https://www.giroj.or.jp/>)

② 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(9) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

○共同利用する個人情報の項目は以下のとおりです。

- ・契約者の氏名・住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・車種、車台番号、標識番号または車両番号

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

国土交通省 自動車局 保障制度参事官室

所在地 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番地3号

電話番号 03-5253-8111（受付時間：午前9時30分～午後6時15分 土日祝日を除く）

ホームページアドレス <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/info/other/privacy.html>

(10) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(11) センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加入、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人が目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ⑧ 学術研究目的の場合（個人情報保護法第20条第2項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、個人情報保護法第18条第3項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または個人情報保護法第27条第1項第7号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合）

(12) 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記(7)(8)(9)の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、(6)(14)(15)(21)をご覧ください。

(13) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(14) 個人情報保護法に基づく保有個人データ・個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(21)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(15) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

安全管理措置に関するご質問については、下記(21)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

- ① 基本方針の整備
- ② 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
- ③ 組織的安全管理措置
- ④ 人的安全管理措置
- ⑤ 物理的安全管理措置
- ⑥ 技術的安全管理措置
- ⑦ 委託先の監督
- ⑧ 外的環境の把握

(16) 再保険契約のための外国にある第三者への提供

当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）に個人データの提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）があります。保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名は特定できません。ただし、海外にある引受保険会社等の所在国は以下の一覧の範囲内です。

① 引受保険会社等の所在国一覧

イギリス、ドイツ、フランス、シンガポール、香港、スウェーデン、アイルランド、スペイン

② 当該国の個人情報保護制度等

個人情報保護委員会が公表している外国における個人情報の保護に関する制度等の調査をご確認ください。（以下リンク先の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

(17) 再保険契約以外の外国における情報の取扱い

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合には、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といいます）を義務付けた委託契約を委託先との間で締結するとともに、委託先の相当措置の実施状況等の定期的な確認を行い、相当措置の実施に支障が生じた際は、委託の是正・停止等の適切な管理を行い、安全管理措置を講じていきます。

(18) 仮名加工情報の取扱い

① 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

② 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

(19) 匿名加工情報の取扱い

① 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- a) 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- b) 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- c) 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- d) 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

② 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(20) Cookie等の識別子に紐づけされた情報の取得・利用・提供

Cookie（クッキー）とは、ウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。また、ウェブビーコンとは、ウェブページや電子メールに小さな画像を埋め込むことによって、お客様がそのページやメールを開覧した際に情報を送信する仕組みです。当社およ

び当社のグループ会社の運営するウェブサイトでは、Cookie、ウェブビーコンまたはそれに類する技術（以下「Cookie等」といいます）を利用して、お客様の情報を保存・利用することがあります。

Cookie等に保存された識別子を統計的に収集・分析することができるサービスとして、Google Inc.が提供するGoogle Analyticsを利用しております。Google AnalyticsのCookieによる情報収集や情報の取扱いについて、また、Googleが提供するサービスのプライバシーポリシーについては、下記のサイトをご確認ください。

またお客様は、オプトアウト用のブラウザアドオンにより、Google Analyticsからオプトアウトすることができます。

■Google Analytics

Googleが提供するサービスでのCookieによる情報収集や情報の取扱いについて（<https://policies.google.com/technologies/partner-sites?hl=ja>）

Googleが提供するサービスのプライバシーポリシー（<https://policies.google.com/privacy?hl=ja>）

Google Analyticsからのオプトアウト（<https://tools.google.com/dlpage/gaoptout?hl=ja>）

(21) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

- ① 当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いや保有個人データ、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報に関するお問い合わせ（ご照会・ご相談）は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

大同火災海上保険株式会社 情報システム部 事務企画課

所在地 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

電話 098-869-5884（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く）

電子メールアドレス request@daidokasai.co.jp

ホームページアドレス <https://www.daidokasai.co.jp/>

- ② 当社の個人情報に関する「お客さまの声(苦情・ご相談等)」は、次の窓口にお問い合わせないしご連絡ください。

<お問い合わせ先>

大同火災海上保険株式会社 業務品質部 お客さま相談センター

所在地 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

電話 0120-331-308（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.daidokasai.co.jp/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp>

(会社一覧)

「(7)グループ会社・提携先企業との共同利用」における、当社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

- ① グループ会社：大同火災Wil少額短期保険株式会社 大同火災ビジネスパートナーズ株式会社
- ② 提携先企業：当社が個人データを提供している提携先企業はございません。

8. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1) 反社会的勢力との取引を含めた関係遮断に努め、不当要求に対しては断固として対処します。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ、組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (3) 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固とした態度で対応します。

9. 利益相反管理方針

(1) 目的

本方針は、当社が行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

(2) 利益相反取引の定義

本方針の対象となる利益相反取引（以下「対象取引」といいます）とは、以下の取引をいいます。

- ① お客さまと当社の利害が対立または当社のお客さま間での利害が対立し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ② お客さまと当社が競合または当社のお客さま間で競合し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ③ 当社がお客さまより取得した情報を不適切に利用し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

(3) 対象取引の特定

当社は、対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

(4) 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法により、または以下の方法を組み合わせること等により、適切に対象取引を管理します。

- ① 対象取引を行なう部門と当該取引に係るお客さまとの取引を行なう部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または取引の方法を変更する方法
- ③ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該取引に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示および同意を取得する方法

(5) 利益相反管理体制

当社は業務品質部を利益相反管理統括部署とし、業務品質部担当役員を利益相反管理責任者とします。利益相反管理統括部署は他の部門から独立し、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を適切に実施します。また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底致します。

10. 情報セキュリティ管理に関する基本方針

(目的)

第1条 本方針は「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理に関する基本方針を定めるものである。

(定義等)

第2条 本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「情報セキュリティ管理」とは、漏えい、消失、不正利用等の各種の情報漏えいリスクから、情報資産を守り、その情報資産の機密性を確保し、内容が不正に変更されることを防ぎ、また、必要なときに利用することができるように管理することをいう。
- (2) 「情報資産」とは、会社業務に関しての漏えい、目的外利用等を防止するために厳重な管理を必要とする情報（以下「重要情報」という。）および情報システムをいう。重要情報は、その内容により「顧客情報」「社員等の個人情報」または「機密情報」に区分する。また、「情報システム」とは、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等を使用したデータの入力・保管・処理・転送・出力等の情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 「顧客情報」とは、顧客に関する情報であって、特定の顧客を識別できるもの（他の情報と容易に照合ができることができ、それによって特定の顧客等を識別することができることとなるものを含む）をいう。
- (4) 「顧客等」とは、当社の商品・サービスの利用者、見込客等および法律上の利害関係者（特定された被保険者、保険金受取人、事故の被害者等）をいう。
- (5) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの
（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ② 個人識別符号が含まれるもの
- (6) 「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の一部を削除（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）し、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）して、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工された個人に関する情報をいう。
- (7) 匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないように、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の一部を削除（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）し、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）して、特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報をいう。
- (8) 個人関連情報は、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (9) 「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条5項に定める個人番号をいい、住民票コードを変換して得られる12桁の番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (10) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことをいう。
- (11) 「個人情報保護宣言」とは、個人情報を取り扱う事業者による個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言をいう。
- (12) 「外部委託」とは、当社が、事業を営むために必要な業務の一部または全部について、当社以外にその実施を委託することをいう。

(基本的考え方)

第3条 当社は、情報資産の重要性に鑑み、当社の業務の適切性を確保するために、適切な方法で情報セキュリティ管理

を実施する。

2. 当社は、業務上の必要がある場合でかつ次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当社の他の会社と顧客情報（個人番号および特定個人情報を除く）を共同利用することができる。ただし、金融商品取引法のほか当該会社に適用される法令等に定めがある場合はその定めに従う。また、顧客情報を共同利用する場合においても、当該顧客情報が当社の外に漏えいしないよう厳重に管理する。
 - (1) 顧客等の同意を得ている場合
 - (2) 当社に適用される法令等で認められている場合
3. 当社は、外部委託する業務の中で重要情報を取り扱わせる場合には、自社において重要情報を取り扱う場合と同様の情報セキュリティ管理を外部委託先に実施させることとし、その内容については、当社が別に定める「外部委託先管理細則」および「顧客情報保護に係る代理店指導・監督規程」による。
4. 当社における情報セキュリティ管理のうち、情報システムに係る情報セキュリティ管理については、当社が別に定める「システムリスク管理方針」および「システムリスク管理規程」による。

（情報セキュリティ管理態勢の整備）

第4条 当社は、本方針に基づき、主体的に情報セキュリティ管理に取り組む。

2. 当社は、原則として次の各号に掲げる事項を実施するほか、本方針に基づき、自らの役割を遂行するための必要な、方針・規程等の策定、組織体制の整備、評価・改善活動等の情報セキュリティ管理体制を整備する。
 - (1) 情報セキュリティ管理を統括する委員会を設置する。
 - (2) 「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の定めに対応するため、「個人情報保護宣言」を定めてこれを公表する。
 - (3) 重要情報の取り扱いに関する規程等を策定するとともに、その内容について役職員に周知するための社内体制を整備する。
 - (4) 情報セキュリティ管理に関し、問題が発生した場合の報告ルールを定める。

（当社の役割）

第5条 当社は、グループ会社管理規程に定める基本方針に定めるもののほか、以下を実施する。

- (1) 「大同火災 個人情報保護宣言」を制定し、グループ会社に提示する。

（グループ会社の役割）

第6条 グループ会社は、グループ会社管理規程に定める基本方針に定めるもののほか、原則として以下を実施する。

- (1) 別表1に掲載する事項について、当社の事前承認を得る。
- (2) 別表2に掲載する事項について、当社に報告する。

（制定・改廃）

第7条 本方針の制定・改廃の所管部署は業務品質部とし、制定・改廃にあたっては、情報セキュリティ管理委員会審議および執行役員会諮問のうえ、取締役会で決定する。

ただし、軽微な字句等の修正は、業務品質部担当役員の決裁にて行うことができる。

2. 前項ただし書きに従って本方針の軽微な字句等の修正を行った場合には、業務品質部長は、その改定内容・改定日を遅滞なく、情報セキュリティ管理委員会へ報告する。

（別表1）

事前承認事項
1. 「個人情報保護宣言」の制定および改廃（ただし、必要に応じて制定する場合に限る。また軽微な修正および別表記載事項の変更の場合を除く）

（別表2）

報告事項	時期
1. 情報漏えい事案の発生	都度
2. 当社とグループ会社間で顧客情報（個人番号および特定個人情報を除く）の共同利用を行う場合、共同利用に関する事項	都度

Ⅵ. 募集制度

1. 代理店の役割と業務内容

(1) 代理店の役割

代理店は、損害保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わってお客さまと損害保険の契約募集を行います。そして損害保険の幅広い普及を通じてお客さまを危険や災害から守り、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

(2) 代理店の業務内容

代理店の主な業務は以下のとおりです。

- ①保険契約の締結
- ②保険契約の変更、解約等の申し出の受付
- ③保険料の領収または返還
- ④保険料領収証の発行および交付
- ⑤保険の対象となる物件等の調査
- ⑥その他保険募集に必要な事項で、会社が特に指示した業務

また、代理店はお客さま一人ひとりのニーズに対応し、財産の保全、事故の防止、防災や保険全般に関する相談や、万一事故や災害が起きたときには、一刻も早く保険金が支払われるよう、保険金の請求についてのアドバイスをするなど、幅広くきめ細かなコンサルティング活動を行いお客さまからの要請に応じています。

2. 代理店登録と代理店制度

(1) 登録・届出

代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条・278条に基づき、内閣総理大臣へ代理店登録をすることが必要です。また、代理店に所属し保険の募集を行う者（損害保険募集人）についても、保険業法第302条に基づき、届出が義務付けられています。

(2) 業務ランク

代理店がより充実したサービスをお客さまに提供できるよう、個人資格者数、代理店の実績、お客さま対応能力などにより、当社独自の代理店格付制度（業務ランク制度）を実施し、代理店の資質の維持・向上を図っています。なお、業務ランクには、「1級」「2級」「3級」「4級」「5級」「初級」の6つのランクを設けています。

●代理店数の推移

(単位：店)

2022年度末	2023年度末	2024年度末
1,350	1,327	1,309

●代理店数の地域別内訳

当社は沖縄県を基盤とする損害保険会社であり、沖縄県下にくまなく代理店を設置しております。

(単位：店)

地区名	沖縄本島地区	宮古地区	八重山地区	東京・その他	合 計
代理店数	1,087	80	49	93	1,309

(2024年度末時点)

3. 代理店教育

当社では地域から信頼され、お客さまニーズの的確な把握による質の高いサービスを提供できる代理店を育成するために、資格取得に必要な所定のカリキュラムによる教育や商品知識、販売知識、事務処理、事故処理等の業務知識や防災・法律・税務関係等の周辺知識を身につけるための幅広い教育を実施し、お客さまサービスの充実を図っています。

また、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」（「基礎単位」および「商品単位（自動車・火災・傷害疾病保険単位）」）制度に参加しており、損害保険募集人が5年ごとの更新試験を受験・合格することによって最新の業務知識の習得または業務能力を検証できる仕組みとしております。

なお、同協会および一般社団法人日本損害保険代理業協会共通の制度として創設された「損害保険大学課程」において、損害保険募集人が知識・業務の更なるステップアップを目指せるよう受講推進を行っています。

このほか、インターネット学習システムである「eラーニング」による学習教材の提供を行い、当社の商品について重点的に学習してもらうことにより商品知識の習得を図り、お客さまとの接点における業務品質の向上に取り組んでいます。

4. 損保・生保アドバイザー（SA制度）

当社では、将来の専属プロ代理店を養成するため、「損保・生保アドバイザー制度」を設けています。

本制度を活用し、一定期間、損害保険および生命保険の契約募集等に関連する業務に従事しながら研修期間（最長36か月）内に専門知識の習得、営業基盤確立のための実務訓練を行い、研修期間終了後にプロ代理店として独立します。

1975年に本制度発足以来、今日まで多くの研修社員が自立・独立し、地域に根ざしたプロ代理店として活躍しています。

2020年7月からは出向型SA（損保・生保アドバイザー）制度を新設し、既存代理店の募集人に保険募集を営むために必要な知識・実務等を教育しています。

商品・サービスについて

I. 保険のしくみ	54
II. 主な取り扱い商品	58
III. 保険商品の開発状況	60
IV. サービス体制	61

I. 保険のしくみ

1. 損害保険のしくみ

(1) 保険制度

保険制度とは、偶発の事故による損害を補償するため多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることのできる相互扶助のしくみです。保険制度は「大数の法則」(P125参照)に基づいて相互にリスクを分散し、個人生活や企業経営の経済的安定を図る重要な社会的機能を担っています。

(2) 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶発な一定の事故によって生じる損害に対し保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です(保険法第2条第1号)。したがって損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確性を期するために保険契約申込書等を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

(3) 再保険

再保険とは、自社の引き受けたリスクの一部または全部を他の保険会社に引き受けてもらいリスクの分散・平準化を図るしくみで、損害保険会社が安定した経営を行うために大きな役割を果たしています。

再保険には、他の保険会社に再保険を引き受けてもらう「出再保険」と逆に他の保険会社から再保険を引き受ける「受再保険」の二つの形態があります。

出再保険については当社の保有限度額を勘案し、事業の安定性と保険引受能力を補完するために適切な再保険カバーを確保し対応しています。そして出再先の選定にあたっては、出再先の財務内容等の健全性にも十分配慮しています。

受再保険については、リスクの判断を慎重に行ったうえで引き受けるなど、限定的な取り組みで対応しています。なお、海外からの受再保険については、リスク判断が困難なことから原則として引き受けていません。

(4) 保険約款

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、その契約内容を規定したものが保険約款です。

保険約款には、保険の種目ごとに基本的な事項を規定した普通保険約款と、個々の契約によって普通保険

約款の一部を変更・補完する特別約款または特約があります。

(5) 保険料の払い込み・返還(満期返戻金、解約返戻金含む)

保険契約者は、特約等で定める場合を除き、保険期間の開始時まで(保険契約締結と同時に)保険料を保険会社に払い込む必要があります(保険料即収の原則(P127参照))。保険期間が始まった後でも、保険料の払い込み前に発生した事故による損害に対する保険金は支払われません。

また、保険期間の中途において、各保険約款で定められた通知義務等に基づき保険会社に通知いただいた内容によって、保険料の追加請求や返還となることがあります。

(6) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁へ届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分)から成り立っています。

なお、損害保険料率算出機構(P125参照)は、自動車保険、火災保険、傷害保険などについて、純保険料率(保険料率のうち将来の保険金のお支払いに充てられると見込まれる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

2. 勧誘方針について

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下のとおり勧誘方針を定め、各営業店舗において公表しています。

また、当社代理店においても同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。（ホームページを有し、常時使用する従業員数が20人超の代理店に対してはホームページ上へ「勧誘方針」の掲載を指導しています。）

勧 誘 方 針

1. 保険商品等の販売に際して、各種法令等を遵守し適正な勧誘に努めます。

- (1) 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- (2) 保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるよう説明内容や説明方法を工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。
- (3) ご契約に際しましては、商品についての重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- (4) 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。

2. お客さまが適切な保険商品を選択できるよう、お客さまの立場にたって創意工夫した保険の説明および提案に努めます。

保険に関するお客さまの知識、経験、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な助言、情報提供、商品設計、販売・勧誘活動を行うよう努めます。

3. 保険金の不正取得の防止に努めます。

保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険募集を行うよう努めます。

4. 保険事故が発生した場合には迅速、的確かつ丁寧な対応に努めます。

万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の請求にあたり適切な助言を行うとともに、迅速、的確かつ丁寧な対応と適正な保険金のお支払いに努めます。

5. お客さまの情報の取り扱いについては万全をつくします。

お客さまからお預かりした個人情報、その他情報の取り扱いにつきましては業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏えい防止等の管理を厳正に行います。

6. お客さまの信頼度を高めるよう努めます。

- (1) お客さまに対し適切な勧誘が行えるよう、研修体制を充実し、お客さまに信頼される社員および代理店の育成に努めます。
- (2) 保険募集文書等の作成にあたっては、お客さまに商品の内容が正しくご理解いただけるよう、社内において審査体制を設け、法令遵守および消費者保護の観点から審査を行って参ります。

7. ご意見・ご要望等

- (1) お客さまの様々なご意見等の収集に努め、商品開発や販売方法等に活かして参ります。
- (2) お客さまのご意見、ご要望または苦情等につきましては、速やかに対応させていただきます。

3. ご契約にあたって

(1) ご契約の手続き

損害保険の契約を取扱う（契約の募集をする）ことができるのは、保険会社の社員または保険会社が保険契約を締結する権限を付与している代理店（損害保険募集人）に限られています。当社では沖縄県を中心に約1,300店の代理店が、お申込みの窓口となります。

(2) ご契約内容の確認

ご契約の際には、お客さまが保険商品を適切に選択・お申込みいただけるように保険商品に関する「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」の交付・説明を行うとともにご意向を把握し、ご加入いただく保険が事前に把握したお客さまのご意向に沿った内容となっているかを代理店・取扱者とともに確認させていただくこととしています。

○ご契約時にご注意いただきたいこと

損害保険契約は、普通保険約款・特別約款およびそれらにセットされる特約によって定められています。普通保険約款には、保険会社と保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）双方の権利・義務が具体的に記載されています。また、保険契約申込書等に記載された内容も契約内容として、保険契約者、保険会社の双方を拘束するものであるため、ご契約にあたっては、普通保険約款・特別約款および特約の内容について十分説明を受け、保険契約申込書等の記載内容を確認したうえでご契約することが必要です。

万一、保険契約申込書等にご記入いただいた内容が事実と異なる場合やご記入いただけない場合には、ご契約を解除のうえ、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

○ご契約の内容や注意事項に関する情報提供方法

当社では、普通保険約款・特別約款とは別に、ご契約の内容やご注意いただきたい点について分かりやすくご説明するために、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」、「パンフレット」、「ご契約のしおり」等をご用意しています。これらの資料には、契約締結に際しての注意事項（告知義務）、契約締結後の注意事項（通知義務）、ご契約の失効・解除、保険金支払いに関する注意事項および事故が起こった場合の手続きなど、契約についての重要な事項が記載されていますので、十分お読みいただくとともに当社の社員、代理店（損害保険募集人）から十分な説明をお受けください。

○ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に保険証券に記載されている内容に変更が生じた場合には、遅滞なくお客さまからご契約の代理店または当社にご連絡いただく必要があります。ご連絡いただけなかった場合にはご契約を解除のうえ、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4. クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約には、クーリングオフ制度があります。

クーリングオフとは消費者の方々を保護するために設けられた制度で、ご契約の意思が不十分なまま、ご契約を締結した場合等に後日、契約を撤回または解除できる制度です。具体的には、契約の意思がない場合、ご契約のお申込み日または重要事項説明書（クーリングオフに関する説明を含みます。）を受領された日のいずれか遅い日より起算して8日以内であれば、違約金等を負担することなくご契約の撤回または解除ができます（代理店ではお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください）。ただし、保険期間が1年以下のご契約、営業または事業のためのご契約、法人等が締結されたご契約、質権設定付のご契約、第三者の担保に供されているご契約は対象とならない場合がありますのでご契約の際にご確認ください（P124参照）。

【保険契約手続きの流れ】

当社代理店（損害保険募集人）
または社員とのご相談

商品説明等を行い、
お客さまのご意向を把握

保険契約における
重要事項・商品内容の説明

お客さまからの
告知の受領

お客さまの
ご意向やご契約内容の確認

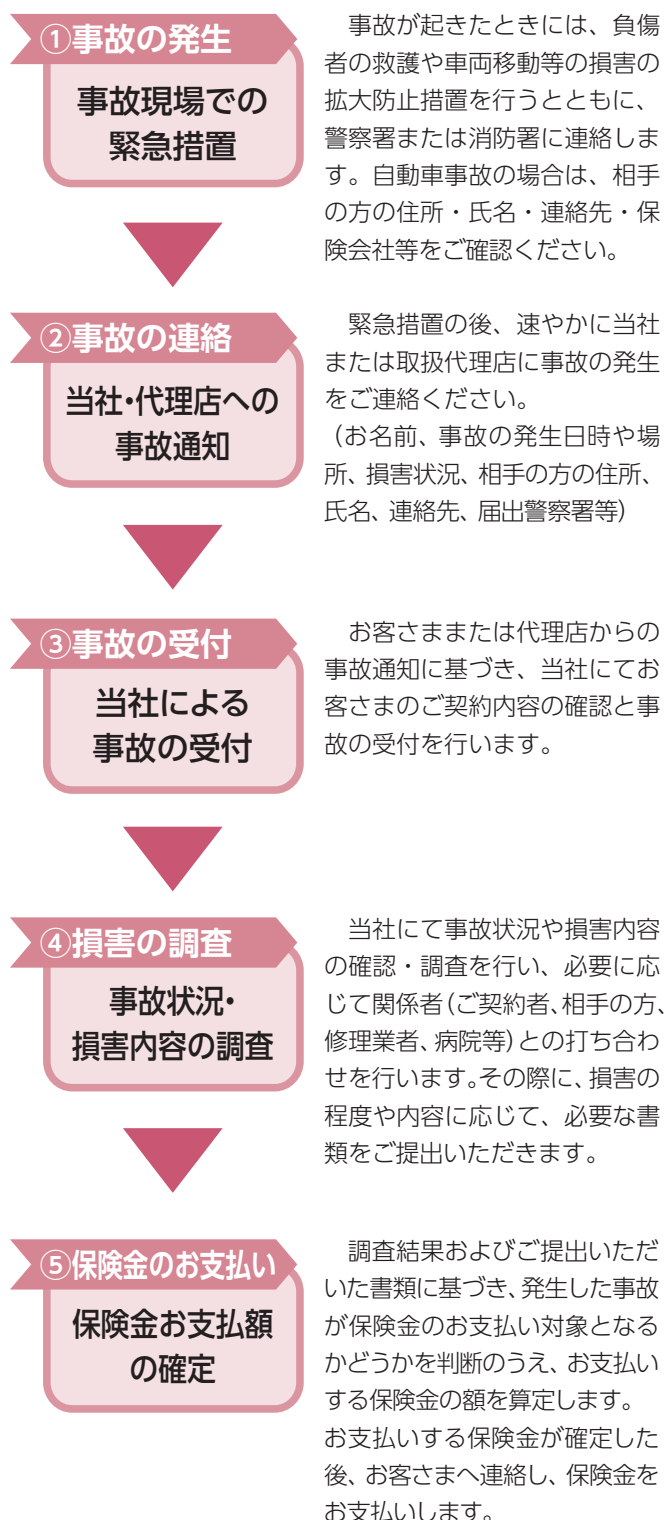
保険契約申込書等による
申込手続き

保険料のお支払い

保険証券のお受け取り

5. 保険金のお支払い

(1) 自動車保険の保険金のお支払いまでの流れ



事故の際、相手の方がいる場合は、相手方の情報を十分に確認してください!

相手の方の住所、氏名、連絡先(自宅・職場・携帯電話番号)、車両登録番号(ナンバープレート)、保険会社名等の情報を十分にご確認ください。

- 自動車保険において、人身事故および自動車同士の衝突・接触事故の場合には、交通事故証明書の提出が必要となる場合があります。
- 事故にあった自動車を修理する場合、または相手の方と示談する場合には、事前に当社の承認を得る必要があります。万一、当社の承認を得ないまま修理をされたり、相手の方と示談をしますと、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 事故対応サービス拠点の一覧

事故対応サービス拠点の一覧につきましては、61ページをご覧ください。

Ⅱ. 主な取り扱い商品

2025年7月現在

個人向け商品（主に日常生活のリスクを対象とする保険）

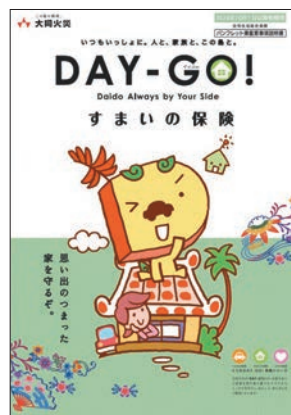
くるまの保険

- **DAY-GO!** くるまの保険（個人用総合自動車保険）
- D A P（一般自動車保険）
- D P D（自動車運転者保険）
- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険 / 強制保険）



住まいと生活の保険

- **DAY-GO!** すまいの保険（住宅生活総合保険）
- 地震保険



からだの保険

- **DAY-GO!** けがの保険（傷害総合保険）
- 普通傷害保険
- 所得補償保険



スポーツとレジャーの保険

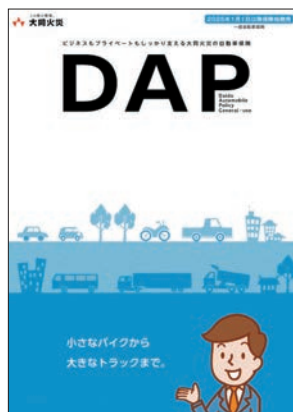
- 国内旅行傷害保険
- 海外旅行傷害保険
- レクリエーション傷害保険
- ゴルフアープラン（傷害総合保険）
- ヨット・モーターボート総合保険



企業向け商品（主に事業活動を取り巻くリスクを対象とする保険）

自動車保険

- DAP（一般自動車保険）
- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険 / 強制保険）



財物に関する保険

- DAY-PRO! 事業財産保険（企業向け火災保険）
- 債権保全火災保険
- 動産総合保険
- テナント総合保険
- 機械保険
- ガラス保険
- 盗難保険



工事にに関する保険

- 組立保険
- 建設工事保険
- 土木工事保険

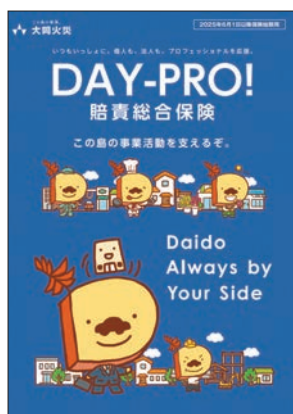


保証および信用に関する保険

- 公共工事履行保証証券（履行ボンド）
- 履行保証保険
- 身元信用保険

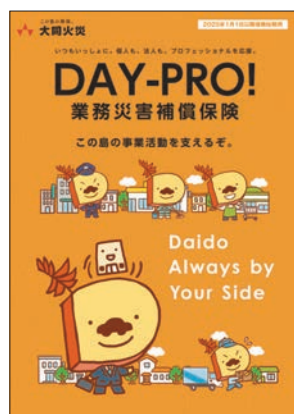
賠償責任に関する保険

- DAY-PRO! 賠償総合保険
- 施設所有（管理）者賠償責任保険
- 請負業者賠償責任保険
- 自動車管理者賠償責任保険
- 受託者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険（PL保険）
- 旅館賠償責任保険
- 遊漁船業者総合保険
- 店舗賠償責任保険
- 警備業者賠償責任保険
- 船客傷害賠償責任保険
- サイバー・情報漏えい保険
- 会社役員賠償責任保険（D&O）



その他の保険

- DAY-PRO! 業務災害補償保険
- 労働災害総合保険
- 船舶保険
- 貨物海上保険
- 運送保険
- 運送業者貨物賠償責任保険



Ⅲ．保険商品の開発状況

1. 火災保険の商品改定（2024年10月）

2024年10月1日以降保険始期契約より、火災保険の商品改定を実施しました。

今回の改定では、参考純率の改定および当社における直近の保険金のお支払状況等を踏まえ、保険料水準の見直しや建物水災料率の地域細分化等を行いました。また、お客さまの要望を基に「日常生活賠償責任特約」の補償範囲拡大や万が一の事故の際に十分な補償を提供する観点から「建物簡易評価基準」の見直し等の改定を行いました。

2. 自動車保険の商品改定（2025年1月）

2025年1月1日以降保険始期契約より、自動車保険の商品改定を実施しました。

今回の改定では、当社の直近における保険金のお支払状況およびリスク実態を踏まえ、各補償種目における保険料改定を行いました。また、「人身傷害の被保険自動車外事故補償特約の補償拡充および特約名称の変更」や「型式別料率クラス制度の見直し」といった改定等を行いました。

3. 業務災害補償保険の商品改定（2025年1月）

2025年1月1日以降保険始期契約より、業務災害補償保険の商品改定を実施しました。

今回の改定では、人手不足解消のための福利厚生充実化のニーズ拡大を踏まえ、業務外の疾病リスクを補償する「疾病入院補償保険金支払特約」の新設等を行いました。また、昨今の訴訟リスクの高まり等の社会環境変化を踏まえ、「雇用慣行賠償責任補償特約」の補償対象となる侵害行為（ハラスメント）の拡大や「法律相談費用補償特約」の新設等を行いました。

4. 新商品の開発状況

実施日	内 容
2021年 1月 3月 4月 6月	・火災・地震保険の商品改定 ・新型コロナウイルス感染症追加補償特約の改定 ・自動車保険の商品改定 ・火災保険の商品改定
2022年 1月 4月 10月	・自動車保険の商品改定 ・自動車保険の商品改定 ・新型コロナウイルス感染症等対応費用補償特約の改定 ・火災・地震保険の商品改定 ・感染症消毒費用等補償特約の新設
2023年 1月	・自動車保険の商品改定
2024年 1月 3月 10月	・自動車保険の商品改定 ・賠償責任保険の商品改定 ・会社役員賠償責任保険（D&O保険）の商品改定 ・火災保険の商品改定
2025年 1月	・自動車保険の商品改定 ・業務災害補償保険の商品改定

IV. サービス体制

1. 事故対応サービス

(1) 当社の事故対応サービス体制

当社は、沖縄県内に事故対応サービス拠点を4か所設置しており、迅速な対応に努めています。また、当社の専門スタッフ約130名が在籍しており、迅速・丁寧な事故対応に努めています。

(2025年7月1日現在)

事故対応サービス拠点	所在地	電話番号
事故受付センター (事故受付)		0120-091-161
自動車損害サービス 第一課 (自動車事故の対応)	〒900-8586 那覇市久茂地 1丁目12番1号	(098)869-1285 (自動車保険)
自動車損害サービス 第二課 (自動車事故の対応)		(098)869-1280 (自賠責保険)
火災新種損害サービス課 (火災・新種・傷害の事故対応)		(098)869-3119
中部自動車損害 サービス課 (自動車事故の対応)	〒904-2173 沖縄市比屋根 1丁目9番5号	(098)930-5572
自動車損害サービス 第一課 宮古分室 (損害調査拠点*)	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1517-20	(0980)72-3215
自動車損害サービス 第一課 八重山分室 (損害調査拠点*)	〒907-0012 石垣市美崎町16番地 沖縄銀行八重山支店2階	(0980)82-3063

※宮古分室、八重山分室は損害調査のみを専門に行う拠点であるため、事故受付業務は行っておりません。

上記事故対応サービス拠点の営業時間は平日（月～金）
9：00～17：00（土日・祝日および年末年始を除く）
となっております。

(2) 24時間・365日事故受付サービス

当社では、24時間・365日、お客さまからの事故に関するご連絡を受ける体制を整えています。

 **0120-091-161**

電話受付時間：24時間

(3) ゆいゆいサポート（ロードサービス）

事故や故障時のお客さまの愛車のトラブルを24時間・365日サポートします。

※次のいずれかに該当するお客さまが対象となります。

- ・「DAY-GO! くるまの保険」をご契約のお客さま
- ・「DAP」をご契約で「事故・故障時ロードアシスト特約」をセットされているお客さま

 **0120-024-090**

電話受付時間：24時間

(4) 海外旅行傷害保険の事故対応サービス

海外旅行傷害保険をご契約のお客さまが、旅行中にケガや病気等でお困りのとき、24時間・365日、日本語応答の緊急アシスタンスサービスがご利用できます。日本エマージェンシーアシスタンス株式会社との提携により、現金不要で治療を受けられるキャッシュレス医療サービスや、日本語救急医療サービスを実施しています。

<ご旅行中（海外滞在中）のご連絡先>

※日本語対応、24時間・365日

発信地	電話番号
全世界から	①メディカルアシスタンスサービスダイヤル (キャッシュレス医療サービスのご利用、医療機関の紹介など) (81)-(3)-4243-8681 (81)-(3)-4329-1126 (コレクトコール受付可)
	②ノンメディカルアシスタンスサービスダイヤル (携行品の破損事故、賠償責任事故、補償内容のご確認など) (81)-(3)-6311-5858 (81)-(3)-6371-0771 (コレクトコール受付可)
日本国内から	 0120-889-782

<帰国後のご連絡先>

発信地	電話番号
沖縄県内から	 0120-091-161

(注1) ()は国番号、< >は市外局番です。同国内および同市内では必要ありません。

(注2) 戦争等危険地域、電話・交通手段の確保が困難な地域、金融事情が不安定なために必要な費用決済が困難な地域等ではサービスの提供をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

(5) 事故相談のご案内

左記(1)の事故対応サービス拠点および全営業店舗において、事故に関するご相談をお受けしています。

2. その他サービス

当社では、契約者向け各種サービスを提供しています。主なサービスは以下のとおりです。なお、いずれのサービスもご利用時には一定の条件や補償の制限があります。

ゆいゆいサポート（ロードサービス）

個人用総合自動車保険（DAY-GO! くるまの保険）または一般自動車保険（DAP）をご契約のお客さまを対象に、事故や故障等の、お客さまの愛車のトラブルを24時間・365日サポートします。

●レッカーかけつけサポート

ご契約のお車が事故・故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、事故・故障現場から最寄りの修理工場へのレッカーけん引や、落輪引き上げ作業等をご提供します。この費用は、「事故・故障時ロードアシスト特約」にて補償します。

●応急処置かけつけサポート

バッテリー上がり時のジャンピングや、カギ閉じ込み時のドアの開錠、タイヤパンク時のスペアタイヤ交換等の応急処置・軽作業を現場に出向き行います。この費用は、「事故・故障時ロードアシスト特約」にて補償します。

●ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油をお届けします。

※一般自動車保険（DAP）については、「事故・故障時ロードアシスト特約」の付帯がゆいゆいサポート提供の条件となります。

※ゆいゆいサポート提供後、ご利用される方がゆいゆいサポートの利用対象者ではないことが判明した場合や、提供対象外であることが判明した場合、提供に要した費用はすべてそのご利用される方のご負担となります。

※ガス欠時ガソリンお届けサポートについて、個人用総合自動車保険（DAY-GO! くるまの保険）では、保険期間（長期契約の場合は保険年度）中1回までのサービスとして、ガソリン10リットルを無料でお届けします。

【受付時間】

24時間・365日

ALSOK現場急行サービス

個人用総合自動車保険（DAY-GO! くるまの保険）をご契約のお客さまを対象に、ALSOKのガードマンが事故現場のお客さまのもとに駆けつけ、以下のサポートを行います。

●安心サポート

事故直後の不安な時に、「現場の安全確保」「救急車の

手配」等お客さまの安全対策をサポートします。

●事故対応サポート

事故対応に必要な「事故現場や損害物（車両等）の写真撮影」「事故関係者情報の記録、事故当事者間のヒアリング」など、一連の対応をサポートします。

●事故報告サポート

現場で収集した情報は速やかに大同火災へ連携し、事故報告をサポートします（お客さまは改めて大同火災へ連絡を行う必要はありません。）。

※ご契約のお車を運転中に発生した相手方のいる事故で、事故現場からお電話をいただき、現場急行をご希望された事故が対象となります。

※沖縄本島・宮古島・石垣島が本サービスの対象地域となります。ただし、高速道路上など一部の場所は本サービスの対象外となります。

※原則として、ALSOKの出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できる場所での事故が対象となります。

※相手方との示談交渉や金銭の立替、および病院等への付添いなどは本サービスの対象外です。

【受付時間】

平日：午後5：00～午後11：00

土日・祝日：午前8：00～午後11：00

※「ゆいゆいサポート」および「ALSOK現場急行サービス」は、当社の提携会社が提供するサービスです。なお、上記サービスの内容は予告することなく、変更することがありますのでご了承ください。

3. 業務の代理、事務の代行

当社は保険業法第98条第1項の規定に基づき、他の保険会社の保険契約の損害調査等に係る業務および事務を受託しています。また沖縄県以外における自動車損害賠償責任保険（自賠責保険/強制保険）契約等のご契約内容の変更・解約および損害調査業務を東京海上日動火災保険株式会社に委託しています。

加えて、2013年6月から、東京海上日動あんしん生命保険株式会社との業務提携により、業務の代理・事務の代行として、生命保険の取り扱いを行っています。

業績データ

I. 事業の状況	64
II. 経理の状況	76
III. 事業の概況及び経理の状況（連結）	99

I. 事業の状況

1. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

	2020年度 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年度 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年度 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年度 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
正味収入保険料 (対前期増減率)	16,725 (△2.3%)	16,565 (△1.0%)	16,667 (0.6%)	17,125 (2.7%)	17,973 (5.0%)
経常収益 (対前期増減率)	17,915 (△2.5%)	17,048 (△4.8%)	17,210 (0.9%)	18,420 (7.0%)	19,092 (3.6%)
保険引受利益又は保険引受損失(△) (対前期増減率)	542 (63.5%)	865 (59.5%)	993 (14.8%)	379 (△61.9%)	1,392 (267.4%)
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減率)	658 (15.7%)	956 (45.1%)	1,035 (8.3%)	508 (△50.8%)	1,285 (152.5%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減率)	352 (△0.3%)	760 (115.8%)	1,436 (88.9%)	323 (△77.5%)	1,019 (214.8%)
正味損害率	50.7%	46.3%	48.5%	60.8%	51.3%
正味事業費率	43.6%	44.8%	44.3%	42.4%	41.9%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	353 (△9.4%)	338 (△4.4%)	334 (△1.0%)	367 (9.8%)	415 (12.9%)
運用資産利回り (インカム利回り)	0.98%	0.90%	0.86%	0.95%	1.05%
資産運用利回り (実現利回り)	1.08%	1.02%	0.80%	1.22%	0.72%
資本金 (発行済株式総数)	1,054 (1,141千株)	1,054 (1,141千株)	1,054 (1,141千株)	1,054 (1,141千株)	1,054 (1,141千株)
純資産額	5,018	5,583	7,015	8,191	9,267
総資産額	41,947	42,721	44,097	44,579	46,110
積立勘定として経理 された資産額	323	185	5	—	—
責任準備金残高	26,296	26,486	26,398	26,257	26,790
貸付金残高	2,058	1,969	1,787	1,657	1,472
有価証券残高	21,904	26,020	27,581	31,195	34,100
単体ソルベンシー・マージン比率	713.6%	817.5%	807.7%	792.0%	844.9%
自己資本比率	12.0%	13.1%	15.9%	18.4%	20.1%
1株当たり純資産額	4,396.36円	4,891.69円	6,146.16円	7,175.69円	8,118.70円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	50.00円 (—円)	50.00円 (—円)	55.00円 (—円)	55.00円 (—円)	60.00円 (—円)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	308.70円	666.03円	1,258.21円	283.61円	892.81円
配当性向	16.2%	7.5%	4.4%	19.4%	6.7%
従業員1人当たり総資産額	132	135	132	137	144
従業員数	316名	315名	333名	325名	320名

(注) 1. 正味損害率および正味事業費率についてはP68(10)の(注)をご参照ください

2. 運用資産利回り(インカム利回り)および資産運用利回り(実現利回り)については、P72の(1)および(2)をご参照ください。

2. 保険の引き受け

(1) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)の額

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
		構成比(%)		増収率(%)	構成比(%)		増収率(%)	構成比(%)		増収率(%)
火災		2,467	13.4	9.4	2,821	14.8	14.4	3,100	15.4	9.9
海上		101	0.6	△ 1.9	96	0.5	△ 5.6	105	0.5	9.7
傷害		396	2.2	0.3	463	2.4	16.7	515	2.6	11.4
自動車		11,142	60.4	△ 2.3	11,357	59.7	1.9	11,889	58.9	4.7
自動車損害賠償責任		2,368	12.8	0.8	2,236	11.8	△ 5.5	2,298	11.4	2.8
その他		1,963	10.6	9.4	2,033	10.7	3.6	2,274	11.3	11.8
(うち賠償責任)		(786)	(4.3)	(2.5)	(836)	(4.4)	(6.4)	(1,057)	(5.2)	(26.4)
(うち信用・保証)		(74)	(0.4)	(2.8)	(61)	(0.3)	(△ 17.3)	(71)	(0.4)	(15.2)
合計		18,440	100.0	0.7	19,008	100.0	3.1	20,184	100.0	6.2
従業員1人当たり元受正味保険料 (含む収入積立保険料)		55		△ 4.7	58		5.6	63		7.8

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立保険料部分を含みます。)

2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数

(2) 正味収入保険料の額

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
		構成比(%)		増収率(%)	構成比(%)		増収率(%)	構成比(%)		増収率(%)
火災		1,346	8.1	15.7	1,594	9.3	18.4	1,782	9.9	11.8
海上		87	0.5	13.1	85	0.5	△ 2.5	90	0.5	5.7
傷害		399	2.4	6.9	464	2.7	16.2	518	2.9	11.7
自動車		10,828	65.0	△ 2.3	11,035	64.4	1.9	11,560	64.3	4.8
自動車損害賠償責任		2,258	13.6	△ 1.5	2,201	12.9	△ 2.5	2,173	12.1	△ 1.3
その他		1,747	10.5	10.7	1,744	10.2	△ 0.2	1,847	10.3	5.9
(うち賠償責任)		(775)	(4.7)	(2.4)	(776)	(4.5)	(0.1)	(861)	(4.8)	(11.0)
(うち信用・保証)		(36)	(0.2)	(1.1)	(31)	(0.2)	(△ 14.6)	(35)	(0.2)	(13.1)
合計		16,667	100.0	0.6	17,125	100.0	2.7	17,973	100.0	5.0

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

(3) 受再正味保険料の額

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
		構成比(%)		増収率(%)	構成比(%)		増収率(%)	構成比(%)		増収率(%)
火災		70	6.4	5.7	107	10.3	52.1	137	13.5	28.3
海上		53	4.9	20.0	55	5.3	4.1	57	5.6	3.1
傷害		11	1.1	33.7	9	0.9	△ 22.2	10	1.0	15.5
自動車		0	0.0	△ 3.9	0	0.0	△ 1.8	0	0.0	△ 0.2
自動車損害賠償責任		925	84.2	△ 4.8	829	79.5	△ 10.3	766	75.0	△ 7.6
その他		37	3.4	21.3	41	3.9	8.7	49	4.8	20.0
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		1,099	100.0	△ 2.1	1,043	100.0	△ 5.1	1,021	100.0	△ 2.1

(注) 受再正味保険料とは、受再契約の収入保険料から受再解約返戻金、その他返戻金(受再その他返戻金および受再保険利益戻)を控除したものをいいます。

(4) 出再保険料(支払再保険料)の額

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
			構成比(%)	増加率(%)		構成比(%)	増加率(%)		構成比(%)	増加率(%)
火災		1,190	41.5	2.9	1,334	45.6	12.1	1,455	45.0	9.1
海上		67	2.4	△4.5	66	2.3	△2.0	72	2.2	9.2
傷害		5	0.2	7.6	7	0.3	39.4	7	0.2	△0.8
自動車		314	11.0	△2.9	321	11.0	2.3	328	10.2	2.1
自動車損害賠償責任		1,034	36.1	0.7	865	29.6	△16.4	891	27.6	3.1
その他		254	8.9	2.4	330	11.3	30.0	476	14.7	44.1
(うち賠償責任)		(11)	(0.4)	(9.6)	(60)	(2.1)	(428.1)	(196)	(6.1)	(223.6)
(うち信用・保証)		(37)	(1.3)	(4.6)	(30)	(1.0)	(△ 20.0)	(35)	(1.1)	(17.3)
合 計		2,867	100.0	1.2	2,926	100.0	2.0	3,232	100.0	10.5

(注) 出再保険料(支払再保険料)とは、出再契約の支払保険料から再保険返戻金、その他再保険収入(その他再保険返戻金および出再保険利益戻)を控除したものをいいます。

(5) 解約返戻金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度		2023年度		2024年度	
火災		69		61		89	
海上		1		2		1	
傷害		11		3		2	
自動車		113		120		111	
自動車損害賠償責任		47		47		45	
その他		20		26		40	
(うち賠償責任)		(6)		(2)		(9)	
(うち信用・保証)		(0)		(0)		(-)	
合 計		263		261		290	

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

(6) 元受正味保険金の額および元受損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
			構成比(%)	損害率(%)		構成比(%)	損害率(%)		構成比(%)	損害率(%)
火災		1,066	12.1	45.3	3,002	24.7	109.2	862	8.5	30.0
海上		46	0.5	61.5	77	0.6	96.5	87	0.9	92.8
傷害		142	1.6	39.8	137	1.1	34.5	140	1.4	31.2
自動車		5,312	60.0	51.2	6,131	50.5	57.5	6,246	61.4	55.9
自動車損害賠償責任		1,820	20.6	83.0	2,081	17.1	101.3	2,134	21.0	101.6
その他		458	5.2	25.5	714	5.9	38.2	701	6.9	33.3
(うち賠償責任)		(195)	(2.2)	(27.4)	(355)	(2.9)	(46.1)	(365)	(3.6)	(37.1)
(うち信用・保証)		(3)	(0.0)	(4.7)	(△0)	(△0.0)	(△ 0.3)	(0)	(0.0)	(0.0)
合 計		8,846	100.0	51.6	12,146	100.0	67.9	10,173	100.0	54.1

(注) 1. 元受正味保険金とは、元受契約について支払った保険金を示すもので、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

2. 元受損害率=(元受正味保険金+損害調査費)÷元受正味保険料

(7) 正味支払保険金の額および正味損害率

(単位：百万円)

年度 種目		2022年度			2023年度			2024年度		
		構成比(%)	損害率(%)		構成比(%)	損害率(%)		構成比(%)	損害率(%)	
火災		652	8.8	52.2	1,808	18.7	118.4	541	6.4	34.2
海上		49	0.7	74.4	65	0.7	94.7	48	0.6	65.8
傷害		142	1.9	39.2	145	1.5	36.1	146	1.7	32.2
自動車		5,168	69.6	51.4	5,966	61.8	57.7	6,077	71.8	56.0
自動車損害賠償責任		1,004	13.5	50.9	1,032	10.7	55.3	1,033	12.2	56.9
その他		405	5.5	25.6	638	6.6	40.2	611	7.2	36.2
(うち賠償責任)		(194)	(2.6)	(27.6)	(354)	(3.7)	(49.7)	(365)	(4.3)	(45.6)
(うち信用・保証)		(1)	(0.0)	(5.0)	(△0)	(△0.0)	(△0.6)	(0)	(0.0)	(0.0)
合計		7,422	100.0	48.5	9,657	100.0	60.8	8,459	100.0	51.3

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

(8) 受再正味保険金の額

(単位：百万円)

年度 種目		2022年度			2023年度			2024年度			
		構成比(%)	損害率(%)		構成比(%)	損害率(%)		構成比(%)	損害率(%)		
火災	9	0.9	13.4		8	0.8	8.3		15	1.3	11.1
海上	31	3.0	58.8		42	3.8	75.5		29	2.6	52.1
傷害	—	—	—		8	0.7	88.9		5	0.5	54.9
自動車	0	0.0	12.9		0	0.0	23.3		0	0.0	1.1
自動車損害賠償責任	1,004	95.3	108.5		1,032	92.8	124.4		1,033	89.8	134.9
その他	8	0.8	23.3		21	1.9	51.8		66	5.8	135.1
(うち賠償責任)	(一)	(一)	(一)		(一)	(一)	(一)		(一)	(一)	(一)
(うち信用・保証)	(一)	(一)	(一)		(一)	(一)	(一)		(一)	(一)	(一)
合計	1,053	100.0	95.9		1,113	100.0	106.7		1,151	100.0	112.7

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約について支払った保険金を示すもので、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

2. 受再損害率=受再正味保険金÷受再正味保険料

(9) 出再正味保険金(回収再保険金)の額

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
		構成比(%)	損害率(%)		構成比(%)	損害率(%)		構成比(%)	損害率(%)	
火災		423	17.1	35.6	1,202	33.4	90.1	336	11.7	23.1
海上		28	1.2	42.7	53	1.5	81.3	68	2.4	94.1
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車		143	5.8	45.6	165	4.6	51.4	168	5.9	51.4
自動車損害賠償責任		1,820	73.4	175.9	2,081	57.8	240.7	2,134	74.5	239.4
その他		62	2.5	24.4	97	2.7	29.6	156	5.5	32.9
(うち賠償責任)	(1)	(0.1)	(12.5)	(0)	(0.0)	(0.8)	(0)	(0.0)	(0.1)	
(うち信用・保証)	(1)	(0.1)	(4.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		2,478	100.0	86.4	3,602	100.0	123.1	2,864	100.0	88.6

(注) 1. 出再正味保険金とは、出再契約について回収した保険金を示すもので、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

2. 出再損害率=出再正味保険金÷支払再保険料

(10) 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		52.2	62.8	114.9	118.4	57.5	175.9	34.2	56.8	91.0
海上		74.4	84.6	158.9	94.7	69.4	164.0	65.8	54.7	120.5
傷害		39.2	48.8	88.0	36.1	46.7	82.8	32.2	45.3	77.4
自動車		51.4	38.3	89.7	57.7	35.7	93.4	56.0	35.5	91.5
自動車損害賠償責任		50.9	56.3	107.2	55.3	60.3	115.6	56.9	58.5	115.3
その他		25.6	49.0	74.6	40.2	45.9	86.1	36.2	46.9	83.1
(うち賠償責任)		(27.6)	(48.7)	(76.3)	(49.7)	(46.7)	(96.4)	(45.6)	(48.5)	(94.1)
(うち信用・保証)		(5.0)	(39.8)	(44.9)	(△ 0.6)	(31.0)	(30.4)	(0.0)	(31.7)	(31.8)
合計		48.5	44.3	92.8	60.8	42.4	103.2	51.3	41.9	93.2

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(11) 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

種目	年度	2022年度			2023年度			2024年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		29.9	46.6	76.5	137.4	46.3	183.6	19.5	43.0	62.5
海上		81.5	57.6	139.0	109.6	47.7	157.3	46.2	40.5	86.7
傷害		40.3	48.1	88.4	32.0	46.3	78.3	30.7	44.9	75.7
(医療)		(一)			(一)			(一)		
(がん)		(一)			(一)			(一)		
(介護)		(一)			(一)			(一)		
(その他)		(40.3)			(32.0)			(30.7)		
自動車		54.1	38.2	92.3	51.0	36.1	87.0	55.0	35.9	90.9
その他		33.0	47.5	80.5	39.4	42.7	82.0	32.5	41.3	73.8
(うち賠償責任)		(52.8)	(49.4)	(102.2)	(36.9)	(45.6)	(82.4)	(40.6)	(44.1)	(84.6)
(うち信用・保証)		(△ 49.5)	(42.9)	(△ 6.6)	(0.5)	(30.0)	(30.5)	(0.0)	(33.0)	(33.1)
(うち介護費用)		(一)			(一)			(一)		
合計		48.0	40.9	89.0	62.8	38.8	101.7	45.4	38.1	83.5

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率=発生損害率+事業費率
5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

(12) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2022年度	2023年度	2024年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	—	—	—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について、国内契約および海外契約の割合を記載しています。

(13) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2024年度	5社 (-)	92.0 (-)
2023年度	5社 (-)	95.8 (-)

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)
 なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

(14) 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし・不明・BB以下)	合 計
2024年度	100% (-)	0% (-)	0% (-)	100% (-)
2023年度	100% (-)	0% (-)	0% (-)	100% (-)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(再保険プールを除く)を対象としています。
 格付区分は、以下の方法により区分しています。
 <格付区分の方法>
 ①スタンダード&プアーズ(S&P)社の格付けを使用し、同社の格付がない場合はAM Best社の格付けを使用しています。
 ②各年度3月末時点の格付に基づいています。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)
 なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

(15) 未収再保険金の額

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年度開始時の未収再保険金	86 (-)	138 (-)	328 (-)
②当該年度に回収できる事由が発生した額	639 (-)	1,518 (-)	728 (-)
③当該年度回収等	587 (-)	1,328 (-)	936 (-)
④年度末の未収再保険金=①+②-③	138 (-)	328 (-)	120 (-)

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(16) 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
人件費		2,439	2,414	2,327
物件費		2,435	2,325	2,434
税金		176	180	184
抛金		0	0	0
負担金		—	—	1
諸手数料及び集金費		3,162	3,269	3,493
合 計		8,214	8,189	8,442

(注) 金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

(17) 正味事業費率

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
保険引受に係る事業費		7,385	7,263	7,539
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		(4,222)	(3,994)	(4,045)
(諸手数料及び集金費)		(3,162)	(3,269)	(3,493)
正味事業費率		44.3%	42.4%	41.9%

(注) 正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

(18) 保険引受利益の額

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災		35	△819	320
海上		△49	△57	△11
傷害		15	49	78
自動車動車		857	982	745
自動車損害賠償責任		—	—	—
その他の		135	224	259
(うち賠償責任)		(△35)	(102)	(△10)
(うち信用・保証)		(14)	(20)	(21)
合 計		993	379	1,392

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
保険引受収益		16,881	18,026	18,594
保険引受費用		11,677	13,706	13,253
営業費及び一般管理費		4,222	3,994	4,045
その他の収支		12	52	97
保険引受利益		993	379	1,392

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

3. 保険引受利益=保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費+その他収支

3. 資産運用の状況

1. 資産運用方針

当社は、保険金の支払いに備え、流動性の高い金融商品を確認するほか、効率的な資産運用および収益の拡大を図ることを基本方針としています。

2. 資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
預 貯 金	7,973	18.1	5,086	11.4	3,811	8.2
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	27,581	62.5	31,195	70.0	34,100	73.3
貸 付 金	1,787	4.1	1,657	3.7	1,472	3.2
土 地 ・ 建 物	2,625	6.0	2,587	5.8	2,801	6.0
運 用 資 産 計	39,967	90.6	40,526	90.9	42,186	90.7
総 資 産	44,097	100.0	44,579	100.0	46,513	100.0

3. 利息配当収入の額および運用利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区 分	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
	利息配当収入	運用利回り(%)	利息配当収入	運用利回り(%)	利息配当収入	運用利回り(%)
預 貯 金	0	0.00	1	0.02	0	0.01
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	212	0.77	238	0.84	284	0.97
(公 社 債)	(62)	(0.27)	(66)	(0.28)	(84)	(0.33)
(株 式)	(149)	(3.98)	(171)	(4.50)	(200)	(5.30)
(外 国 証 券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(そ の 他 証 券)	(—)	(—)	(0)	(0.12)	(0)	(0.03)
貸 付 金	19	1.09	19	1.15	20	1.37
土 地 ・ 建 物	102	3.90	108	4.14	108	4.05
小 計	334	0.86	367	0.95	414	1.05
そ の 他	0		0		0	
合 計	334		367		415	

(注) 1. 利息配当収入は、損益計算書における「利息および配当金収入」に、「金銭の信託運用益」および「金銭の信託運用損」並びに「売買目的有価証券運用益」のうち利息および配当金収入相当額を含めた金額です。

●「資産運用利回り(実現利回り)」および「(参考) 時価総合利回り」の開示

「資産運用利回り (インカム利回り)」のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考えられることから、「資産運用利回り(実現利回り)」および「(参考) 時価総合利回り」も開示しています。

各利回りの計算方法は以下の通りです。

(1) 運用資産利回り (インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入 (利息および配当金収入) の観点から示す指標 (従来から開示)

- ・分子=利息および配当金収入 (金銭の信託運用益 (損) 中の利息および配当金収入に相当する額を含む)
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(2) 資産運用利回り (実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益 (損益計算書) への寄与の観点から示す指標

分子には実現損益をとり、分母は取得原価をベースとした利回り

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(3) (参考) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標

分子には実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母を時価ベースとした利回り

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額※-前期末評価差額※)+繰延ヘッジ損益増減
 - ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額※+売買目的有価証券に係る前期末評価損益
- ※評価差額は税効果控除前の金額によります。

4. 資産運用利回り (実現利回り)

(単位: 百万円)

区 分	2022年度末			2023年度末			2024年度末		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)
預 貯 金	0	6,844	0.00	1	6,123	0.02	0	6,134	0.01
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	203	27,453	0.74	343	28,276	1.22	151	29,329	0.52
(公 社 債)	(20)	(23,503)	(0.09)	(69)	(24,200)	(0.29)	(△13)	(25,309)	(△0.05)
(株 式)	(182)	(3,747)	(4.86)	(275)	(3,818)	(7.21)	(167)	(3,785)	(4.42)
(外 国 証 券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(そ の 他 の 証 券)	(0)	(202)	(0.15)	(△1)	(257)	(△0.53)	(△2)	(234)	(△1.01)
貸 付 金	19	1,799	1.09	19	1,665	1.15	20	1,499	1.37
土 地 ・ 建 物	102	2,635	3.90	108	2,622	4.14	108	2,681	4.05
金 融 派 生 商 品	—			—			—		
そ の 他	△14			△0			2		
合 計	311	38,732	0.80	472	38,688	1.22	284	39,644	0.72

(注) 1. 資産運用損益合計は、損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計から「資産運用費用」を控除した金額です。
2. 平均運用額 (取得原価ベース) は、原則として各月末残高 (取得原価または償却原価) の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高 (取得原価または償却原価) の平均に基づいて算出しています。

5. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円)

区 分	2022年度末			2023年度末			2024年度末		
	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り (%)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り (%)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り (%)
預 貯 金	0	6,844	0.00	1	6,123	0.02	0	6,134	0.01
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	276	28,284	0.98	1,605	29,179	5.50	345	31,495	1.10
(公 社 債)	(△123)	(23,346)	(△0.53)	(13)	(23,898)	(0.06)	(△319)	(24,952)	(△1.28)
(株 式)	(399)	(4,735)	(8.44)	(1,593)	(5,023)	(31.72)	(666)	(6,308)	(10.57)
(外 国 証 券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(そ の 他 の 証 券)	(0)	(202)	(0.15)	(△1)	(257)	(△0.53)	(△2)	(234)	(△1.01)
貸 付 金 物	19	1,799	1.09	19	1,665	1.15	20	1,499	1.37
土 地 ・ 建 物	102	2,635	3.90	108	2,622	4.14	108	2,681	4.05
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	△14	—	—	△0	—	—	2	—	—
合 計	384	39,563	0.97	1,734	39,591	4.38	477	41,810	1.14

(注) (参考) 時価総合利回りの算出については、72 ページにおける算出方法によります。

6. 公共債の窓販実績

販売実績はありません。

7. 各種ローン金利

(単位：%)

一般貸付 標準金利 (長期プライムレート)	利 率										
	2024年 3月8日	2024年 5月10日	2024年 6月11日	2024年 8月9日	2024年 9月10日	2024年 10月10日	2024年 11月8日	2024年 12月10日	2025年 1月10日	2025年 2月12日	2025年 3月11日
	1.60	1.70	1.80	1.65	1.70	1.75	1.85	1.90	2.00	2.20	2.35

8. 特別勘定に関する指標等

該当事項はありません。

9. 海外投融資利回り

(単位：%)

	2022年度	2023年度	2024年度
運用資産利回り (インカム利回り)	—	—	—
資産運用利回り (実現利回り)	—	—	—
(参考) 時価総合利回り	—	—	—

10. 契約者配当金の額

該当事項はありません。

4. 単体ソルベンシー・マージン比率の状況

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	22,030	24,625
資本金又は基金等	6,513	7,464
価格変動準備金	95	11
危険準備金	—	—
異常危険準備金	10,569	11,186
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	1,948	2,122
土地の含み損益	△ 160	△ 88
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	2,000	2,000
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	599	93
その他	1,663	2,022
(B) 単体リスクの合計額	5,563	5,829
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク(R ₁)	1,588	1,651
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	—	—
予定利率リスク(R ₃)	41	38
資産運用リスク(R ₄)	1,551	1,678
経営管理リスク(R ₅)	127	133
巨大災害リスク(R ₆)	3,186	3,313
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) ÷ {(B) × 1/2}] × 100	792.0%	844.9%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（＊１）、予定利率上の危険（＊２）、資産運用上の危険（＊３）、

経営管理上の危険（＊４）、巨大災害に係る危険（＊５）の総額

- ＊１ 保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）：
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ＊２ 予定利率上の危険（予定利率リスク）：
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ＊３ 資産運用上の危険（資産運用リスク）：
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ＊４ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記＊１～＊３および＊５以外のもの
- ＊５ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

Ⅱ. 経理の状況

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2022年度 〔 2023年 3月31日現在 〕	2023年度 〔 2024年 3月31日現在 〕	2024年度 〔 2025年 3月31日現在 〕
		金額	金額	金額
(資 産 の 部)				
現 金 及 び 預 貯 金		7,973	5,086	3,811
預 貯 金		7,973	5,086	3,811
有 価 証 券		27,581	31,195	34,100
国 債		1,332	3,088	5,399
地 方 債		2,597	2,578	4,057
社 債		18,495	18,987	17,880
株 式		4,915	6,323	6,599
そ の 他 の 証 券		240	217	163
貸 付 金		1,787	1,657	1,472
一 般 貸 付		1,787	1,657	1,472
有 形 固 定 資 産		2,740	2,707	2,832
土 地		1,731	1,732	1,732
建 物		893	854	1,068
建 設 仮 勘 定		－	47	－
リ ー ス 資 産		2	1	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		112	72	30
無 形 固 定 資 産		1,128	828	828
ソ フ ト ウ ェ ア		1,025	820	654
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		97	3	168
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		5	5	5
そ の 他 資 産		2,660	3,133	3,087
未 収 保 険 料		8	13	10
代 理 店 貸		947	893	1,024
共 同 保 険 貸		5	40	6
再 保 険 貸		693	1,017	831
外 国 再 保 険 貸		2	2	2
代 理 業 務 貸		20	18	17
未 収 金		261	507	557
未 収 収 益		16	19	25
預 託 金		78	74	65
仮 払 金		626	547	546
前 払 年 金 費 用		8	－	－
繰 延 税 金 資 産		250	－	－
貸 倒 引 当 金		△32	△29	△22
資 産 の 部 合 計		44,097	44,579	46,110

(単位：百万円)

科目	年度	2022年度 〔2023年 3月31日現在〕	2023年度 〔2024年 3月31日現在〕	2024年度 〔2025年 3月31日現在〕
		金額	金額	金額
(負 債 の 部)				
保 険 契 約 準 備 金		33,204	32,449	32,527
支 払 備 金		6,806	6,192	5,736
責 任 準 備 金		26,398	26,257	26,790
そ の 他 負 債		3,519	3,330	3,732
共 同 保 険 借		15	11	13
再 保 険 借		586	577	614
外 国 再 保 険 借		3	5	3
借 入 金		2,000	2,000	2,000
未 払 法 人 税 等		85	45	320
預 り 金		63	84	62
前 受 収 益		3	3	3
未 払 金		429	305	354
仮 受 金		319	285	350
リ ー ス 債 務		2	1	—
資 産 除 去 債 務		9	9	9
退 職 給 付 引 当 金		—	24	48
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		155	199	180
賞 与 引 当 金		117	98	103
特 別 法 上 の 準 備 金		84	95	11
価 格 変 動 準 備 金		84	95	11
繰 延 税 金 負 債		—	190	239
負 債 の 部 合 計		37,081	36,388	36,843
(純 資 産 の 部)				
資 本 金		1,054	1,054	1,054
資 本 剰 余 金		703	703	703
資 本 準 備 金		703	703	703
利 益 剰 余 金		4,557	4,818	5,774
利 益 準 備 金		350	350	350
そ の 他 利 益 剰 余 金		4,206	4,467	5,423
(固 定 資 産 圧 縮 積 立 金)		(74)	(74)	(73)
(別 途 積 立 金)		(2,635)	(4,005)	(4,266)
(繰 越 利 益 剰 余 金)		(1,496)	(387)	(1,083)
株 主 資 本 合 計		6,315	6,576	7,532
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		700	1,614	1,734
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		700	1,614	1,734
純 資 産 の 部 合 計		7,015	8,191	9,267
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		44,097	44,579	46,110

[2024年度貸借対照表の注記事項]

- (注) 1 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- (2) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 3 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法により行っております。
- ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。
- 4 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。
- 5 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
- 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 7 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。
- また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、業務執行部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記を計上しております。
- 8 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
- 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
- 9 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- 10 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に算出しております。
- 11 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき、計上しております。
- 12 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
- なお、資産にかかる控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 13 会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。
- (1) 繰延税金資産
- 繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって会計上の見積りを行っております。
- 将来の事業計画に基づく課税所得については、主に以下の仮定に基づき策定しております。
- ・将来獲得する見込の契約を含む保険契約から発生する保険料収入
 - ・保険金等の支払額見込（台風等の自然災害による影響を含みます。）
- 当該見積りは各事業の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 当事業年度の繰延税金資産の総額は4,861百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は4,426百万円であります。
- (2) 支払備金
- 保険契約に基づいて保険金の支払義務が発生した、又は発生したと認められる保険金のうち、決算期末時点で未払いとなっている金額を支払備金として積み立てております。
- 支払備金は、既報告の普通支払備金（決算期末までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて個別に支払見込額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）と、未報告のI B N R 備金（事故は発生しているものの、決算期末までに事故の報告を受けていないもので、統計的見積手法を用いて損害額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）に分けられます。
- 普通支払備金は、決算期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害調査等の方法により損害額を見積計上しております。具体的には、保険契約の補償内容と、過去の支払実績の傾向や法改正により損害額を、過去の類似事故事例や裁判例等を考慮し過失割合をそれぞれ仮定し将来の支払額を見積っております。
- I B N R 備金は、その最終損害額を主に統計的見積法（チェーンラダー法等）により算出し、積立所要額を見積計上しております。具体的には、各保険種目・補償種目ごとに過去の保険金等の支払動向、内的及び外的環境変化の予測、並びにそれらを基にした見積り手法を選択し将来の支払額を見積っております。
- 当該見積りは各種要因の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に支払う保険金の額や支払備金の計上額が、当初の見積り額から変動することとなった場合、翌事業年度の計算書類において影響を与える可能性があります。
- 当事業年度の普通支払備金は5,120百万円、I B N R 備金は615百万円であります。
- 14 金融商品に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
- 当社は、保険金の支払いに備え、流動性の高い金融商品を確保するほか、効率的な資産運用及び収益の拡大を図ることを基本方針としております。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
- 当社が保有する主な金融資産は、有価証券、貸付金であります。
- 有価証券の内訳は、主に債券、株式、投資信託であり、その他保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは発行体の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクに晒されております。
- 貸付金は、主に沖縄県内の法人及び個人に対するものであり、これらは信用リスクに晒されております。
- ③金融商品に係るリスク管理体制
- ア 信用リスクの管理

信用リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の信用リスクは、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行っております。

貸付金の信用リスクは、社内信用格付及び資産の自己査定規程に従い、与信先の個別案件毎に財務諸表分析・実態把握を行うなど、与信管理体制を構築しております。

これらの与信管理状況については、資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

イ 市場リスクの管理

㌦金利リスクの管理

金利リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に市場動向を把握し、B P V法による影響額を資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

㌦価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の保有については、資産運用規程及び運用計画に従い行っております。

経理総務部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報については、資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

㌦為替リスクの管理

為替リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に為替動向を把握し、為替変動による影響額を資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（(注3)参照）。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券	4,985	27,040	296	32,323
資産計	4,985	27,040	296	32,323
負債計	—	—	—	—

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金は注記を省略しており、預貯金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
貸付金 (*1)	—	—	1,483	1,483	1,472	10
資産計	—	—	1,483	1,483	1,472	10
借入金	—	1,981	—	1,981	2,000	△18
負債計	—	1,981	—	1,981	2,000	△18

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しております。公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド、類似銘柄の取引実勢値等のインプットを使用しております。

また、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

貸付金

変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

固定金利貸付については、割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。これらの評価技法には、長期プライムレート、クレジットスプレッド等のインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しております。

借入金

割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率等のインプットを使用しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券	割引現在価値法	割引率	1.10%–1.39%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	レベル3の時価への振替(*1、*2)	レベル3の時価からの振替(*1、*3)	当期の損益に計上(*4)	評価・換算差額等に計上(*5)	購入、売却、発行及び決済の純額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち期末において保有する金融資産の評価損益(*4)
有価証券 その他有価証券	398	—	—	—	△1	△100	296	—

(*1) レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察できなくなったことによるものであります。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察可能となったことによるものであります。

(*4) 期末損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれます。

(*5) 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	1,613
組合出資金等(*2)	163
合 計	1,777

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金等は、主に国内投資事業組合であります。これは企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

15 保険業法に基づく債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は以下のとおりであります。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものではありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権に該当するものではありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 三月以上延滞債権に該当するものではありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

16 有形固定資産の減価償却累計額は3,382百万円、圧縮記帳額は554百万円であります。

17 関係会社に対する金銭債務総額は1百万円であります。

18 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、パソコン、複写機等の一部についてはリース契約により使用しております。

19 関係会社株式の額は123百万円であります。

20 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,380百万円
年金資産	1,625百万円
未積立退職給付債務	245百万円
未認識数理計算上の差異	△293百万円
退職給付引当金	△48百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	1.85%
期待運用収益率	0.00%
数理計算上の差異の処理年数	12年

21 繰延税金資産の総額は4,861百万円、繰延税金負債の総額は674百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は4,426百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金4,089百万円、支払備金123百万円、有価証券評価損否認179百万円、ソフトウェア305百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券に係る評価差額金624百万円であります。

- 22 法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正は次のとおりであります。「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以降に開始する事業年度より、防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が27.4%から28.3%に変更となります。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は純額で21百万円減少し、当期純利益は1百万円減少しております。

- 23 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	5,650百万円
同上にかかる出再支払備金	318百万円
差引(イ)	5,332百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	403百万円
計(イ+ロ)	5,736百万円

- 24 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	11,768百万円
同上にかかる出再責任準備金	394百万円
差引(イ)	11,374百万円
その他の責任準備金(ロ)	15,416百万円
計(イ+ロ)	26,790百万円

- 25 1株当たりの純資産の額は8,118円70銭であります。

算定上の基礎である純資産の額は9,267百万円、普通株式の期末株式数は1,141千株であります。

- 26 当事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

- 27 上記における子会社の定義は会社計算規則第2条に基づいております。

- 28 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2022年度 〔 2022年4月1日から 2023年3月31日まで 〕	2023年度 〔 2023年4月1日から 2024年3月31日まで 〕	2024年度 〔 2024年4月1日から 2025年3月31日まで 〕
経 常 収 益		17,210	18,420	19,092
保険引受収益		16,881	18,026	18,594
正味収入保険料		16,667	17,125	17,973
収入積立保険料		3	—	—
積立保険料等運用益		121	146	165
支払備金戻入額		—	613	455
責任準備金戻入額		87	140	—
為替差益		0	0	—
資産運用収益		271	346	451
利息及び配当金収入		334	367	415
有価証券売却益		57	115	193
有価証券償還益		—	—	0
その他運用収益		—	9	8
積立保険料等運用益振替		△121	△146	△165
その他経常収益		57	47	46
経 常 費 用		16,175	17,911	17,807
保険引受費用		11,677	13,706	13,253
正味支払保険金		7,422	9,657	8,459
損害調査費		663	760	753
諸手数料及び集金費		3,162	3,269	3,493
満期返戻金		181	5	—
支払備金繰入額		231	—	—
責任準備金繰入額		—	—	533
為替差損		—	—	0
その他保険引受費用		15	13	12
資産運用費用		81	20	332
有価証券売却損		66	10	109
有価証券評価損		0	—	217
その他運用費用		14	9	5
営業費及び一般管理費		4,388	4,159	4,194
その他経常費用		27	25	25
支払利息		23	23	23
貸倒損失		0	0	0
その他の経常費用		4	1	2
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)		1,035	508	1,285
特 別 利 益		59	1	87
固定資産処分益		—	1	3
特別法上の準備金戻入額		12	—	84
価格変動準備金戻入額		12	—	84
その他特別利益		46	—	—
特 別 損 失		6	11	1
固定資産処分損		0	0	1
特別法上の準備金繰入額		—	11	—
価格変動準備金繰入額		—	11	—
その他特別損失		6	—	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		1,087	499	1,371
法 人 税 及 び 住 民 税		163	82	377
法 人 税 等 調 整 額		△512	93	△24
法 人 税 等 合 計		△348	175	352
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)		1,436	323	1,019

[2024年度損益計算書の注記事項]

(注) 1 関係会社との取引による収益総額は7百万円、費用総額は32百万円であります。

2 (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	21,206 百万円
支払再保険料	3,232 百万円
差 引	17,973 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	11,324 百万円
回収再保険金	2,864 百万円
差 引	8,459 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	4,003 百万円
出再保険手数料	509 百万円
差 引	3,493 百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	△695 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△242 百万円
差 引(イ)	△452 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	△3 百万円
計(イ+口)	△455 百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	85 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	89 百万円
差 引(イ)	△3 百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	537 百万円
計(イ+口)	533 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	284 百万円
貸付金利息	20 百万円
不動産賃貸料	108 百万円
その他利息・配当金	0 百万円
計	415 百万円

3 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は108百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	100 百万円
利息費用	18 百万円
期待運用収益	－ 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△10 百万円
計	108 百万円

4 当期における法定実効税率は27.4%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は25.7%であり、この差異の主要な内訳は受取配当等の益金不算入額△3.3%、交際費等の損金不算入額0.7%、法人住民税均等割額0.5%、評価性引当額の増加額△0.5%、税率変更による期末繰延税金負債の増額修正0.1%であります。

5 1株当たりの当期純利益は892円81銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は1,019百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は1,141千株であります。

6 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

2022年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株 主 資 本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計				
					固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金					
当期首残高	1,054	703	703	350	74	1,935	817	3,177	4,936	647	647	5,583
当期変動額												
別途積立金の積立						700	△ 700					
剰余金の配当							△ 57	△ 57	△ 57			△ 57
当期純利益							1,436	1,436	1,436			1,436
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										52	52	52
当期変動額合計						700	679	1,379	1,379	52	52	1,431
当期末残高	1,054	703	703	350	74	2,635	1,496	4,557	6,315	700	700	7,015

2023年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株 主 資 本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計				
					固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金					
当期首残高	1,054	703	703	350	74	2,635	1,496	4,557	6,315	700	700	7,015
当期変動額												
別途積立金の積立						1,370	△ 1,370					
剰余金の配当							△ 62	△ 62	△ 62			△ 62
当期純利益							323	323	323			323
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										914	914	914
当期変動額合計						1,370	△ 1,109	260	260	914	914	1,175
当期末残高	1,054	703	703	350	74	4,005	387	4,818	6,576	1,614	1,614	8,191

2024年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等			純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 準備金	利益剰余金			株 主 資 本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計		固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金				利 益 剰余金 合 計	
当期首残高	1,054	703	703	350	74	4,005	387	4,818	6,576	1,614	1,614	8,191
当期変動額												
固定資産圧縮積立 金の取崩					△0		0					
別途積立金の積立						261	△ 261					
剰余金の配当							△ 62	△ 62	△ 62			△ 62
当期純利益							1,019	1,019	1,019			1,019
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										120	120	120
当期変動額合計					△0	261	696	956	956	120	120	1,076
当期末残高	1,054	703	703	350	73	4,266	1,083	5,774	7,532	1,734	1,734	9,267

[2024年度株主資本等変動計算書の注記事項]

(注) 1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,141	—	—	1,141	
合計	1,141	—	—	1,141	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通 株式	62百万円	55円	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	68百万円	利益剰余金	60円	2025年3月31日	2025年6月30日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 資産・負債の明細

(1) 現金および預貯金

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
現金	—	—	—
預貯金	7,973	5,086	3,811
(郵便振替・郵便貯金)	(586)	(526)	(227)
(当座預金)	(4)	(4)	(4)
(普通預金)	(6,581)	(4,156)	(3,579)
(通知預金)	(—)	(—)	(—)
(定期預金)	(—)	(—)	(—)
(譲渡性預金)	(800)	(400)	(—)
(別段預金)	(—)	(—)	(—)
合計	7,973	5,086	3,811

(2) 商品有価証券

該当事項はありません。

(3) 商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

(4) 保有有価証券の種類別残高および構成比

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
国債	1,332	4.8	3,088	9.9	5,399	15.8
地方債	2,597	9.4	2,578	8.3	4,057	11.9
社債	18,495	67.1	18,987	60.8	17,880	52.4
株式	4,915	17.8	6,323	20.3	6,599	19.4
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	240	0.9	217	0.7	163	0.5
合計	27,581	100.0	31,195	100.0	34,100	100.0

(5) 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分 \ 期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
2023年度末	国債	—	1,592	198	978	—	319	3,088
	地方債	—	697	509	108	1,262	—	2,578
	社債	2,996	9,532	2,664	1,258	1,736	798	18,987
	株式	—	—	—	—	—	6,323	6,323
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他証券	—	—	—	204	12	—	217
	合 計	2,996	11,822	3,372	2,550	3,012	7,441	31,195
2024年度末	国債	—	3,768	1,161	470	—	—	5,399
	地方債	199	793	1,573	835	654	—	4,057
	社債	3,190	7,794	3,107	2,611	679	496	17,880
	株式	—	—	—	—	—	6,599	6,599
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他証券	—	—	—	125	38	—	163
	合 計	3,390	12,357	5,842	4,043	1,371	7,096	34,100

(6) 業種別保有株式の額

(単位：百万円)

年度		2022年度末		2023年度末		2024年度末	
区分		貸借対照表計上額	構成比(%)	貸借対照表計上額	構成比(%)	貸借対照表計上額	構成比(%)
保 険 業		1,435	29.2	2,411	38.1	2,649	40.1
銀 行 業		1,208	24.6	1,495	23.6	1,454	22.0
通 信 業		780	15.9	895	14.2	1,051	15.9
ガラス・土石製品		317	6.5	317	5.0	317	4.8
空 運 業		231	4.7	231	3.7	231	3.5
電気・ガス業		253	5.2	274	4.3	216	3.3
不 動 産 業		214	4.4	214	3.4	214	3.2
サ ー ビ ス 業		99	2.0	98	1.6	90	1.4
石油・石炭製品		69	1.4	69	1.1	69	1.0
陸 運 業		72	1.5	76	1.2	68	1.0
海 運 業		58	1.2	58	0.9	58	0.9
そ の 他		173	3.5	179	2.9	182	2.9
合 計		4,915	100.0	6,323	100.0	6,599	100.0

(注) 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

(7) 担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区分	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)
担保貸付	1,022	57.2	998	60.3	946	64.2
有価証券担保貸付	—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	534	29.9	498	30.1	463	31.4
指名債権担保貸付	488	27.3	500	30.2	483	32.8
保証貸付	764	42.8	658	39.7	526	35.8
信用貸付	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	1,787	100.0	1,657	100.0	1,472	100.0
(劣後特約付貸付)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
約款貸付	—	—	—	—	—	—
合計	1,787	100.0	1,657	100.0	1,472	100.0

(8) 使途別の貸付金残高および構成比

(単位：百万円)

区分	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)
設備資金	501	28.0	468	28.3	435	29.6
運転資金	1,285	72.0	1,188	71.7	1,037	70.4
合計	1,787	100.0	1,657	100.0	1,472	100.0

(9) 業種別の貸付残高および構成比

(単位：百万円)

区分	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)
農林・水産業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	989	55.4	968	58.5	919	62.4
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
サービス業等	—	—	—	—	—	—
その他	798	44.6	688	41.5	553	37.6
(うち個人住宅・消費者ローン)	(798)	(44.6)	(688)	(41.5)	(553)	(37.6)
小計	1,787	100.0	1,657	100.0	1,472	100.0
公共団体	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—
約款貸付	—	—	—	—	—	—
合計	1,787	100.0	1,657	100.0	1,472	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じております。

(10) 規模別の貸付金残高および構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
大企業		346	19.4	324	19.6	301	20.5
中堅企業		488	27.3	500	30.2	483	32.8
中小企業		154	8.7	144	8.7	134	9.1
その他の		798	44.6	688	41.5	553	37.6
一般貸付計		1,787	100.0	1,657	100.0	1,472	100.0

- (注) 1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。
 2. 中堅企業とは、1の「大企業」および3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3. 中小企業とは、資本金3億円以下（卸売業は資本金1億円以下、小売業、サービス業は資本金5千万円以下）の企業をいいます。
 4. その他とは、非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等をいいます。

(11) 貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
2023年度末	国内企業向け	34	164	302	—	—	468	968
	固定金利	34	164	302	—	—	—	500
	変動金利	—	—	—	—	—	468	468
	国内企業向け以外	1	13	8	16	4	644	688
	固定金利	1	13	8	16	4	629	673
	変動金利	—	—	—	—	—	15	15
	合 計	35	177	310	16	4	1,112	1,657
2024年度末	国内企業向け	34	160	289	—	27	409	919
	固定金利	34	160	289	—	—	—	483
	変動金利	—	—	—	—	27	409	436
	国内企業向け以外	1	8	13	16	2	509	553
	固定金利	1	8	13	16	2	495	539
	変動金利	—	—	—	—	—	14	14
	合 計	35	168	302	16	29	919	1,472

(12) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
沖縄		1,022	100.0	998	100.0	946	100.0
上記以外の国内		—	—	—	—	—	—
海外		—	—	—	—	—	—
合 計		1,022	100.0	998	100.0	946	100.0

(注) 消費者ローン、約款貸付等は含みません。

(13) 住宅関連融資

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
個人向けローン		16	100.0	15	100.0	14	100.0
住宅金融会社貸付		—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付		—	—	—	—	—	—
合 計		16	100.0 (0.9)	15	100.0 (0.9)	14	100.0 (1.0)
総貸付残高		1,787		1,657		1,472	

(注) 「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

(14) 海外投融資残高および構成比

(単位：百万円)

区分		2022年度末		2023年度末		2024年度末	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(15) 公共関係投融資(新規引受ベース)

(単位：百万円)

区分		2022年度末	2023年度末	2024年度末
公共債	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	特別法人債	—	—	—
	小計	—	—	—
貸付	公社・公団	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

(16) 保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	2022年度末	2023年度末	2024年度末
1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—	—
2. 危険債権	—	—	—
3. 三月以上延滞債権	—	—	—
4. 貸付条件緩和債権	—	—	—
5. 正常債権	1,787	1,657	1,472
1. から4. までに掲げるものの合計額	—	—	—

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（（注）1. に掲げるものを除く。）です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（（注）1. および2. に掲げるものを除く。）です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（（注）1. から3. までに掲げるものを除く。）です。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、（注）1. から4. までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(17) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

(18) 有形固定資産

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
土地	1,731	1,732	1,732
営業用	1,326	1,335	1,335
賃貸用	405	397	397
建物	893	854	1,068
営業用	705	669	892
賃貸用	188	184	176
土地・建物	2,625	2,587	2,801
営業用	2,031	2,004	2,227
賃貸用	594	582	574
リース資産	2	1	0
建設仮勘定	—	47	—
その他の有形固定資産	112	72	30
合計	2,740	2,660	2,832

(19) その他資産明細表

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
未収保険料	8	13	10
代理店貸	947	893	1,024
共同保険貸	5	40	6
再保険貸	693	1,017	831
外国再保険貸	2	2	2
代理業務貸	20	18	17
未収金	261	507	557
未収収益	16	19	25
預託金	78	74	65
仮払金	626	547	546
その他資産合計	2,660	3,133	3,087

(20) 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

(21) 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

(22) 長期性資産

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
長期性資産	5	—	—

(注) 長期性資産の金額は、責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累積残高です。

(23) 支払備金の額

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
火災	191	439	191
海上	53	56	47
傷害	87	69	63
自動車	5,424	4,669	4,508
自動車損害賠償責任	424	406	403
その他	623	551	521
(うち賠償責任)	(408)	(319)	(317)
(うち信用・保証)	(△0)	(0)	(△0)
合計	6,806	6,192	5,736

(24) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
期首支払備金	6,614	5,981	6,567	6,653	5,994
前期以前発生事故に係る当期支払保険金	2,637	2,197	2,513	2,595	2,903
前期以前発生事故に係る当期末支払備金	3,583	3,301	3,546	2,869	2,395
当期把握見積り差額	392	481	507	1,188	696

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

(25) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車保険

(単位：百万円)

事故発生年度		2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
区分		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	5,343			5,743			6,244			6,585			6,925		
	1 年 後	5,272	0.987	△70	5,323	0.927	△419	5,676	0.909	△568	6,290	0.955	△294			
	2 年 後	5,181	0.983	△91	5,136	0.965	△186	5,377	0.947	△298						
	3 年 後	5,004	0.966	△176	5,051	0.983	△85									
	4 年 後	4,945	0.988	△58												
最終損害見積り額		4,945			5,051			5,377			6,290			6,925		
累計保険金		4,746			4,643			5,024			5,523			4,410		
支払備金		198			407			353			767			2,514		

●傷害保険

(単位：百万円)

事故発生年度		2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
区分		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	83			132			127			121			121		
	1 年 後	95	1.146	12	153	1.157	20	131	1.032	4	132	1.091	10			
	2 年 後	94	0.997	△0	153	1.001	0	133	1.013	1						
	3 年 後	94	0.995	△0	154	1.002	0									
	4 年 後	94	1.000	0												
最終損害見積り額		94			154			133			132			121		
累計保険金		94			153			129			123			73		
支払備金		0			0			3			9			48		

●賠償責任保険

(単位：百万円)

事故発生年度		2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
区分		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	290			214			327			271			346		
	1 年 後	251	0.866	△39	292	1.359	77	324	0.992	△2	280	1.033	8			
	2 年 後	242	0.963	△9	302	1.038	10	321	0.991	△2						
	3 年 後	240	0.993	△1	307	1.013	4									
	4 年 後	241	1.002	0												
最終損害見積り額		241			307			321			280			346		
累計保険金		238			298			234			270			139		
支払備金		2			8			87			9			207		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

(26) 責任準備金の額と内訳

(単位：百万円)

種 目	2022年度末					
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
火 災	6,094	4,578	－	5	0	10,678
海 上	17	429	－	－	－	447
傷 害	104	971	－	0	－	1,077
自 動 車	3,124	3,150	－	－	－	6,275
自動車損害賠償責任	4,448	－	－	－	－	4,448
そ の 他	1,653	1,817	－	－	－	3,471
(うち賠償責任)	(247)	(1,022)	(－)	(－)	(－)	(1,269)
(うち信用・保証)	(38)	(43)	(－)	(－)	(－)	(81)
合 計	15,443	10,948	－	5	0	26,398

種 目	2023年度末					
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
火 災	6,105	3,929	－	－	－	10,035
海 上	16	429	－	－	－	446
傷 害	153	971	－	0	－	1,125
自 動 車	3,415	3,361	－	－	－	6,777
自動車損害賠償責任	4,309	－	－	－	－	4,309
そ の 他	1,686	1,876	－	－	－	3,562
(うち賠償責任)	(247)	(1,037)	(－)	(－)	(－)	(1,285)
(うち信用・保証)	(37)	(44)	(－)	(－)	(－)	(82)
合 計	15,687	10,569	－	0	－	26,257

種 目	2024年度末					
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
火 災	6,014	4,109	－	－	－	10,123
海 上	18	429	－	－	－	448
傷 害	197	971	－	0	－	1,169
自 動 車	3,440	3,733	－	－	－	7,173
自動車損害賠償責任	4,230	－	－	－	－	4,230
そ の 他	1,703	1,941	－	－	－	3,645
(うち賠償責任)	(293)	(1,055)	(－)	(－)	(－)	(1,348)
(うち信用・保証)	(40)	(45)	(－)	(－)	(－)	(85)
合 計	15,604	11,186	－	0	－	26,790

(注) 地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しています。

(27) 責任準備金積立水準

区 分		2023年度末	2024年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金 平準純保険料式または全期チルメル式	標準責任準備金 平準純保険料式または全期チルメル式
	標準責任準備金対象外契約		
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001（平成13）年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001（平成13）年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001（平成13）年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001（平成13）年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(28) 貸倒引当金およびその他の引当金の期末残高および期中の増減額

(2023年度)

(単位：百万円)

区 分		2022年度末 残 高	2023年度 増加額	2023年度減少額		2023年度末 残 高	摘 要
				目的使用	そ の 他		
引貸 金倒	一般貸倒引当金	0	0	—	※0	0	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	31	0	—	※2	29	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		—	—	—	—	—	
役員退職慰労引当金		155	45	1	—	199	
賞与引当金		117	98	117	—	98	
価格変動準備金		84	11	—	—	95	
合 計		389	154	118	2	423	

(2024年度)

(単位：百万円)

区 分		2023年度末 残 高	2024年度 増加額	2024年度減少額		2024年度末 残 高	摘 要
				目的使用	そ の 他		
引貸 金倒	一般貸倒引当金	0	0	—	※0	0	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	29	0	※0	※7	22	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		—	—	—	—	—	
役員退職慰労引当金		199	49	68	—	180	
賞与引当金		98	103	98	—	103	
価格変動準備金		95	11	95	—	11	
合 計		423	164	261	7	317	

(29) 貸付金償却の額

該当事項はありません。

3. 損益の明細

(1) 売買目的有価証券運用損益明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度			2024年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(2) 有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度			2024年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	3	0	—	3	101	—
株式	109	5	—	189	5	217
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	2	4	—	0	2	—
合 計	115	10	—	193	109	217

(3) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2024年度償却額	償却累計額	2024年度残高	償却累計率(%)
有形固定資産					
建物	3,750	51	2,681	1,068	71.5
リース資産	328	1	328		100.0
その他の有形固定資産	403	42	372	30	92.4
有形固定資産計	4,482	95	3,382	1,099	75.5
無形固定資産					
ソフトウェア	3,580	346	2,926	654	81.7
リース資産	26		26		100.0
無形固定資産計	3,607	346	2,953	654	81.9

(4) 固定資産処分損益

(単位：百万円)

区 分		2023年度				2024年度			
		処分益	処分損			処分益	処分損		
			売却	その他	計		売却	その他	計
有形固定資産		—	—	0	0	—	—	1	1
	土地建物	—	—	—	—	—	—	—	—
	リース資産	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	—	—	0	0	—	—	1	1
無形固定資産		—	—	—	—	—	—	—	—
	ソフトウェアのれん	—	—	—	—	—	—	—	—
	リース資産	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の無形固定資産	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	0	0	—	—	1	1

4. 時価情報等（取得価額または契約価額、時価および評価損益）

(1) 有価証券

- ① 売買目的有価証券
該当事項はありません。
- ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- ③ 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。
- ④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		2023年度末			2024年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	—	—	—	899	899	0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	400	400	0	199	200	0
	株 式	1,170	3,699	2,529	938	4,007	3,069
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計		1,570	4,100	2,530	2,037	5,107	3,069
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	3,181	3,088	△ 93	4,593	4,500	△ 93
	地 方 債	2,623	2,578	△ 45	4,206	4,057	△ 148
	社 債	18,806	18,586	△ 219	18,102	17,680	△ 422
	株 式	798	792	△ 6	1,025	978	△ 46
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計		25,410	25,046	△ 364	27,927	27,216	△ 710
合 計		26,981	29,146	2,165	29,965	32,324	2,358

⑤ 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

a 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

b 子会社および関連会社株式

株 式	2023年度末 330百万円	2024年度末 123百万円
-----	-------------------	-------------------

c その他有価証券

株 式	2023年度末 1,718百万円	2024年度末 1,652百万円
-----	---------------------	---------------------

(2) 金銭の信託

- ① 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
- ③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託
該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5) 先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当事項はありません。

(8) 暗号資産

該当事項はありません。

5. その他

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類およびその附属明細書について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の会計監査を受けており、適正である旨の証明を受けています。

6. 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 (ただし、受再契約に関しては、契約年度をもとに計算しております。) ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	118百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額39百万円

Ⅲ．事業の概況及び経理の状況（連結）

1. 事業の概況

(1) 業績

2024年度の国内経済は、個人消費の復調や好調な観光需要により、緩やかな回復を続けており、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあります。

県内経済については、底堅い消費マインドと堅調な観光需要に牽引され、緩やかに拡大する動きとなりました。

損害保険業界では、物価高の影響等で自動車保険の損害率が悪化した一方で、政策保有株の売却や円安効果により増益見込みとなっています。

このような経済環境のなか、当連結会計年度の経常収益は19,101百万円、経常利益は1,459百万円、当期純利益は1,189百万円、1株当たり当期純利益は1,042円45銭となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは正味収入保険料の増加や正味保険金の減少などにより、2,231百万円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出などにより、3,458百万円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、64百万円の支出となりました。

これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、3,969百万円となりました。

2. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目 \ 連結会計年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	17,906	17,040	—	18,448	19,101
正味収入保険料	16,725	16,565	—	17,135	17,974
経常利益又は経常損失(△)	690	947	—	496	1,459
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	378	751	—	306	1,189
包括利益	449	666	—	1,284	1,304
純資産額	5,074	5,683	—	8,338	9,639
総資産額	42,056	42,848	—	44,774	46,530
連結ソルベンシー・マージン比率	727.7%	829.5%	—	804.4%	859.8%
1株当たり純資産額	4,445.18円	4,979.22円	—	7,304.45円	8,444.23円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	331.22円	657.92円	—	268.12円	1,042.45円

(注) 1. 連結潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額または連結潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額(△)については、潜在株式がないので記載していません。

2. 2022年度は連結財務諸表を作成していないため、2022年度の数値を記載しておりません。

3. 連結財務諸表の作成のための基本となる事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 …… 大同火災ビジネスパートナーズ株式会社
大同火災Wil少額短期保険株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は3月31日であり、本連結財務諸表の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

4. 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目		連結会計年度		2023年度 (2024年3月31日現在)		2024年度 (2025年3月31日現在)	
				金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)							
現金及び預貯金	有価証券			5,261	11.75	3,969	8.53
	貸付金			30,865	68.93	33,977	73.02
	有形固定資産			1,657	3.70	1,472	3.17
	土地建物			2,711	6.06	2,835	6.09
	建設仮勘定			1,732		1,732	
無形固定資産	ソフトウェア			857		1,071	
	リース資産			47		—	
	その他の有形固定資産			1		0	
	72			72		30	
	848			848	1.89	838	1.80
退職給付に係る資産	退職給付引当金			839		663	
	8			8		174	
	3,269			3,269	7.30	3,214	6.91
	191			191	0.43	245	0.53
	△29			△29	△0.07	△22	△0.05
資産の部合計				44,774	100.00	46,530	100.00
(負債の部)							
保険契約準備金	支払責任準備金			32,450	72.47	32,528	69.91
	6,192			6,192		5,736	
	26,257			26,257		26,792	
	2,000			2,000	4.47	2,000	4.30
	1,338			1,338	2.99	1,738	3.74
借入負債	役員退職慰労引当金			203	0.46	187	0.40
	98			98	0.22	103	0.22
	95			95	0.21	11	0.02
	95			95		11	
	250			250	0.56	322	0.69
負債の部合計				36,436	81.38	36,891	79.28
(純資産の部)							
資本剰余金	資本剰余金			1,054	2.36	1,054	2.27
	703			703	1.57	703	1.51
	4,808			4,808	10.74	5,935	12.76
	6,566			6,566	14.67	7,693	16.54
	1,614			1,614	3.61	1,734	3.73
その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額			156	0.35	210	0.45
	156			156		210	
	1,771			1,771	3.96	1,945	4.18
	8,338			8,338	18.62	9,639	20.72
	44,774			44,774	100.00	46,530	100.00

[2024年度連結貸借対照表の注記事項]

- (注) 1 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- 2 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- (1) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- (2) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 3 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法により行っております。
- ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。
- 4 当社および連結子会社が無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法により行っております。
- 5 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却については、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。
- 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 7 貸倒引当金について、当社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。
- また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、業務執行部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記を計上しております。
- 8 当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によって計上しております。
- 当社の数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。
- 9 役員退職慰労引当金は、当社および大同火災ビジネスパートナーズ㈱が役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- 10 賞与引当金は、当社が従業員賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に算出しております。
- 11 価格変動準備金について、当社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき、計上しております。
- 12 当社および大同火災Wil少額短期保険㈱の消費税等の会計処理は税抜方式により行っております。ただし、当社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式により行っております。
- なお、資産にかかる控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 大同火災ビジネスパートナーズ㈱は税込方式により行っております。
- 13 会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。
- (1) 繰延税金資産
- 繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって会計上の見積りを行っております。
- 将来の事業計画に基づく課税所得については、主に以下の仮定に基づき策定しております。
- ・将来獲得する見込の契約を含む保険契約から発生する保険料収入
 - ・保険金等の支払額見込（台風等の自然災害による影響を含みます。）
- 当該見積りは各事象の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 当連結会計年度の繰延税金資産の総額は4,861百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は4,426百万円であります。
- (2) 支払備金
- 保険契約に基づいて保険金の支払義務が発生した、又は発生したと認められる保険金のうち、決算期末時点で未払いとなっている金額を支払備金として積み立てております。
- 支払備金は、既報告の普通支払備金（決算期末までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて個別に支払見込額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）と、未報告のIBNR備金（事故は発生しているものの、決算期末までに事故の報告を受けていないもので、統計的見積手法を用いて損害額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）に分けられます。
- 普通支払備金は、決算期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害調査等の方法により損害額を見積計上しております。
- 具体的には、保険契約の補償内容と、過去の支払実績の傾向や法改正により損害額を、過去の類似事故事例や裁判例等を考慮し過失割合をそれぞれ仮定し将来の支払額を見積っております。
- IBNR備金は、その最終損害額を主に統計的見積法（チェーンラダー法等）により算出し、積立所要額を見積計上しております。
- 具体的には、各保険種目・補償種目ごとに過去の保険金等の支払動向、内的及び外的環境変化の予測、並びにそれらを基にした見積り手法を選択し将来の支払額を見積っております。
- 当該見積りは各種要因の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に支払う保険金の額や支払備金の計上額が、当初の見積り額から変動することとなった場合、翌連結会計年度の計算書類において影響を与える可能性があります。
- 当連結会計年度の普通支払備金は5,120百万円、IBNR備金は615百万円であります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険金の支払いに備え、流動性の高い金融商品を確保するほか、効率的な資産運用及び収益の拡大を図ることを基本方針としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券、貸付金であります。

有価証券の内訳は、主に債券、株式、投資信託であり、その他保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは発行体の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクに晒されております。

貸付金は、主に沖縄県内の法人及び個人に対するものであり、これらは信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

信用リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の信用リスクは、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行っております。

貸付金の信用リスクは、社内信用格付及び資産の自己査定規程に従い、与信先の個別案件毎に財務諸表分析・実態把握を行うなど、与信管理体制を構築しております。

これらの与信管理状況については、資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

イ 市場リスクの管理

(ア) 金利リスクの管理

金利リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に市場動向を把握し、B P V法による影響額を資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

(イ) 価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の保有については、資産運用規程及び運用計画に従い行っております。

経理総務部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報については、資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

(ウ) 為替リスクの管理

為替リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に為替動向を把握し、為替変動による影響額を資産運用リスク管理委員会、執行役員会及び取締役会へ定例報告を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（(注3)参照）。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 その他有価証券	4,985	27,040	296	32,323
資産計	4,985	27,040	296	32,323
負債計	—	—	—	—

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金は注記を省略しており、預貯金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
貸付金 (*1)	—	—	1,483	1,483	1,472	10
資産計	—	—	1,483	1,483	1,472	10
借入金	—	1,981	—	1,981	2,000	△18
負債計	—	1,981	—	1,981	2,000	△18

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しております。公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド、類似銘柄の取引実勢値等のインプットを使用しております。

また、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

貸付金

変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

固定金利貸付については、割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。これらの評価技法には、長期プライムレート、クレジットスプレッド等のインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しております。

借入金

割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率等のインプットを使用しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券	割引現在価値法	割引率	1.10%－1.39%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	レベル3の時価への振替(*1,*2)	レベル3の時価からの振替(*1,*3)	当期の損益に計上(*4)	その他の包括利益に計上(*5)	購入、売却、発行及び決済の純額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち期末において保有する金融資産の評価損益(*4)
有価証券 その他有価証券	398	－	－	－	△1	△100	296	－

(*1) レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察できなくなったことによるものであります。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察可能となったことによるものであります。

(*4) 期末損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれます。

(*5) 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(注3)市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	1,613
組合出資金等(*2)	163
合 計	1,777

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金等は、主に国内投資事業組合であります。これは企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

15 保険業法に基づく債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は以下のとおりであります。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものではありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権に該当するものではありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 三月以上延滞債権に該当するものではありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

16 有形固定資産の減価償却累計額は3,383百万円、圧縮記帳額は554百万円であります。

17 連結貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、パソコン、複写機等の一部についてはリース契約により使用しております。

18 保険業法第113条繰延資産への繰入額及び償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。なお、2024年度末における当該資産計上額は107百万円であります。

19 繰延税金資産の総額は4,861百万円、繰延税金負債の総額は674百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は4,426百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金4,089百万円、支払備金123百万円、有価証券評価損否認179百万円、ソフトウェア305百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券に係る評価差額金624百万円であります。

20 法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正は次のとおりであります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以降に開始する事業年度より、防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が27.4%から28.3%に変更となります。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で21百万円減少し、当期純利益は1百万円減少しております。

21 1株当たりの純資産の額は8,444円23銭であります。

算定上の基礎である純資産の額は9,639百万円、普通株式の期末株式数は1,141千株であります。

22 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 連結損益計算書および連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円)

科目	連結会計年度 2023年度 〔2023年4月1日から 2024年3月31日まで〕	2024年度 〔2024年4月1日から 2025年3月31日まで〕
経常収益	18,448	19,101
保険引受収益	18,036	18,595
正味収入保険料	17,135	17,974
積立保険料等運用益	146	165
支払備金戻入額	613	455
責任準備金等戻入額	140	—
その他保険引受収益	0	—
資産運用収益	338	444
利息及び配当金収入	359	407
有価証券売却益	115	193
有価証券償還益	—	0
その他運用収益	9	8
積立保険料等運用益振替	△146	△165
その他経常収益	73	61
経常費用	17,952	17,642
保険引受費用	13,568	13,156
正味支払保険金	9,663	8,459
損害調査費	760	753
諸手数料及び集金費	3,125	3,395
満期返戻金	5	—
責任準備金等繰入額	—	534
その他保険引受費用	13	13
資産運用費用	20	126
有価証券売却損	10	109
有価証券評価損	—	11
その他運用費用	9	5
営業費及び一般管理費	4,278	4,323
その他経常費用	84	36
支払利息	23	23
貸倒損失	0	0
その他の経常費用	61	13
経常利益	496	1,459
特別利益	1	87
固定資産処分益	1	3
特別法上の準備金戻入額	—	84
価格変動準備金戻入額	—	84
特別損失	11	1
固定資産処分損	0	1
特別法上の準備金繰入額	11	—
価格変動準備金繰入額	11	—
税金等調整前当期純利益	486	1,545
法人税及び住民税等	87	380
法人税等調整額	93	△24
法人税等合計	180	355
当期純利益	306	1,189
親会社株主に帰属する当期純利益	306	1,189

[2024年度連結損益計算書の注記事項]

(注) 1 事業費の主な内訳は次のとおりです。

代理店手数料等	3,741 百万円
給与	1,799 百万円
土地建物機械賃借料	983 百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額であります。

- 2 当社の損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は108百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	100 百万円
利息費用	18 百万円
期待運用収益	－ 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△10 百万円
計	108 百万円

- 3 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益は、1,042円45銭であります。
算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は1,189百万円、普通株式の期中平均株式数は、1,141千株であります。
- 4 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	2023年度	2024年度
		〔 2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで 〕	〔 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで 〕
当期純利益		306	1,189
その他の包括利益		978	114
その他有価証券評価差額金		914	120
退職給付に係る調整額		64	△5
包括利益		1,284	1,304
親会社株主に係る包括利益		1,284	1,304

[2024年度連結包括利益計算書の注記事項]

(注) 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	100 百万円
組替調整額	93 百万円
税効果調整前	193 百万円
税効果額	△73 百万円
その他有価証券評価差額金	120 百万円

退職給付に係る調整額

当期発生額	88 百万円
組替調整額	△10 百万円
税効果調整前	77 百万円
税効果額	△83 百万円
退職給付に係る調整額	△5 百万円
その他の包括利益合計	114 百万円

- 2 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,054	703	4,565	6,323	700	66	767	7,090
当期変動額								
剰余金の配当			△62	△62				△62
親会社株主に帰属する当期純利益			305	305				305
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					914	89	1,004	1,004
当期変動額合計			243	243	914	89	1,004	1,247
当期末残高	1,054	703	4,808	6,566	1,614	156	1,771	8,338

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,054	703	4,808	6,566	1,614	156	1,771	8,338
当期変動額								
剰余金の配当			△62	△62				△62
親会社株主に帰属する当期純利益			1,189	1,189				1,189
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					120	53	173	173
当期変動額合計			1,127	1,127	120	53	173	1,301
当期末残高	1,054	703	5,935	7,693	1,734	210	1,945	9,639

[2024年度連結株主資本等変動計算書の注記事項]

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,141	—	—	1,141	
合計	1,141	—	—	1,141	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普 通 株 式	62百万円	55円	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普 通 株 式	62百万円	利益剰余金	60円	2025年3月31日	2025年6月30日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	2023年度 〔2023年4月1日から 2024年3月31日まで〕	2024年度 〔2024年4月1日から 2025年3月31日まで〕
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(△は損失)		486	1,545
減価償却費		430	451
支払備金の増減額(△は減少)		△613	△455
責任準備金等の増減額(△は減少)		△140	534
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△2	△7
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)		8	—
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		24	24
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		46	△16
賞与引当金の増減額(△は減少)		△19	5
価格変動準備金の増減額(△は減少)		11	△84
利息及び配当金収入		△359	△407
有価証券関係損益(△は益)		△95	△65
支払利息		0	△0
有形固定資産関係損益(△は益)		△1	△2
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△338	313
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△53	115
その他		0	△2
小 計		△617	1,949
利息及び配当金の受取額		356	391
法人税等の支払額		△114	△109
営業活動によるキャッシュ・フロー		△375	2,231
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△6,396	△8,729
有価証券の売却・償還による収入		4,236	5,870
貸付けによる支出		△509	△414
貸付金の回収による収入		632	605
その他		△0	2
資産運用活動計		△2,037	△2,665
(営業活動及び資産運用活動計)		(△2,413)	(△434)
有形固定資産の取得による支出		△60	△463
有形固定資産の売却による収入		1	3
その他		△268	△332
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,364	△3,458
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		△63	△62
その他		△1	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー		△64	△64
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△2,804	△1,291
現金及び現金同等物期首残高		7,265	4,861
現金及び現金同等物期末残高		4,861	3,969

[2024年度連結キャッシュ・フロー計算書の注記事項]

- (注) 1 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
現金及び現金同等物は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。
- 2 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預貯金 3,969 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 — 百万円
現金及び現金同等物 3,969 百万円
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 4 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

8. 連結ソルベンシー・マージン比率の状況

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	22,358	25,043
資本金又は基金等	6,388	7,517
価格変動準備金	95	11
危険準備金	—	—
異常危険準備金	10,569	11,186
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	1,948	2,122
土地の含み損益	△160	△88
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)	156	210
保険料積立金等余剰部分	—	—
負債性資本調達手段等	2,000	2,000
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額	0	0
控除項目	299	—
その他	1,659	2,082
(B) 連結リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{(R_1^2+R_2^2)}+R_3+R_4)^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$	5,558	5,825
損害保険契約の一般保険リスク(R ₁)	1,588	1,651
生命保険契約の保険リスク(R ₂)	—	—
第三分野保険の保険リスク(R ₃)	—	—
少額短期保険業者の保険リスク(R ₄)	0	0
予定利率リスク(R ₅)	41	38
生命保険契約の最低保証リスク(R ₆)	—	—
資産運用リスク(R ₇)	1,545	1,673
経営管理リスク(R ₈)	127	133
損害保険契約の巨大災害リスク(R ₉)	3,186	3,313
(C) 連結ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	804.4%	859.8%

(注) 「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2(連結ソルベンシー・マージン) および第88条(連結リスク) ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

<連結ソルベンシー・マージン比率>

- ・当社は損害保険事業を営むとともに、グループ子会社等において損害保険事業、生命保険事業や少額短期保険業を営んでおります。
- ・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」です。
- ・連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社（議決権が50%超の子会社）については計算対象に含めております。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（＊1）、予定利率上の危険（＊2）、最低保証上の危険（＊3）、資産運用上の危険（＊4）、経営管理上の危険（＊5）、巨大災害に係る危険（＊6）の総額

- ＊1 保険引受上の危険（損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスクおよび少額短期保険業者の保険リスク）：
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ＊2 予定利率上の危険（予定利率リスク）：
積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ＊3 最低保証上の危険（生命保険契約の最低保証リスク）：
変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
- ＊4 資産運用上の危険（資産運用リスク）：
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ＊5 経営管理上の危険（経営管理リスク）：
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記＊1～＊4および＊6以外のもの
- ＊6 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：
通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害（関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害）により発生し得る危険

「当社および子会社が有している資本金・準備金等の支払余力」

当社および子会社の純資産（剰余金処分額を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

コーポレート・データ

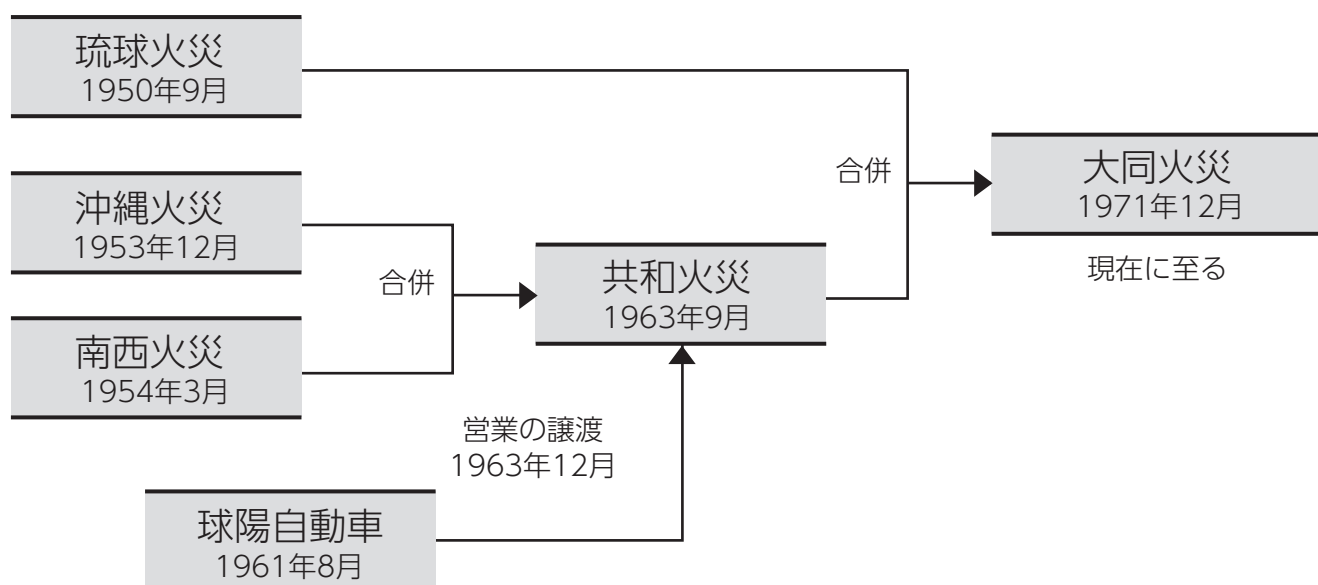
I. 会社沿革	110
II. 株主・株式の状況	112
III. 会社の組織	115
IV. 当社および子会社の概況	118
V. 設備の状況	119
VI. 役員の状況	120
VII. 従業員の状況	122
損害保険用語の解説	124

I. 会社沿革

1. 会社の沿革

(1) 沿革

当社は、戦後沖縄県で初めて設立された琉球火災海上保険株式会社（1950年9月設立）と共和火災海上保険株式会社（1963年9月、沖縄火災海上保険株式会社と南西火災海上保険株式会社が合併して設立、さらに同年12月球陽自動車保険相互会社の契約および財産の一切を移転）が本土復帰に対処して経営基盤を確立するため1971年12月に対等合併して設立された会社です。1972年5月15日沖縄県の祖国復帰と同時に国内元受損害保険会社として認可されました。



(2) 社章の由来

社名の“大同”は、大同火災設立当時、多数の社内応募の中から選ばれたもので“大同団結”の意味が込められています。

社章は“大同”の“大”の文字を図案化したもので、左右の三角形がそれぞれ「琉球火災」と「共和火災」を意味し、中央の三角形をむすび支えているという意味です。

つまり、社名の由来である“大同団結”が意味する「多少の違いを捨てて、ひとつになる」ことによって誕生した大同火災を中央の三角形が象徴し、その母体である「琉球火災」と「共和火災」が、強固な基盤として支えているという意味が込められています。

コーポレート・マーク



2. 歴史

1971 (昭和46) 年	12月	大同火災設立
1972 (昭和47) 年	3月	東京事務所開設
	5月	本土復帰、大同火災として大蔵省の許可を受ける。 日本損害保険協会へ加入
1974 (昭和49) 年	3月	東京海上火災保険(株)と業務提携
	5月	本土損保会社の沖縄参入始まる。
1979 (昭和54) 年	5月	与那原支社開設
1983 (昭和58) 年	4月	糸満営業所を開設
	7月	宜野湾営業所を開設
1986 (昭和61) 年	7月	コザ営業所を開設
1988 (昭和63) 年	7月	末吉支社を開設
	12月	大同火災ビジネスサービス(株)設立
1989 (平成元) 年	2月	本社ビル別館竣工 (那覇市久米2-20-2)
	4月	本社移転 久茂地支社を開設
1991 (平成3) 年	7月	具志川支社を開設
1992 (平成4) 年	2月	大同火災損害調査(株)設立
	7月	港川支社を開設
1993 (平成5) 年	7月	中部自動車損害サービスセンター開設
1994 (平成6) 年	6月	新本社ビル竣工 (那覇市久茂地1-12-1)
	7月	本社移転
1998 (平成10) 年	7月	組織の統廃合 (海上課の廃止)
2001 (平成13) 年	7月	機構改革
	10月	新都心支社が新築移転 (末吉支社の名称変更)
2002 (平成14) 年	7月	組織の統廃合 (損害サービス部の再編)
2003 (平成15) 年	7月	組織の変更 (本店営業課の再編)
2005 (平成17) 年	10月	組織の再編成 (営業店、損害サービス部門、管理部門の再編) 安里支社、営業第二部営業課、浦添北支社、コザ支社、具志川支社の閉鎖
2006 (平成18) 年	11月	金融庁より業務改善命令を受ける
2008 (平成20) 年	7月	組織の再編成 (損害サービス部門、管理部門の再編)
2009 (平成21) 年	7月	組織の再編成 (中部自動車営業課の開設、管理部門の再編)
2011 (平成23) 年	7月	組織の再編成 (管理部門の再編) SA教育センターを開設
2012 (平成24) 年	7月	組織の再編成 (中部地区営業拠点の再編)
	9月	生保営業推進室を開設
2013 (平成25) 年	6月	生命保険の取扱開始 (東京海上日動あんしん生命社との業務提携により、業務の代理・事務の代行として)
	7月	あんしん・あんぜん推進室を開設
2015 (平成27) 年	3月	大同火災ビジネスパートナーズ(株)設立
2017 (平成29) 年	7月	組織の再編成 (中部地区営業拠点の再編)
2018 (平成30) 年	10月	組織の再編成 (那覇地区・南部地区営業拠点の再編、本店損害サービス部門の再編)
2019 (令和元) 年	7月	組織の再編成 (浦添支社と宜野湾支社の統合)
2021 (令和3) 年	3月	大同火災Wil少額短期保険(株)設立
	4月	組織の再編成 (業務部、事務サービス部の再編)
2022 (令和4) 年	4月	大同火災損害調査(株)と合併 組織の再編成 (経営企画部の再編)
2023 (令和5) 年	6月	那覇支社の移転
2024 (令和6) 年	4月	組織の再編成 (損害サービス部、情報システム部の再編)
2025 (令和7) 年	4月	組織の再編成 (事務サービス部と情報システム部の統合)

Ⅱ．株主・株式の状況

1. 株式の分布状況

(1) 所有者別状況

(2025年3月31日現在)

区分	株主数(人)	持株数(株)	持株比率(%)
政府および地方公共団体	—	—	—
金融機関	6	359,736	31.5
証券会社	1	3,750	0.3
その他の法人	52	436,902	38.3
外国法人等(うち個人)	—	—	—
個人その他	317	341,112	29.9
合計	376	1,141,500	100.0

(2) 地域別状況

(2025年3月31日現在)

区分	株主数(人)	株主総数に対する割合(%)	持株数(株)	持株比率(%)
北海道	—	—	—	—
東北	—	—	—	—
関東	14	3.7	202,708	17.8
中部	—	—	—	—
近畿	2	0.5	1,786	0.2
中国	—	—	—	—
四国	—	—	—	—
九州	360	95.7	937,006	82.1
(九州のうち沖縄県)	(359)	(95.5)	(936,856)	(82.1)
外国	—	—	—	—
合計	376	100.0	1,141,500	100.0

(3) 所有数別状況

(2025年3月31日現在)

区分	5万株以上	1万株以上 5万株未満	5千株以上 1万株未満	1千株以上 5千株未満	1千株未満	合計
株主数(人)	8	12	16	100	240	376
株主総数に対する割合(%)	2.1	3.2	4.3	26.6	63.8	100.0
持株数(株)	519,325	225,712	107,405	212,113	76,945	1,141,500
持株比率(%)	45.5	19.8	9.4	18.6	6.7	100.0

2. 大株主（上位10名）

（2025年3月31日現在）

氏名又は名称	持株数(株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	97,466	8.5
日本生命保険相互会社	89,052	7.8
大同火災従業員持株会	59,467	5.2
株式会社沖縄銀行	57,000	5.0
株式会社琉球銀行	56,750	5.0
琉球セメント株式会社	55,000	4.8
株式会社RCMアセットマネジメント	52,622	4.6
株式会社沖縄海邦銀行	51,968	4.6
沖縄電力株式会社	35,000	3.1
オリオンビール株式会社	31,238	2.7

3. 配当政策

業績ならびにその後の事業環境を勘案し、企業の基盤強化を目的とした内部留保の充実と株主への利益還元を両立させることを基本方針としております。

4. 資本金の推移

（2025年3月31日現在）

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
1989年 4月1日	333,137,215円	518,267,215円	〔有償〕 ○株主割当（1:1）364,579株、発行価額500円資本金組入額500円 ○失権株5,681株、発行価額4,630円資本金組入額2,315円 ○第三者割当59,480株、発行価額4,630円資本金組入額2,315円
1997年 6月1日	249,127,275円	767,394,490円	〔有償〕 ○株主割当（1:0.25）162,867株、発行価額2,400円資本金組入額1,200円 ○失権株28,633株、発行価額3,750円資本金組入額1,875円
1997年 12月23日	287,250,000円	1,054,644,490円	〔有償〕 ○第三者割当150,000株、発行価額3,830円資本金組入額1,915円

5. 最近の新株発行（海外における資金調達を含む）

種類	発行年月日	発行株式数	発行総額
普通株式	1997年6月1日	191千株	498百万円
普通株式	1997年12月23日	150千株	574百万円

6. 最近の社債発行

該当事項はありません。

7. 基本事項

- ①決算期日 毎年3月31日（年1回）
②定時株主総会 毎年4月1日から4か月以内
③株式名義書換取扱所 那覇市久茂地1丁目12番1号
本店 経理総務部総務課
電話 (098) 869-5861
④株式事務に関する手数料 イ. 名義書換・・・無料
ロ. 不所持株券の交付・・・株券1枚につき50円
ハ. 喪失、汚損、毀損による株券の再交付・・・新株券1枚につき50円
⑤剰余金の支払い イ. 毎年3月31日現在の株主名簿に記載の株主、登録株式質権者または受託者にお支払いします。
ロ. 剰余金の支払確定の日から満3年を経過しても受領のないときは、その支払い義務を免れます。
⑥公告方法 電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、沖縄県において発行する沖縄タイムス、琉球新報に掲載します。
<https://www.daidokasai.co.jp/>

8. 株主総会議案等

2025年6月27日開催の第54期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されました。

- 報告事項 2024年度 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の監査結果報告の件
本件は、上記事業報告および計算書類について報告いたしました。
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
- 第2号議案 取締役6名選任の件
取締役にと儀達樹、松川貢大、島田勉、藤原啓人、山里武司、宮城哲の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第3号議案 監査役2名選任の件
監査役と平松均、中川通男の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役と藤原啓人氏が選任され、就任いたしました。
- 第5号議案 退任取締役および辞任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
本定時株主総会終結の時をもって退任されます取締役阿波連宗哲氏および辞任されます監査役菊地毅氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金内規に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期・方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。
- 第6号議案 監査役の報酬限度額改定の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
- 第7号議案 大同火災W i L 少額短期保険株式会社との合併契約承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

9. 会計監査人の状況

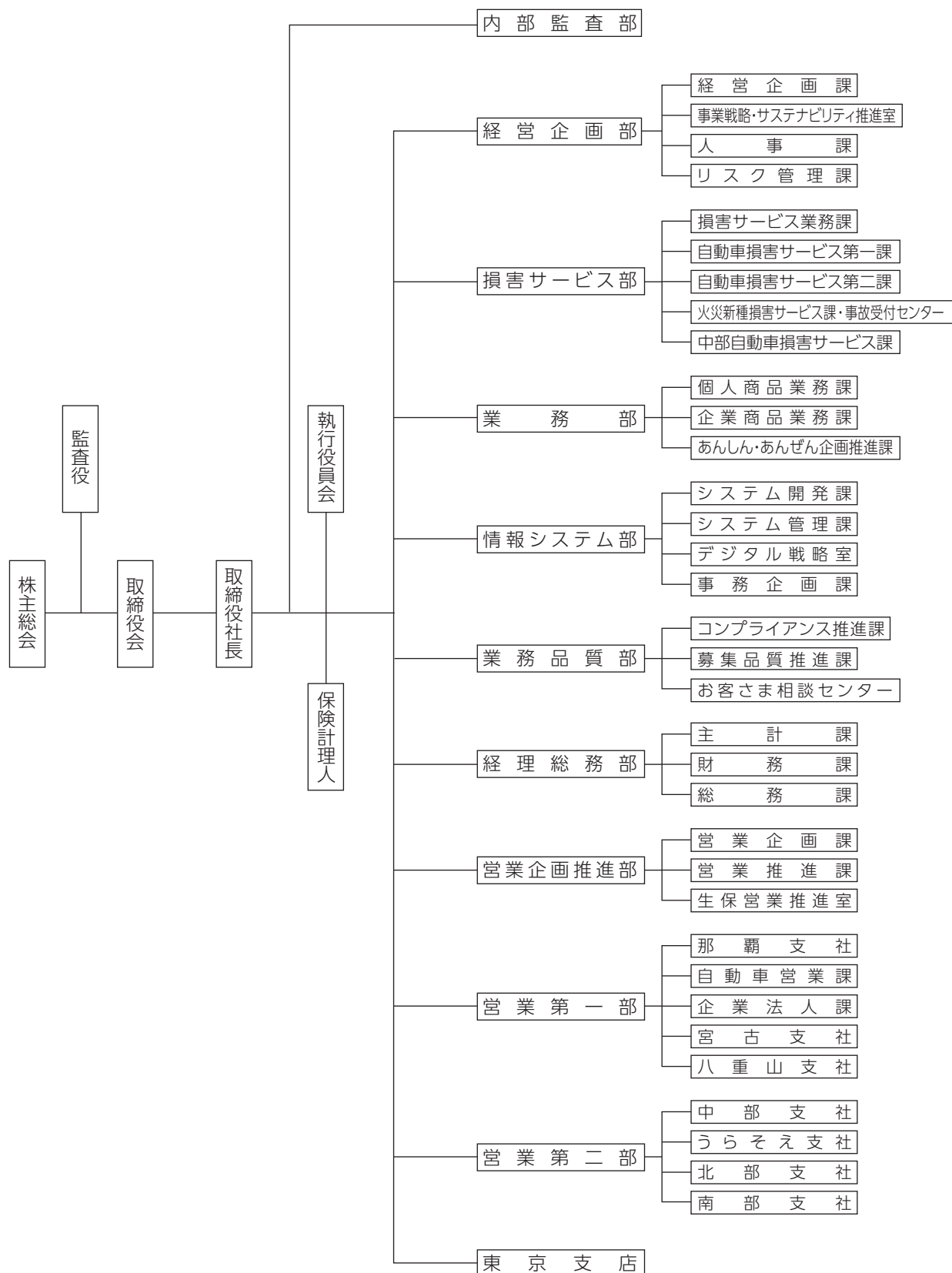
2025年6月27日開催の第54期定時株主総会後の当社の会計監査人の状況は下記のとおりです。

会計監査人：PwC Japan有限責任監査法人

Ⅲ. 会社の組織

1. 当社の機構

(2025年7月現在)



2. 店舗所在地一覧

(1) 本店および東京支店

(2025年7月1日現在)

本店

〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号
(098) 867-1161 (代表)

東京支店

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目1番 (山城ビル10階)
(03) 3295-1127

(2) 営業店舗

営業第一部

①那覇支社

〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号
(098) 860-3858

②自動車営業課

〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号
(098) 869-5600

③企業法人課

〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号
(098) 869-1281

④宮古支社

〒906-0013 宮古島市平良下里1517番地の20
(0980) 72-3215

⑤八重山支社

〒907-0012 石垣市美崎町16番地
沖縄銀行八重山支店2階
(0980) 82-3063



営業第二部

⑥中部支社

〒904-2173 沖縄市比屋根1丁目9番5号
(098) 930-7331

⑨南部支社

〒901-0405 八重瀬町伊覇80番地2
(098) 954-6656

⑦うらそえ支社

〒901-2134 浦添市港川2丁目2番1号
(098) 879-3663

⑧北部支社

〒905-0021 名護市東江1丁目14番8号
(0980) 52-3850

(3) 事故対応サービス拠点

(2025年7月1日現在)

①大同火災本社 〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号

・事故受付センター(自動車事故)

(098) 869-1285

・事故受付センター(自動車事故以外)

(098) 869-3119

・事故受付センター(自賠責/賠償)

(098) 869-1280

②中部自動車損害サービス課

〒904-2173 沖縄市比屋根1丁目9番5号

(098) 930-5572

[損害調査拠点]

③宮古分室 TEL : (0980) 72-3215

④八重山分室 TEL : (0980) 82-3063

①大同火災本社 事故受付センター(本店ビル)

②中部自動車損害サービス課

③宮古分室

④八重山分室

事故受付センター

 **0120-091-161** (通話料無料)

365日年中無休
24時間受付

3. 海外ネットワーク

海外ネットワークはありません。

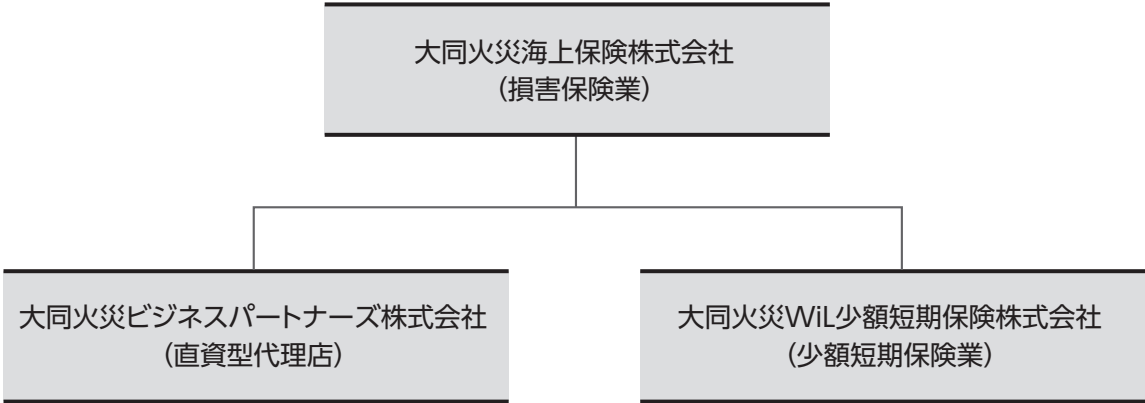
IV. 当社および子会社の概況

1. 当社および子会社の概況

(1) 主要な事業の内容および組織の構成

大同火災グループは、当社および子会社2社により構成されています。

(2025年7月1日現在)



2. 子会社に関する事項

(1) 主要な事業の内容および組織の構成

(2025年7月1日現在)

会社名	本店所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数 に占める当社 の所有株式の 割合	株式等の総数 に占める子会 社の所有株式 の割合
大同火災 ビジネス パートナーズ 株式会 社	〒900-0033 沖縄県那覇市 久米2丁目 2番20号	30百万円	・ 損害保険代理業 ・ 生命保険の募集に関す る業務 他	2015 (平成27)年 3月2日	100%	—
大同火災Wil 少額短期保 険株式会 社	〒900-0033 沖縄県那覇市 久米2丁目 2番20号	200百万円	・ 少額短期保険業	2021 (令和3)年 3月5日	100%	—

V. 設備の状況

1. 設備投資等の概要

2024年度の設備投資は、主として損害保険事業において営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は448百万円です。

2. 主要な設備の状況

当社における主要な設備の状況は、以下のとおりです。

(2025年3月31日現在)

店名	所在地	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
		土地(面積m ²)	建物	動産	
本店	沖縄県那覇市	800(830)	664	20	239
東京支店	東京都千代田区	—	0	0	3
本・支店以外	沖縄県那覇市他	489(4,697)	179	11	72

(注)1.上記は全て営業用設備です。

2.上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

設備名	所在地	帳簿価額(百万円)	
		土地(面積m ²)	建物
大同火災海上保険 久米ビル	沖縄県那覇市	117(539)	118
大同火災海上保険 新都心ビル	沖縄県那覇市	187(764)	88
大同火災海上保険 与那原ビル	沖縄県与那原町	117(597)	8

Ⅵ. 役員の状況

1. 役員の状況

(2025年7月1日現在)

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役会長	よぎ たつ き 与儀達樹 (1965年3月19日)	2010年 7月 大同火災海上保険株式会社業務部長 2015年 6月 当社取締役 2017年 6月 当社常務取締役 2018年 6月 当社取締役社長 2024年 6月 当社取締役会長(現職)	
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	まつ かわ みつ ひろ 松川貢大 (1968年5月29日)	2018年 6月 大同火災ビジネスパートナーズ株式会社取締役社長 2020年 4月 大同火災海上保険株式会社営業第一部部長 2020年 6月 当社執行役員営業第一部長 2022年 6月 当社常務取締役 2024年 6月 当社取締役社長社長執行役員(現職)	・ 内部監査部
取締役 専務執行役員 (代表取締役)	しま だ つとむ 島田勉 (1966年11月1日)	2014年 7月 大同火災海上保険株式会社事務サービス部長 2016年 7月 当社業務部長 2017年 7月 当社東京支店長 2021年 4月 当社経営企画部長 2021年 6月 当社執行役員経営企画部長 2023年 6月 当社常務取締役 2024年 6月 当社取締役専務執行役員(現職)	・ 経営企画部 ・ 業務部 ・ 経理総務部 ・ 情報システム部 ・ 損害サービス部補佐
取締役 専務執行役員	ふじ わら のぶ ひと 藤原啓人 (1962年8月29日)	2013年 7月 東京海上日動火災保険株式会社仙台支店長 2014年11月 同社仙台支店長 兼 出向(東京海上日動あんしん生命保険株式会社営業企画部参与) 2016年 4月 同社理事 横浜中央支店長 兼 出向(東京海上日動あんしん生命保険株式会社営業企画部参与) 2019年 4月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務執行役員 2022年 6月 大同火災海上保険株式会社常務取締役 2023年 6月 当社専務取締役 2024年 6月 当社取締役専務執行役員(現職)	・ 東京支店 ・ 業務品質部 ・ 損害サービス部
取締役 常務執行役員	やま ぎと たけ し 山里武司 (1969年1月16日)	2018年 7月 大同火災海上保険株式会社営業第二部長 2020年 4月 当社損害サービス部長 2020年 6月 当社執行役員損害サービス部長 2022年 6月 当社執行役員経営企画部特命部長 2023年 6月 当社執行役員経営企画部長 2024年 6月 当社取締役常務執行役員(現職)	・ 営業第一部 ・ 営業第二部 ・ 営業企画推進部
取締役	みや ぎ さとし 宮城哲 (1968年2月15日)	2018年 6月 大同火災海上保険株式会社取締役(現職) (他社役職) 1999年 6月 弁護士登録 1999年 6月 当山法律事務所弁護士 2022年 4月 アドバイザリー法律事務所開設(現職)	
監査役	かわ かみ きよ のり 川上澄則 (1964年10月26日)	2009年 6月 大同火災海上保険株式会社経理部長 2012年 6月 当社取締役 2017年 6月 当社常務取締役 2021年 6月 当社専務取締役 2024年 6月 当社常勤監査役(現職)	

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
監査役	い は かず や 伊 波 一 也 (1963年6月5日)	2024年 6月 大同火災海上保険株式会社監査役(現職) (他社役職) 2013年 4月 株式会社沖縄銀行本店営業部長 2015年 4月 同行お客さま本部法人部長 2017年 4月 同行執行役員お客さま本部法人部長 2018年 6月 同行常務取締役 2023年 6月 同行専務取締役(代表取締役)(現職)	
監査役	ひら まつ ひとし 平 松 均 (1960年9月19日)	2025年 6月 大同火災海上保険株式会社監査役(現職) (他社役職) 2008年 7月 東京海上日動火災保険株式会社 企業商品業務部部長 兼 財産保険グループリーダー 2010年 7月 同社名古屋営業第一部長 2013年 7月 同社関西営業第三部長 2014年 4月 同社理事 関西営業第三部長 2015年 4月 同社執行役員 関西営業第三部長 2016年 4月 日新火災海上保険株式会社 取締役常務執行役員 2019年 4月 東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員 2019年12月 同社常務執行役員 関西公務金融部長 2020年 4月 同社常務取締役 2021年 6月 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 代表取締役社長(2025年6月退任)	
監査役	なか がわ みち お 中 川 通 男 (1968年10月23日)	2025年 6月 大同火災海上保険株式会社監査役(現職) (他社役職) 2018年 4月 株式会社琉球銀行 審査部長 2022年 4月 株式会社琉球リース 代表取締役社長 2024年 4月 株式会社琉球銀行 常務執行役員 2024年 6月 同行常務取締役(現職)	
執行役員	まつ むら こう じ 松 村 幸 司 (1970年1月21日)	2017年 6月 大同火災海上保険株式会社経営企画部長 2019年 6月 当社取締役 2025年 6月 当社執行役員(現職) (他社現職) 2021年 3月 大同火災Wil少額短期保険株式会社取締役社長(現職)	
執行役員	あ ぐに たかし 栗 国 隆 (1970年7月31日)	2019年 7月 大同火災海上保険株式会社業務部長 2021年 4月 当社営業企画推進部長 2022年 6月 当社執行役員営業企画推進部長 2024年 6月 当社執行役員経営企画部長 2025年 4月 当社執行役員情報システム部長 兼 デジタル戦略室副室長 2025年 6月 当社執行役員情報システム部長 兼 デジタル戦略室長(現職)	
執行役員	しん がき み さ お 新 垣 美佐緒 (1969年5月14日)	2019年 7月 大同火災海上保険株式会社経理総務部長 2021年 4月 当社業務品質部長 2022年 4月 当社損害サービス部長 2024年 6月 当社執行役員損害サービス部長(現職)	
執行役員	あら さき もり ふみ 新 崎 盛 史 (1971年5月10日)	2020年 4月 大同火災海上保険株式会社経営企画部長 2021年 4月 当社経理総務部長 2024年 6月 当社執行役員経理総務部長 2025年 4月 当社執行役員経営企画部長(現職)	

(注1) 宮城哲氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役です。

(注2) 伊波一也氏および平松均氏、中川通男氏は、会社法第2条16号に定める社外監査役です。

Ⅶ. 従業員の状況

1. 従業員の状況

(1) 基本情報

(2025年3月31日現在)

区分	男性	女性	平均・合計
平均年齢	42.1歳	40.3歳	41.4歳
平均勤続年数	12.5年	13.0年	12.7年
従業員数	196名	124名	320名
平均給与月額	427千円	277千円	368千円

- (注) 1. 従業員には使用人兼務取締役、休職者等を含みません。
2. 平均給与月額は2025年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり賞与を含みません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて少数第1位まで表示しています。

(2) 管理職に占める女性の割合

(2025年3月31日現在)

女性管理職比率(%)
8.2

- (注) 1. 女性活躍推進法に基づき、「女性の管理職数÷管理職数×100(%)」にて算出しています。
2. 管理職には使用人兼務取締役は含みません。
3. 出向者は出向先の従業員として集計しています。

(3) 男性の育児休業と育児目的休暇の取得率

(2025年3月31日現在)

男性の育児休業と育児目的休暇の取得率(%)
80.0

- (注) 育児・介護休業法に基づき、「(育児休業等をした男性労働者の数+子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数の合計数)÷配偶者が出産した男性労働者の数×100(%)」にて算出しています。

2. 採用方針

損害保険会社のもつ公共的使命を理解し、地域社会の発展・向上を真剣に考え、自己啓発および相互啓発を通して常に自己と仲間の成長に努める人を求めます。

会社訪問、応募および入社試験の機会を平等に与え、かつ、公平に実施し採用を決定いたします。

3. 定期採用の推移

採用実績	総合職	一般職	合計
2025年入社	7名	—	7名
2024年入社	8名	—	8名
2023年入社	8名	—	8名
2022年入社	6名	—	6名
2021年入社	7名	—	7名
2020年入社※	10名	—	10名
2019年入社	5名	9名	14名
2018年入社	11名	7名	18名

※人事制度の見直しに伴い、2020年入社より総合職での採用に一本化されております。

4. 人財育成、能力開発

当社はお客さまから支持され、沖縄とともに成長し続ける企業を目指して、社員のあるべき人財像を「挑戦心を持って働く社員」「生産性高く働く社員」「主体的な行動を起こす社員」と定めております。全社員がこの「あるべき人財像」を体現できるよう人財の育成に努めております。

「個人の成長」(一人ひとりの自律的成長、キャリア形成)および「組織の強化」(組織目標の達成に向けた支援体制の強化)両方の視点を人財育成プログラムへ反映し、社内外で活躍する人財を育成していきます。

当社の教育訓練体系は、「OJT(職場での仕事を通じた指導育成)」、「Off-JT(集合研修やeラーニング等の教育・研修)」、「自己啓発(能力開発)」、「社外との交流」の4本柱を効果的に組み合わせて実施します。

「Off-JT」や「自己啓発」は、各階層で求められる能力を修得するために人事部門が主催する「部門横断研修」、各部門の専門性を高めることを目的とした「部門別研修」等で構成されております。2021年度に導入したeラーニングシステムを活用し、より効率的・効果的な学習を実施していきます。

5. 福利厚生

次の諸制度を実施しております。

(1) 諸制度

企業年金制度、個人年金制度、財形貯蓄制度、共済会制度、従業員持株会制度、社員融資制度、育児休業制度、介護休業制度、連続休暇制度、その他特別有給休暇制度

(2) 健康管理

定期健康診断、人間ドックの実施、産業医による健康相談、メンタルヘルスサポートシステム

(3) その他

社宅、保養施設、スポーツ施設、クラブ活動

目標管理制度

組織目標達成に結びつく個人目標を掲げ、達成に向けた具体的な行動計画を立て、その進捗を上司と確認しながら管理する制度です。1年間に上司との面接を3回（初期・中間・最終）行い、目標達成に向けた進捗状況や課題等を共有することで、適時に上司からアドバイスを受けることができます。自己の目標を管理し達成することが、スキルの向上やキャリア形成へ繋がっています。

部門横断研修

■新任リーダー・マネジメント研修

リーダー職、マネージャー職昇進時に実施している研修です。リーダーに求められる基本的な役割と自律的な組織マネジメント行動を学び、リーダー・マネージャーとして新たなステージで大きく飛躍できるように支援を行っています。

■上級者・中級者コーチング（評定者・被評定者研修）

公平・公正な人事考課（コーチング）の手法について理解を深め、納得感のある評価を行うことを目的に、評価する人（評定者）と評価される人（被評定者）に対して実施する研修です。評定者のレベルを統一し、適正な評価を行うことが社員のモチベーション向上へ繋がっています。

部門別研修

各部門の専門性を高めるために部門毎に人財育成方針および研修プログラムを作成し、必要な業務知識やスキルを研修等で学ぶ制度です。OJT研修とうまく融合させることで、その部門のプロフェッショナルとして育成していきます。

職場内研修(OJT)

■エルダーによる新人育成

職場内で新入社員と年齢の近い先輩を新入社員のエルダー（教育係）に任命し、1年間エルダーが中心となって職場全体で新入社員を育成していく制度です。エルダーは毎月新入社員の面談を行うことで、新入社員を適宜サポートいたします。エルダー役の社員にとっても後輩指導の経験を積むことができ、互いにレベルアップができる良い環境を作っています。

■チャレンジ5

新入社員および2年目社員が配属後、5項目の目標に向かって1年間チャレンジしていく制度です。そのチャレンジ目標を達成するために、職場の上司や先輩のアドバ

イスを受けながら自己研鑽に励むことで、自立的な成長を促していきます。

資格取得推進に向けた取り組み

自己啓発に関して、資格取得を通じた業務能力の向上を奨励することを目的として、当社が定める資格試験の合格者に奨励金を支給する制度です。特に全社員に推奨する資格を必修資格として定めており、全社員の受験を促し、全社的なスキルの底上げを図っています。

ダイバーシティに関する取り組み(女性活躍支援)

『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』（女性活躍推進法）を踏まえ、女性が幅広く柔軟に活躍できる雇用環境の構築に向けて「行動計画」を策定し実施しています。

行動計画に沿って、女性管理職登用の推進やキャリア教育・キャリアサポートを行っています。

他社合同研修

2023年度に続き、自社だけでなく社外（県内で働く身近な人たち）との交流を通じて、自社業界以外の知識や価値観を吸収し、新たな視点やアイデアを生み出すことを目的として、以下の他社合同研修を実施しました。

■企画・課題解決実践研修

「企画・提案力の強化」「課題解決力・実行力の向上」「社外交流によるモチベーション向上・人財育成」を目的として、「企画・課題解決実践研修」を実施しました。

自身や職場で抱える課題について、他社との意見交換を踏まえてアプローチし、課題解決に向けた考え方や手法の習得、アイデアを実現するためのプロセスの体系的な理解、知的生産性の向上を図っています。

■キャリアアップ合同研修

「性別に関係なく、皆がイキイキと働くことのできる職場」を目指し、一人ひとりが主体的に考え、課題解消に向けて行動できる人材・組織づくり、社外との交流を通して自身のキャリアや自己実現について考えることを目的として、2024年度は対象者を男性にも拡大し、「キャリアアップ合同研修」を実施しました。

第一部では、各社男女1名ずつ計6名のパネリストが登壇し、キャリアの転機や感情（＝モチベーション）の変化、苦難を乗り越えるための考え方や行動等について、パネルディスカッションを行いました。第二部では、グループディスカッションを通して、女性・男性それぞれのキャリアアップに関する悩みや皆がイキイキと活躍していくために必要な取り組み等について、意見交換を行いました。

損害保険用語の解説

損害保険用語の解説（50音順）

あ行

●Web（ウェブ）証券（保険証券）

ご契約後に郵送する保険証券に代えて、インターネットを利用して、ホームページでご覧いただける保険証券です。自動車保険契約、火災保険契約（一部除く。）において選択することができます。

●Web（ウェブ）約款（ご契約のしおり）

ご契約後に郵送する冊子型の保険約款に代えて、インターネットを利用して、ホームページでご覧いただける保険約款です。自動車保険契約、火災保険契約（一部除く。）、傷害保険契約（一部除く。）、賠償総合保険、業務災害補償保険において選択することができます。

か行

●価格変動準備金

保険業法で定められた準備金で、保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買による損失が利益を超える場合、その差額を取り崩します。

●過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失（責任）があれば、その過失（責任）割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

●共同保険契約

一つの保険契約を複数の保険会社が分担して引き受ける契約方式のことをいいます。

●クーリングオフ

「保険契約者の取り消し請求権」のことです。保険契約者をご契約を申し込まれた日または「重要事項説明書（クーリングオフ説明書）」を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、保険契約申し込みの撤回または解除を行うことができます。

ただし、保険期間が1年以下のご契約、営業または事業のためのご契約、法人等が締結されたご契約、質権設定付のご契約等はクーリングオフの対象外となります。

●契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料について、保険会社が予定利率を上回る運用益をあげた場合に、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

●契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、保険契約がはじめからなかったと同様の状態に戻す

ことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反等による解除の際は保険契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生じるように規定しています。

●契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、火災保険で支払いの対象にならない事故によって保険の対象が滅失した場合には保険契約は失効となります。

●告知義務

保険の契約締結時に、保険会社に対して危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めた事項について、事実を正確に告げなければならない義務をいいます。

●ご契約内容確認欄（ご契約内容確認書）

申し込みいただく保険契約の内容がお客さまのニーズ（意向）に合致しているかどうかを、契約締結前に確認する機会を確保するために、お客さまのニーズ（意向）に関して情報を収集し、確認する書面のことです。

●ご契約のしおり

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行えるよう、契約時に配付するために作成された小冊子のことです。ご契約のしおりには、ご契約に際しての注意事項、ご契約締結後の注意事項、保険金支払に関する事項、事故が起こった場合の手続きなどが記載されています。

さ行

●再取得価額（新価）

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

●再保険

台風、地震のような広域大災害が発生した場合、巨額の保険金支払が予測されるため、保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することによって、危険の分散を図ることをいいます。

●再保険料

保険会社が自ら引き受けた保険契約の保険金支払責任を、他の保険会社に転嫁するときに支払う保険料のことをいいます。引き受けた保険会社からは受再保険料と呼ばれています。

●時価額

再取得価額（新価）から経過年数や使用損耗による減価を差し引いて算出した金額をいいます。

●事業費

保険会社が事業を行う上での費用で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費および一般管理費」、「諸手数料および集金費」を総称していいます。

●地震保険料控除制度

納税者が居住用建物または家財を保険の対象とし、かつ地震・噴火・津波などを原因とする火災、損壊などに対して保険金が支払われる地震保険の保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを地震保険料控除制度といます。

●示談

民事上の紛争を裁判によらずに、当事者間の話し合いで解決することをいいます。

●質権設定

火災保険契約等で、保険契約を締結した物件が罹災したときの保険金請求権^{*}を被保険者が他人に質入れることをいいます。

※その他積立保険の満期返戻金請求権、契約者配当金請求権および保険契約の無効・失効・解除の場合の返戻金請求権の場合があります。

●支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

●重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）

保険契約の内容を理解していただくことを目的とし、特に重要な事項について記載した書面です。保険業法では、保険会社が保険契約者および被保険者に交付し、重要事項を説明しなければならないことになっています。

●正味収入保険料

保険契約者から直接受け取った保険料（元受正味保険料）に、再保険料（受再正味保険料および出再正味保険料）を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返還すべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

●責任準備金

将来の保険金支払など保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険において、満期返戻金、契約者配当金の支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」および異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

●全損

保険事故の発生によって、保険の対象が完全に滅失

した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再取得価額（新価）または時価額を超えるような場合をいいます。前者の場合を現実全損（絶対全損）、後者の場合を経済的全損（推定全損）といます。なお、これらに至らない損害を分損といます。

●ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落などの「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金など保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

●損害てん補

保険事故によって被保険者に生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことなどをいいます。

●損害保険大学過程

「損害保険募集人一般試験」に合格した募集人向けに、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを図るための制度として、一般社団法人日本損害保険協会が創設したものです。損害保険の募集に関連の深い専門知識を修得するための「専門コース」と、専門コースの認定取得者が実践的な知識・業務スキルをさらに修得するための「コンサルティングコース」があります。試験に合格し、所定の要件を充たす方は認定申請により、専門コースの方は「損害保険プランナー」として、コンサルティングコースの方は「損害保険トータルプランナー」として認定されます。

●損害保険募集人一般試験

保険募集にあたり保険商品に関する重要事項等を正確に説明するための知識を募集人が習得しているか確認するための試験として、一般社団法人日本損害保険協会が実施している制度です。本試験制度では「基礎単位」に合格しなければ代理店登録または募集人届出はできません。また、原則として募集人は、取り扱う保険商品に応じた「商品単位」に合格しなければ、当該保険商品の取扱いはできません。

●損害保険料率算出機構

2002年7月に「自動車保険料率算定会」と「損害保険料率算定会」が統合されたものです。火災保険、自動車保険、傷害保険などの参考純率および自動車損害賠償責任保険、地震保険の基準料率の算出を主な業務としています。また自動車損害賠償責任保険の損害調査業務も行っています。

●損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

た行

●大数の法則

火災・爆発・盗難など、私たちの生活を脅かす災害

はいつ発生するかわかりませんが、過去の何年間にもさかのぼって、同種の事故を統計的に整理して観察すると、その事故がほぼ一定の割合で発生していることがわかってきます。このような大量観察の結果出てきた割合は、同じような条件下にある他の事故の場合にも当てはまると考えられます。これを大数の法則といい、特定の偶然な事故が将来において発生するであろう割合を予測することができます。

●超過保険・一部保険

保険金額（ご契約の金額）が保険の対象の実際の価額を超える保険契約を超過保険といい、この場合は、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がないときは、保険契約者は、その超過部分について取り消すことができます。

また、実際の価額よりも保険金額が少ない保険契約を一部保険といい、この場合には、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が支払われます。（比例てん補）

●重複保険

同一の保険の対象に対して同種の危険を補償する複数の保険契約などが存在する場合を広義の重複保険といい、その複数の保険契約の保険金額の合計額がその対象物の再取得価額（新価）または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

●通知義務

ご契約内容のうち保険会社があらかじめ指定した事項について、保険期間中に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務をいいます。

●積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことをいいます。

●積立保険

火災保険や傷害保険等の補償機能に加え、満期時には満期返戻金を支払うという貯蓄機能も併せ持った長期の保険です。

●特約（特別約款）

特約は主契約に付けるオプション部分で特約だけでの契約はできません。普通保険約款に特約をセットすることで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更したり、補償の範囲を拡張または制限することができます。

は行

●被保険者

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。

●被保険利益

特定の物に偶然な事故が発生することにより、特定の人が損害を被るおそれがある場合に、その特定の人と特定の物との間にある利害関係を被保険利益

といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

●比例てん補

損害が発生した時、保険金額（ご契約の金額）が保険価額（保険の対象とした物の実際の価額）を下回っている一部保険の場合には、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が支払われることをいいます。

●分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害のことをいいます。

●法律によって加入が義務付けられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）等があります。

●保険価額

保険の対象の価額であり、被保険利益を金銭に評価した額をいいます。保険事故が発生した場合に、保険の対象について被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

●保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことをいいます。原則としてこの期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険約款では、保険期間が開始した後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払わないと定めていることが一般的です。

●保険業法

保険業の公共性に鑑み、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正性を確保することにより、保険契約者などの保護を図る目的として制定されている法律のことをいいます。保険会社に対する監督（事業の開始、保険会社の運営など）と保険募集に対する監督の両面に関して規定しています。

●保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険契約の普通保険約款および特約の内容に基づいて保険会社から被保険者または保険金受取人に対してお支払いする金銭のことです。

●保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額のことをいいます。その金額は保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

●保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする方をいいます。ご契約が成立すれば、保険契約者は保険料の支払義務を負います。

●保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払い等の責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、

支払備金、責任準備金等があります。

●保険契約申込書

保険を契約する際に保険契約者が記入・捺印（押印）し、保険会社に提出する所定の書類のことをいいます。保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは行き違いが生じ、紛争の原因となる場合があるため、保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

●保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いなどを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

●保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する書面のことをいいます。

●保険の対象

保険を付ける対象物のこといいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

●保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

●保険法

保険法とは、「保険契約者等と保険会社との間の契約にかかわるルール」を定めた法律です。これまで保険契約にかかわるルールは「商法」の一部として定められていましたが、2010年4月の法改正で商法から独立し、「保険法」という一つの法律として新たに制定されました。

●保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を拡張・変更・制限する特別約款（特約）とがあります。

●保険料

被保険者が被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。

●保険料即収の原則

保険契約と同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約をセットしている場合など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

●保険料率

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの保険料の金額で表されています。例えば、保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」または「1パーミル（‰）」と表現されることがあります。

ま行

●マリン・ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険が含まれます。ノンマリンはマリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険などが含まれます。

●満期返戻金

積立保険（貯蓄型保険）で、契約が満期までに有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。その金額は契約時に定められています。

●免責

保険金を支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波による事故等を指します。保険約款には「保険金をお支払いしない場合」「保険金を支払わない場合」等として記載されています。

●免責金額

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとしてご契約時にあらかじめ設定する自己負担額のこと、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

●免責条項

保険金をお支払いしない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金をお支払いしない場合」等の見出しが付けられます。

●元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対する元の保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

や行

●予定利率

積立保険（貯蓄型保険）で、保険料中の積立保険料部分を運用して増やし、所定の満期返戻金とするために、あらかじめ予定している利率のことをいいます。

大同火災の現状2025

2025年7月

〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

大同火災海上保険株式会社
経営企画部 経営企画課

TEL 098-869-3099
